

## 第2編 一般災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。本節では、このような災害に強い施設等の整備に係る対策を定める。

#### 第1節 土砂災害の防止対策

[総務課, 建設課, 農林水産課]

本町は、地形・地質条件から、土石流, 地すべり, 急傾斜地崩壊, 斜面崩壊等の風水害による土砂災害, 山地災害, 農地災害等の被害が予想される。

このため、このような災害を防止するため、従来より推進されている各種防災事業を継続し、風水害に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号, 平成13年4月施行)(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進することを検討する。

#### 第1 土砂災害の防止対策

##### 1 土砂災害防止事業の推進

本町は、自然条件から台風・豪雨に襲われる頻度が高いため、土石流, がけ崩れ等による土砂災害を受けやすい。そのため、危険箇所の調査・把握を行い、梅雨期, 台風期の豪雨時には巡回して監視するなどの災害予防に必要な措置を行う。

##### (1) 山地災害危険地区等

山腹崩壊, 崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を県の山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編3-6 地すべり危険箇所》

《資料編3-7 山腹崩壊危険地区》

《資料編3-8 地すべり危険地区(山地災害)》

《資料編3-9 崩壊土砂危険地区》

##### (2) 土石流危険溪流等

土石流の発生が予想される危険溪流等を県の土石流危険溪流(I~II)の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編3-1 土石流危険溪流I》

《資料編3-2 土石流危険溪流II》

第1章 災害予防 <災害に強い施設等の整備>  
第1節 土砂災害の防止対策

---

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所

がけ崩れの発生が予想される箇所を県の急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ～Ⅲ）の指定に基づき把握し、巡視警戒等災害予防に必要な措置を行う。

《資料編3-3 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ》

《資料編3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ》

《資料編3-5 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ》

(4) 建築基準法に基づく災害危険区域

町及び県は、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定めることができる。

急傾斜地崩壊危険区域、又は津波、高潮、出水による危険の著しい区域では、住家等の建築を制限するとともに、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を促進する、がけ地近接等危険住宅移転事業を行うことを検討する。

(5) 交通途絶予想箇所

道路管理者は、落石、崩土、河川の氾濫、浸水、高潮等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、所管において標示を行うとともに、職員が定期的に防災パトロールを実施し、道路の実態、迂回路の把握に努める。

また、緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止め等の措置を行い、被害の未然防止に努める。

《資料編3-11 交通途絶予想箇所》

(6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

町は、県と連携し、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

ア 土砂災害警戒区域

町は、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域として県が指定した土砂災害警戒区域について、土砂災害防止法第8条に基づき、町地域防災計画において各区域に警戒避難体制に関する事項について定め、情報伝達、警戒避難体制の整備、警戒避難に関する事項の住民への周知を図る。

《資料編3-12 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等》

イ 土砂災害特別警戒区域

町は、土砂災害により建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域について、県が行う基礎調査、土砂災害特別警戒区域の指定に協力する。

特別警戒区域内では、住宅宅地分譲や老人ホーム、病院等の要配慮者施設を建築するための開発行為に知事の許可を要するほか、建築基準法による建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し知事は移転等の勧告が可能となる。

(7) 盛土規制法に基づく規制区域等

町は、盛土規制法に基づく規制区域等盛土等による災害から住民の生命、財産を守るため、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域について、県が行う基礎調査、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の指定に協力する。

《資料編3-14 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図》

(8) 自然災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても把握し、地域住民へ周知するとともに、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

《資料編3—13 自然災害危険箇所》

**2 砂防施設等の災害防止**

砂防施設等（砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び林地荒廃防止施設等）の機能を確保する必要がある。このため、町は、県や住民等受益者による日頃から巡視や点検に協力する。

**3 災害危険箇所等の調査結果の周知**

(1) 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、熊毛支庁、熊毛地区消防組合中種子分遣所等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の点検の確認の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

住民は、住民自身による災害危険箇所の把握に努め、日ごろから地域ぐるみで自分たちが居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに町に通報する。

(2) 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、県等の調査結果を周知・公表する。また、危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 町独自に、新たに、把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

(3) 災害危険箇所に係る避難場所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路及び避難方法を、以下に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路及び避難方法を町地域防災計画に明示・位置付ける。

イ 災害危険箇所の他、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配布を行う。

ウ 広報紙、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図る。

**4 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備**

(1) 災害危険箇所の警戒体制の確立

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。

なお、町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

また、町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努める。

(2) 避難対象地区の指定及び警戒巡視員の選任等

町は、人家等に被害を与えるおそれがある危険箇所がある地区を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法等を定めた避難計画の作成に努める。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておく。

(3) 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の住民を対象に、避難計画を作成する。

ア 災害危険箇所の概況把握

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

イ 住民への情報伝達方法の整備

町防災無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法について、効果的な運用方法を整備しておく。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の指定

災害の種類ごとに、災害の危険から緊急に逃れるための施設・場所を指定緊急避難場所として指定するとともに、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して、災害後、被災者を一時的に滞在させるため公共施設等を指定避難所として指定する。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。

また、指定緊急避難場所や指定避難所での住民の世話人の配備等の措置を講じる。

《資料編4-1 指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所》

エ 避難誘導員等の指定

避難する際の誘導員を、消防団員や連合青年団、自主防災組織のリーダー等から定め、特に、地域の独居の高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

オ 避難指示等の基準の設定

土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及びその補足情報となる河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1, 2, 3, 4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクルを用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

カ ハザードマップ等の作成

町は土砂災害に関する情報の伝達方法・避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

(4) 住民の自主的避難の指導

町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するように努めるものとする。避難対象地区の住民避難は、隣保精神に基づいて組織された自主防災組織等により地域ぐるみで、早めに行うよう努める。

このため、町及び各防災機関は協力して、自主防災組織等の育成・強化に努める。

(5) 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、適宜、斜面災害を想定した避難訓練を実施するよう努める。

## 第2 農業災害の防止対策

### 1 農作物等被害予防対策の確立

各地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

### 2 作目別被害予防対策

町の地理的条件による災害の発生状況を考慮した作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事前事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

### 3 防災営農施設の整備

台風による大雨、土砂崩壊等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽したため池の補強、降雨等による農地の侵食対策等について、土地改良長期計画等に即し総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。

特に豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災重点農業用ため池）のうち、対策が必要なものについては関係法令に基づいて計画的かつ重点的な整備に努める。

また、ダムや防災重点農業用ため池が万が一決壊した場合を想定し、人的被害を軽減するため、被害想定区域や避難場所等を示したハザードマップを作成するなど、減災対策にも努める。

## 第2節 河川災害・高潮災害等の防止対策の推進

[建設課, 農林水産課]

### 第1 河川災害の防止対策

#### 1 河川及び治水施設等の整備

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高い氾濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

#### 2 河川及び治水施設等の整備方策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

#### 3 浸水実績等を活用した水害リスク情報の周知等

町長は、水位周知等を行う河川に指定されていなかった中小河川のうち、地域の実情に鑑みて洪水時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保が特に必要と認める河川について、浸水実績等を把握するよう努める。

特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。

浸水実績等を把握した町長は、把握した浸水実績等について、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保に資するため、水害リスク情報として周知する。

町が行う浸水実績等の把握について、県から必要な情報提供、助言その他の援助を得るものとする。

### 第2 高潮災害等の防止対策

#### 1 海岸保全施設の整備方策

台風の常襲地帯である種子島では、台風の接近によって気圧が低下し、満潮時と重なると高潮が発生するおそれがある。これまで、高潮による大きな被害は報告されていないが、高潮・高波により浸水が始まってから移動することは危険であり、特に堤防などを越波する場合、海水は非常に強い勢いで侵入し、大きな破壊力を示すことがある。

町は、台風時の高潮や冬季波浪等による被害が生じやすい海岸を対象として施設整備を実施してきたところであり、今後とも、引き続き、海岸保全基本計画に基づき、海岸保全施設の整備を図る。

#### 2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた鹿児島県海岸保全施設の整備を推進する。

### 3 高潮リスクの低減

町は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムライン（防災行動計画）の考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風の接近による大雨によって河川の水位が上昇する前に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のためにも一助とするものである。

## 第3節 防災構造化の推進

[総務課, 建設課]

町の基盤施設の整備を推進し、災害の拡大を防ぎ、被害の軽減を目指す防災まちづくりを推進するため、これまで関係各課や関係機関において個別に実施されてきた町の防災環境を整備するための事業を、総合調整して実施する。

また、土地区画整理事業などをはじめ、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することによる既成市街地の更新、新規開発に伴う指導・誘導を行うことによる適正な土地利用を推進するほか、町におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定めた立地適正化計画（防災指針）の策定を推進することにより、風水害等に備えた安全な都市環境整備を推進する。

### 第1 防災的土地利用の推進

#### 1 都市基盤施設整備の推進

町は、既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるように、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

#### 2 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、以下の各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、低地部の軟弱地盤地域での大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

##### (1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の安全化

盛土宅規制法第3条により指定された宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内で行う宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に関する工事等について、同法の規定に基づき指導、取締りを行い、災害の防止に努める。

《資料編3-12 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域図》

##### (2) 建築基準法による災害危険区域対策

建築基準法第39条により指定された災害危険区域については、建築を制限し、災害防止に努める。

##### (3) 危険住宅の移転促進

がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、危険住宅の移転の促進を図る。

#### 3 立地適正化計画策定の推進

町は、立地適正化計画による島内における生活拠点の集約と持続可能な地域構造の形成及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

## 第2 建築物の不燃化の推進

### 1 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

### 2 消火活動困難地域の解消

町は、避難場所・避難路等の整備を行い、道路・空地を確保・拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。

### 3 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

### 4 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図ることを検討する。

## 第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

### 1 道路・公園・緑地・空地等のオープンスペースの整備

#### (1) 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。

このため、道路管理者は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

《資料編4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所》

#### (2) 公園・緑地・空地等の整備・確保

町は、都市公園等を計画的に配置・整備し、必要に応じ、オープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

### 2 共同溝等の整備

町は、都市・地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを收容するための共同溝等の整備を推進する。

### 3 防災拠点の確保

大規模災害時における災害応急対策等を効果的に実施するための拠点として、避難地、災害応急対策支援等の機能を備えた防災拠点の整備に努める。

## 第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

### 1 擁壁の安全化

町は、道路部の擁壁等において擁壁を設置する場合には、設計時に安全性を考慮しているが、道路防災点検等を行い、その結果に基づき、必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合には、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

### 2 ブロック塀等の安全化

町は、パンフレットの配布等や年2回の建築物防災週間等において、建築基準法に基づく、随時新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について指導しており、引き続き、ブロック塀等の安全化指導や修繕、補強等の改修指導を実施する。

### 3 窓ガラス等落下物の安全化

町は、これまでに実施している定期報告制度や年2回の建築物防災週間をはじめとする既存建築物の窓ガラス、外壁タイル等の補修指導を継続するとともに、窓ガラス等の落下物によって公衆に危害を及ぼす危険性の高い市街地については、特にその指導に努める。また、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

## 第4節 建築物災害の防止対策

[総務課, 地域福祉課, 建設課, 教育委員会]

強風・豪雨・火災等による災害では, 浸水・斜面崩壊等による建物損壊や火災による焼失等の被害が予想される。

このため, 建築物の「構造耐火上の安全性」, 「防火性・耐火性」等の安全性を確保することにより, 建築物災害の防災対策を推進する。

### 第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

町の庁舎, 消防等の施設, 学校, 中央公民館, 医療機関の施設は, 災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか, 学校, 公民館等は, 避難施設や物資の集積拠点としても利用される場合がある。

このため, 町は, これらの防災基幹施設や公共施設等が, 災害時に有効に活用できるように, 関係機関と協力し, 施設の機能の保持と安全性を確保する。

### 第2 一般建築物の安全性の確保

#### 1 住民等への意識啓発

町は, 住民に対し, 以下の意識啓発を実施する。

##### (1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて, 建築物の不燃化等の関係法令について, 普及・啓発を図るとともに, 既存建物については改修時の相談に応じる。

このほか, 講習会等を実施することにより, 不燃化等の必要性を啓発する。

##### (2) がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ近接等危険住宅の移転について, 助成による誘導措置を含め, 普及・啓発を図る。

##### (3) 建築物等における石綿使用有無の把握

建築物等の所有者, 管理者又は占有者に対し, 建築物等に石綿を含む建築材料が使用されているか否かの把握に関する知識の普及を図るよう努める。

#### 2 特殊建築物等の安全性の確保

##### (1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関, ホテル, 物品販売業を営む店舗等の特殊建築物の安全確保を図るため, 建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により, 建築物の維持保全の状況等について, 所有者又は管理者が建築士等に定期的に調査・検査をさせる。

また, 必要な場合は現地調査を実施し, 適正な指導を行い, 災害を未然に防止する。

##### (2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については, 「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施)において消防組合等の協力を得て, 防災査察を実施するとともに, 年間を通じパトロールを行い, 建築物の安全確保を推進する。

## 第5節 公共施設の災害防止対策の推進

[地域福祉課, 建設課, 水道課, 農林水産課, 空港管理事務所]

上水道, 電力, ガス, 通信等のライフライン施設, 道路・橋梁, 港湾・漁港, 空港等の公共施設等は, 住民の生活の根幹をなすものであり, これらが災害により被害を受け, 機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きく, 特にライフラインの被災は, 安否確認, 住民の避難, 救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから, 町, 県及びライフライン事業者は, ライフライン施設や廃棄物処理施設について, 風水害等の災害に強い施設を整備するとともに, 適確な維持管理に努めるなど災害が発生したときも被害を最小限にとどめ, 早期復旧が図られるよう, 系統多重化, 拠点の分散, 代替施設の整備等による代替性の確保など施設の災害防止対策を推進する。

### 第1 上水道施設の災害防止

#### 1 災害に強い水道施設の整備の推進

上水道施設は, 生命の維持や日常生活に不可欠なため, 町は, 災害に備え機能が保持できるよう施設整備を行っているが, 今後, 特に施設の更新時を捉えて耐震化を推進するとともに, 引き続き, 以下の対策により, 被害発生抑制と影響の最小化を図り, 災害に強い上水道施設の整備を推進する。

《資料編7-3 水道施設の整備状況》

- (1) 水源施設, 管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽化した水道施設, 管路施設等の点検・補修の推進
- (3) 水道施設の耐震化・停電対策の推進
- (4) 浸水のおそれがある水道施設における対策の推進
- (5) 土砂崩壊による被災のおそれがある水道施設における対策の推進
- (6) 給水区域の分割による配水管網のブロック化の推進
- (7) 系統間の相互連絡管の整備による広域的なバックアップ体制の推進

#### 2 復旧用資機材, 応急給水施設等の整備の推進

被災時の応急復旧に必要な資機材, 被災者への応急給水に必要な施設等の整備を推進する。

### 第2 電力施設の災害防止

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は, 鹿児島県地域防災計画に基づき, 電力施設の災害防止の措置を講じる。

(県防災計画 第2部第1章第5節第3 電力施設の災害防止 参照)

### 第3 ガス施設の災害防止措置の実施

ガス事業者は, 鹿児島県地域防災計画に基づき, ガス施設の災害防止の措置を講ずる。

(県防災計画 第2部第1章第5節第4 ガス施設の災害防止 参照)

## 第4 通信施設の災害防止

N T T 西日本株式会社鹿児島支店は、鹿児島県地域防災計画に基づき、通信施設の災害防止の措置を講ずる。

(県防災計画 第2部第1章第5節第5 通信施設の災害防止 参照)

## 第5 港湾・漁港施設の災害防止

### 1 拠点港湾機能の確保

港湾・漁港施設は、災害時の緊急物資・資材等及び避難者・負傷者の海上輸送にあてられることから、港湾・漁港管理者は、対象地域の拠点港湾・漁港を指定し、施設の点検や防災対策事業の計画的な実施及び適確な維持管理に努め、海上輸送・集積用の拠点としての機能を確保する。

### 2 港湾・漁港施設の機能確保

港湾・漁港施設は、海上交通ルートによる避難、救助、輸送を行う上できわめて重要な役割を果たすため、生活を支える港湾において、岸壁、港湾緑地、背後道路等の整備及び既存施設の老朽化対策に努め、災害時の物資輸送拠点としての機能の確保に努める。

## 第6 空港施設の災害防止

### 1 空港施設の機能確保

空港は、災害時の航空交通の確保、空港を利用した緊急輸送機能の確保等への対応等を行うため、空港管理者は、災害発生時でもその機能が確保されるよう施設の点検等を適切に実施する。

## **第6節 防災研究の推進**

[総務課, 建設課, 農林水産課]

町及び関係機関は, 関係研究機関との協力により, 災害及び災害対策に関する調査研究を実施し, その成果の活用に努める。

また, 町は, 防災アセスメントを実施することにより, 地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し, 防災カルテ, 防災マップの作成に努める。

## 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

### 第7節 防災組織の整備

〔総務課，自衛隊対策室〕

風水害時は、人命損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、がけ崩れ、高潮や浸水の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、町内の広範囲にわたる被害の発生が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行する防災組織の整備を推進するとともに、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

また、防災会議の委員について、多様な視点が反映できる構成とし、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画拡大や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立など、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施による地域の防災力向上を図る。

### 第1 町の応急活動実施体制の整備

#### 1 職員の動員・配備体制の強化

職員（要員）を災害発生の初期からできるだけ早急かつ必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していくうえで、極めて重要である。

このため、町及び各防災関係機関は、それぞれの機関において、実情に応じ専門的経験・知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、及び携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討し、職員の非常参集体制の整備を図る。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、以下の対策を推進する。

（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

#### 2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、以下の対策を推進する。

（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。

- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に以下の点について習熟できるよう、重点的に研修しておく。
  - ア 動員配備・参集方法
  - イ 本部の設営方法
  - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

## 第2 平常時の防災組織相互の連絡調整体制の整備

### 1 情報連絡体制の充実

町、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から以下のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

(県災害対策本部と防災関係機関との協力系統図は、県防災計画第3部 第1章第1節「応急活動体制の確立」参照)

- (1) 情報連絡体制の明確化  
情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化し、勤務時間外でも連絡可能な体制とする。
- (2) 勤務時間外での対応  
町、県及び防災関係機関は、相互間の情報収集・連絡の対応が勤務時間外でも可能なように、連絡窓口等体制の整備に努める。

### 2 防災関係機関との協力体制の充実

災害時に迅速かつ円滑な防災組織相互の情報収集・連絡が行えるように、以下の対策を進める。

- (1) 町、県及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 町、県及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、毎年、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

### 3 自衛隊との連絡体制の整備

自衛隊への災害派遣要請は、人命・財産の保護のためにやむを得ないと認められる事態が発生した場合、迅速かつ円滑に行わなければならない。

このため、自衛隊への災害派遣に関する必要な以下の事項について整備しておく。

## 第3 県及び他市町村等との相互応援体制の整備

町は、県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、県及び県内の他市町村に対して応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

《資料編2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料》

## 第8節 通信・広報体制（機器等）の整備

[総務課]

風水害等の災害は、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町、県及び防災関係機関は、災害に強い通信回線の整備・多重化・耐震化を図るとともに、通信が途絶している地域で、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、長時間の停電に対応可能な非常用発電機の整備、通信機器等の保管設置場所の嵩上げや複数化など通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、IoT、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 第1 町の通信施設の整備

#### 1 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）保守整備に努める。

≪資料編6-1 防災行政無線の整備状況≫

≪資料編6-2 同報無線設置箇所≫

#### 2 通信施設の運用体制の充実・強化

災害時に迅速かつ的確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

##### (1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

##### (2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

##### (3) 長時間対応可能な非常用電源設備の整備

大規模災害においては、停電復旧作業に時間を要することから、非常用電源設備の浸水対策等を講じるとともに、長時間対応可能な設備の整備に努める。

### 第2 防災相互通信無線の整備

#### 1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信用無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信用無線の整備に努める。

#### 2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

### 第3 非常通信体制の整備

#### 1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

#### 2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

### 第4 広報体制の整備

大規模な災害発生時に、放送機関の協力のもとに、早期予防、避難に関する緊急情報をテレビ、ラジオを通じて住民に提供するため、緊急情報提供システムを効果的に活用する。町HPやソーシャルメディアを活用した情報提供に努める。

また、インターネット（町ホームページ、フェイスブック（種子島 中種子町役場企画課）、町公式ライン等のソーシャルメディア、鹿児島県防災web）や緊急速報（エリアメール等）等の多様な媒体の活用体制の整備に努めるとともに、情報の地図化による伝達手段の高度化に努める。

## 第9節 気象観測体制の整備, 観測資料の活用

[総務課]

風水害による被害を未然に防止し,あるいは軽減するため,雨量・水位等の気象観測施設の整備を図る必要がある。

### 第1 気象観測体制の整備

町, 県及び国土交通省九州地方整備局等の関係機関における観測施設の整備については, 年々充実しているが, まだ十分とはいえないので, 現有施設の十分な活用を行うとともに, 雨量計(自記, テレメータ等), 水位計(自記, テレメータ等)の整備充実を図る。

### 第2 気象情報自動伝達システムの活用

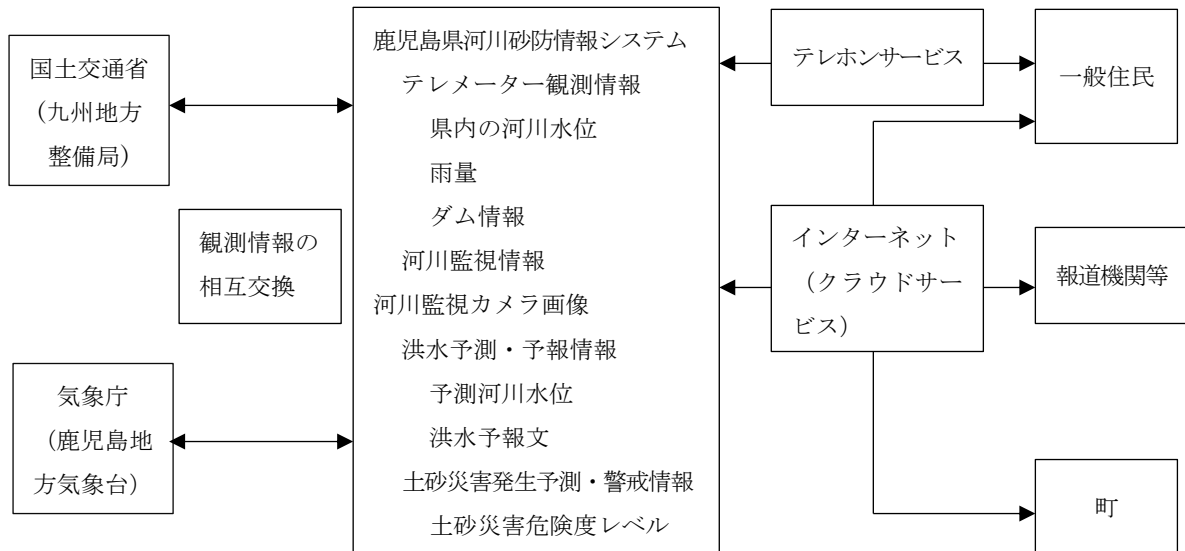
町は気象警報や気象関連情報を自動的に町や消防組合に防災情報ネットワークで送信する気象情報自動伝達システムを活用し, 風水害等の災害発生時等の警戒体制の確立を図る。

また, 町は気象情報自動伝達システムにより得られた気象情報を速やかに, 主要な施設及び住民等(特に要配慮者施設)へ伝達する。

### 第3 河川砂防情報システムの活用

町は, 県の河川砂防情報システムの活用により, 町内の河川水位, 雨量, 土砂災害危険度レベル等の水害や土砂災害に関する情報を, インターネット等により収集し, 住民に対し情報提供する。

【河川砂防情報システム構成図】



## 第10節 消防体制の整備

[総務課, 消防組合]

災害時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、地域住民や事業所による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

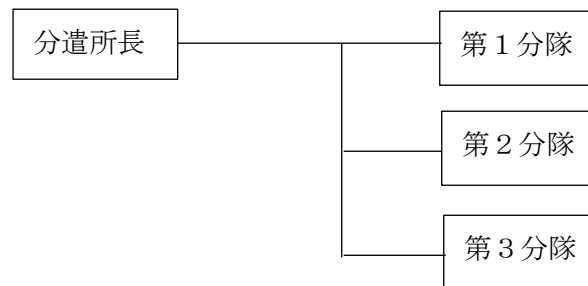
### 第1 消防活動体制の整備

[中種子分遣所, 総務課]

#### 1 消防活動体制の整備・強化（消防職員・団員）

##### (1) 本町における消防組織

###### ア 熊毛地区消防組合中種子分遣所



###### イ 消防団の組織

中央分団, 星原分団, 増田分団, 納官分団, 油久分団, 南界分団, 熊野分団, 岩岡分団

《資料編8-1 消防団の組織》

《資料編8-2 消防団の定員及び装備状況》

##### (2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう消防職員及び消防団員について、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

また、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

##### (3) 消防団の育成強化の必要性

###### ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化策の推進

町は、以下のとおり、消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

① 消防団の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境作りを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び消防団員の加入促進等を通じて、消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

**2 地域住民の出火防止・初期消火体制の整備・強化**

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、火気使用の適正化や消火器具、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、小学校区単位で、自主防災組織の育成を図るとともに、日頃から、火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

**3 事業所の出火防止・初期消火体制の整備・強化**

(1) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検の取扱い方法の徹底について指導する。

(2) 事業所の初期消火体制の整備

地域住民と日頃から連携を図り、火災発生時には、協力して初期消火体制が確立できるように努める。

**第2 消防水利, 装備, 資機材の整備**

[中種子分遣所, 総務課]

**1 消防水利の整備**

(1) 消防水利の整備状況

町の消防水利の保有状況は以下のとおりである。

(平成31年4月1日現在)

防火水槽 (40 m <sup>3</sup> 以上)	102
消火栓	59
指定水利 (プール・池)	11

(2) 消防水利の整備方策

耐震性貯水槽等水利の多様化を基本に、以下の方策により水利を整備する。

ア 消防施設の整備方針

国の示す消防水利の基準に適合するよう、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備の促進を図る。

イ 畑かんがい用貯水池及び給水栓の活用

管理者である土地改良区との協議のもと、畑地かんがい用の貯水池、給水栓を消火用水として活用する。

**2 消防用装備・資機材の整備（装備・車両等）**

(1) 消防機械保有状況

ア 消防施設の現状

中種子町における消防施設は、消防・水利活動に利用する。

《資料編 8-3 消防施設の現状》

イ 消防施設の整備

消防庁通達で定められている「消防力の整備指針」に基づいて消防施設の整備を図る。

ウ 救助用具の現状

《資料編 8-3 消防施設の現状》

エ 救助用具の現状

必要により逐次保有数の増加を図る。

オ 救助用物資の備蓄

救助用物資の備蓄については、災害の実態と照らし、今後必要になりその整備を図る。

(2) 消防用装備・資機材の整備方策

大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材を、消防施設強化促進法に基づく国庫補助等の利活用により整備促進に努める。

**3 通信手段・運用体制の整備**

(1) 消防通信手段の整備状況

消防・救急無線については、計画的に無線設備の更新整備を行うほか、固定局、移動局ともに全国共通波（2波）の整備を促進するとともに、消防司令センター間ネットワーク接続機能及び調整本部接続機能を実現させることにより、大規模災害時における広域応援体制の充実強化を図り、他の消防機関の部隊等との通信を確保する。

また、災害に強い衛星通信システムによる通信網の整備、高所カメラによる早期支援情報の収集、部隊運用装置、消防・救急無線通信網デジタル化による消防部隊の運用機能の強化を図る。

なお、その他の消防通信体制については、以下の機器等の整備の促進に努める。

(2) 通信・運用体制の整備

ア 熊毛地区消防組合における消防緊急通信指令システムの整備、通信員の専任化を促進し、緊急時における通報の受理及び各署所への出動命令の迅速化を図るほか、消防・緊急活動に必要な緊急医療、消防水利、道路、気象情報等のバックアップ体制を強化する。

イ 被害情報及び消防力情報を迅速に収集・管理するとともに、部隊運用に最適な支援情報を提供する体制の整備を図る。

ウ 住民への情報提供及び平常時から住民の防災意識・防災行動力の向上を啓発する体制の整備を図る。

## 第11節 避難体制の整備

[総務課, 地域福祉課, 教育委員会]

風水害等の災害時には、河川出水、斜面崩壊、高潮、波浪等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、風水害時等における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。なお、避難に際しては、特に、高齢者、障がい者、その他の要配慮者の安全避難について留意する。

### 第1 避難場所及び避難所の指定等

#### 1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域特性や災害想定を踏まえ、安全な場所に指定緊急避難場所・指定避難所を指定し、平時から場所や収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民に周知する。

特に町長は、洪水ハザードマップの配布などにより、避難情報や避難先の周知を徹底する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

《資料編4-1 指定緊急避難場所・指定避難場所及び福祉避難所》

##### (1) 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものについて指定するよう努める。

なお、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

##### (2) 指定避難所

町は、被災者を速やかに受け入れられる安全で適切な規模の施設を指定避難所として指定する。

また、障がい者や医療的ケアが必要な人などの要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、医療機器の電源確保や円滑な情報伝達などの配慮を行う。福祉避難所は受入対象者を明確にし、個別避難計画を作成して直接避難できるよう努める。

なお、町は、学校を避難所とする場合は、教育活動に配慮し、関係者と事前調整を行う。

さらに、避難所運営マニュアルの作成や訓練を通じて、住民主体の避難所運営の普及を図る。

#### 2 指定避難所の整備

町は、指定避難所について、良好な生活環境を確保するため、事前に施設の利用計画やレイアウトを作成し、備蓄場所、通信設備、電力容量の確保・強化を進める。

また、感染症対策として平時から動線等を確認し、関係部局が連携して対応するとともに、必要に応じてホテル等も活用し多くの避難所を確保する。

避難所には救護・給水・トイレ・寝具・通信・空調等の設備や、要配慮者に配慮した設備、情報入手機器を整備し、停電時にも機能を維持できる非常用電源や再生可能エネルギーの活用を努める。

特に学校施設では、長期避難に備え、防災機能の強化を考慮する。

### 3 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資材等の備蓄に努めるとともに、避難所設置期間が長期化する場合に備えて、これら物資等の円滑な配備体制の整備に努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

避難所の被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、必要最小限の物資の備蓄に努める。

### 4 指定避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難所の確保については、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

## 第2 地域における避難体制の整備

### 1 避難の指示・誘導体制の整備

#### (1) 基本方針

ア 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促す。（以下、一般災害対策編において、「高齢者避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）（避難指示等、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難の指示、誘導」を参照）

イ 町長が行う避難指示等は、「避難情報に関するガイドライン」を踏まえて行う。

ウ 町長以外の避難指示権者は、関係法令に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

エ 町長は、本計画を基礎に、関係機関の協力を得て、町内の地域に応じた具体的な避難計画の作成に努める。

#### (2) 避難指示等の基準の策定

ア 町長は、災害の種類、地域等による、その他により異なるが、躊躇なく的確な避難指示等を発令できるよう、関係機関の協力を得て各危険地域に応じた具体的な避難指示等の基準を定めるとともに、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 町は、国や県に対して避難指示等の発令基準の策定や町の防災体制確保に向けた支援を要請することができる。

ウ 町は、県に対して基準に基づく適正な運用や再点検の実施等について、必要な助言を求めることができる。

(3) 避難指示等の実施要領

ア 町長による避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。

イ 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、関係市町にも通知する。

ウ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告する。

(4) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、以下のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に避難行動要支援者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難場所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

エ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、台風情報、洪水キキクル等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

## 2 自主避難体制の整備

(1) 町は、災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。

(2) 自治会及び自主防災組織等は、安否確認を兼ねた地域ぐるみの避難体制の整備に努める。

(3) 住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、町や防災関係機関に連絡するものとする。

(4) 指定緊急避難場所及び指定避難所とは別に、自治会及び自主防災組織等が公民館、集会所等の身近な施設を自主的に開設・運営する避難所等として町に登録を行い、町が災害時に避難状況の把握や支援を行うことを目的とした、いわゆる「届出避難所」の運用を始めている自治体もある。

「届出避難所」は、町の発令する避難情報の有無に関わらず、自治会及び自主防災組織等が自らの判断で開設することから、迅速な対応が可能であること、また、身近な施設を利用するため移動の利便性や安全性が高いことなども期待されるため、町は、指定

避難所以外に避難所活用が見込まれる施設・場所の洗い出し・リスト化と併せて、「届出避難所」登録等について必要な検討を行う。

### 3 避難指示等の伝達方法の周知

#### (1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次以下のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

なお、情報伝達に当たっては、複数の伝達手段・伝達責任者を確保しておくものとする。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレンをもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、インターネット（町ホームページ、フェイスブック、町公式LINE）電話等の利用により伝達する。

#### (2) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

#### (3) 浸水想定区域における気象の警報等の伝達

町は、浸水想定区域内の要配慮者利用施設については、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように気象の警報等の伝達方法を定める。

《資料編4-4 危険区域内の要配慮者利用施設》

### 4 避難行動要支援者の避難体制の強化

独り暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障がい者、知的障がい者、外国人等いわゆる要配慮者のうち特に避難時に支援が必要な避難行動要支援者の避難については、以下の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定、令和7年6月更新）内閣府（防災担当）」や要配慮者避難支援モデルプランを参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備を図る。

《資料4-3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針》

#### (1) 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

#### (2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

#### (3) 避難行動要支援者の特性に合わせた避難場所等の指定・整備

避難場所等や避難経路の設定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。

また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO法人やボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

なお、避難所においては、高齢者や身体障がい者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

## 5 自宅療養者等の避難誘導

町は、県及び保健所が提供した感染症等発生時における自宅療養者の情報に基づき、危険エリアに居住している自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

## 6 在宅避難者等への避難誘導

町は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

## 7 車中泊避難者への避難誘導

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。

## 8 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、以下の内容の避難計画を作成する。

### (1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

### (2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

### (3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中にがけ崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

### (4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定, 令和4年9月更新 内閣府（防災担当））を基に, 住民への避難指示等の基準を定める。

### 第3 広域避難体制の整備

町は, 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう, 他の地方公共団体との応援協定の締結や, 広域避難における居住者等の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など, 災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

《資料編2-7 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定》

## 第4 各種施設における避難体制の整備

### 1 要配慮者利用施設等における避難体制等の整備

「避難行動要支援者」が多く, 自力で避難することが困難であり, また避難先にも介護品等が必要であるなど, 災害時にも特別の配慮を要することから, 施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

なお, 要配慮者利用施設の管理者等については, 施設の利用者の洪水時又は土砂災害が発生するおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成及び訓練の実施が義務づけられている。(水防法第15条の3, 土砂災害防止法第8条の2, 津波防災地域づくりに関する法律第7条の2)

《資料編4-4 危険区域内の要配慮者利用施設》

(1) 避難体制の整備

要配慮者利用施設の管理者は, 災害が発生した場合, 迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう, あらかじめ避難体制を整備し, 施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立しておく。特に, 夜間においては, 職員の動員や照明の確保が困難であることから, 消防機関等への通報連絡や, 日没前での職員の事前動員など, 入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また, 日頃から, 町や近隣住民や地域の自主防災組織と連携を図りながら, 災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

要配慮者利用施設の管理者は, 災害に備え, 消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど, 緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段, 方法を確立するとともに, 災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 設備の整備・物資の確保

要配慮者利用施設の管理者は, 洪水予報, 土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するためのファックスや携帯電話等の設備を整備する。

また, 夜間に避難を行う場合に備え, 電池式照明器具や避難者が誘導員と識別しやすい誘導用ライフジャケット等必要な物資を用意するとともに, 屋内安全確保を行う場合に備え, 施設内での滞在に必要な物資の確保に努める。

(4) 防災教育・避難訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

**2 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備**

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や日没前での職員の事前動員など、利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

**3 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備**

町長及び教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、以下の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等は、概ね以下の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

- ① 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ② 避難所の指定
- ③ 避難順位及び避難所までの誘導責任者
- ④ 児童生徒等の携行品
- ⑤ 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

- ① 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。
- ② 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

ク 学校行事等による校外での活動時の対応について、事前踏査により避難場所等について確認しておく。

#### (4) 避難場所の指定・確保

教育長は、町防災計画その他を考慮し、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を定めておく。

## 第5 避難所の収容、運営体制の整備

### 1 避難所の開設・収容体制の整備

#### (1) 避難所の開設・収容

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

#### (2) 福祉避難所等の確保

町は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の被災状況を適切に把握し、必要な対応を行うとともに、必要に応じて、社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力も得つつ、福祉避難所を設置するなどの措置を講ずるよう努める。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設するとともに、高齢者、障がい者、

乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(3) 適切な避難所収容体制の構築

指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、町は、避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

**2 避難所の運営体制の整備**

町は、各避難所に、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアルモデル」(平成29年9月改正鹿児島県)、及び「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」(令和3年8月)を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

また、町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

「中種子町避難所運営マニュアル」(令和5年3月)の項目

- 第1章 避難所の開設
- 第2章 避難所の運営
- 第3章 避難所の閉鎖
- 第4章 福祉避難所
- 様式集

**3 避難所の生活環境改善システムの整備**

町は、避難所や被災者の情報等を一元的に把握できる仕組みの整備に努めるとともに、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

**4 避難所巡回パトロール体制の整備**

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

## 第12節 救助・救急体制の整備

[総務課, 地域福祉課, 町民課, 建設課, 水道課, 消防組合]

風水害等では, 土砂崩れ, 洪水, 冠水等による被害の可能性が危惧され, 多数の救助, 救急事象が発生すると予想される。

このため, 災害発生に際して, 救助・救急を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

### 第1 救助・救急体制の整備

風水害時では, 土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため, 関係機関等は, 生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

#### 1 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

- (1) 熊毛地区消防組合を主体とし, 救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は, 町内で予想される災害, 特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え, 普段から必要な資機材の所在, 確保方法や関係機関への協力要請等について, 十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため, 救急救命士等救急隊員を養成するとともに, 職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため, 広域災害救急医療情報システム (EMIS) 等の整備を図り, 医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え, 民間の搬送業者等と連携し, 傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 土砂崩れ等による生き埋めから等の救出・救助事象に対応するとともに, 救出・救助に必要な重機を確保するため, 建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 消防団は, 日頃から, 地域の要配慮者等の把握を行うとともに, 救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

#### 2 救助の実施体制の構築

町は, 災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて, あらかじめ救助に必要な施設, 設備, 人員等について意見交換を行うとともに, 事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど, 調整を行っておく。

#### 3 孤立化集落対策

町は, 土砂崩れ等による道路の寸断や浸水等により孤立化が予想される地域については, 「孤立化集落対策マニュアル」に基づき, 事前に関係機関と, 孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保, 救助・救出活動にあたる防災関係機関等との相互情報連絡体制等について, 十分に検討しておく。また, 以下の事項についても考慮し, 十分に検討する。

＜資料4-2 孤立化集落対策マニュアル＞

- (1) 相互連絡が可能で確実な通信手段の確保  
衛星携帯電話など、相互連絡が可能な手段の整備に努める。
- (2) 通信機器の住民向け研修の充実  
集落等に整備された衛星携帯電話や防災行政無線（デジタル）などは、集落全員が使用できるよう研修の実施やわかりやすいマニュアル整備に努める。
- (3) 救急患者などの緊急搬送手段の確保  
ヘリコプター等が離着陸可能なスペース（防災対応離着陸場）の確保や、地元漁業協同組合等との人員・物資等の搬送に関する災害時の応援協定の締結を検討するなど、緊急搬送手段の確保に努める。
- (4) 食料・飲料水、非常用発電機等の備蓄の整備  
孤立化した集落においては、電気・水道・ガス等のライフラインが途絶し、地域住民の生活の維持に支障をきたす可能性がある。  
このため、当該地域においては、各家庭での食料・飲料水等の防災用品の準備や、避難所における備蓄物資の整備に努める。  
また、停電により夜間の照明、携帯電話などの通信機器の電源を確保する必要があることから、非常用発電機の備蓄を検討する。

#### 4 住民の救助・救急への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

**第13節 交通確保体制の整備**

[総務課, 建設課, 農林水産課]

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

**第1 交通規制の実施責任者**

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道道, 中種子広域農道) 町長 (町道, 農道)	(道路法第46条) 1 道路の破損, 決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため, やむを得ないと認められる場合
公安委員会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者, 又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため, 必要があると認めるとき (道路交通法第4条~第6条) 2 道路における危険を防止し, その他交通の安全と円滑化を図るため, 特に必要があると認めるとき 3 道路の損壊, 火災の発生, その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港湾管理者	知事 町長	1 (港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路, 泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制 2 (港湾法第12条第1項第10号) 港湾施設を使用して港湾運営に必要な業務を提供するものに対し, 貨物の移動を円滑に行い, 又は港湾施設の有効な利用を図るため当該施設の使用を規制する。

区分	実施責任者	範囲
海上保安機関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第39条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

## 第2 交通規制の実施体制の整備方針

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

区分	整備方針
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

(県防災計画より)

### 第3 放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、以下の措置を講じる。

- 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要性があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹林その他の障害物を処分することができる。
- 町は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

### 第4 緊急通行車両の事前届出・確認

#### 1 緊急通行車両であることの確認の申出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。

《資料10-4 緊急通行車両事前届出書及び届出済証》

#### 2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

## 第14節 輸送体制の整備

[総務課, 建設課, 自衛隊対策室]

### 第1 輸送体制の整備方針

#### 1 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートを選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。

このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模・地区、輸送対象、輸送手段（車両、船艇）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

#### 2 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町をはじめ、応急対策実施機関の輸送能力の不足が懸念される。

このため、日頃から以下について整備を図り、関係機関相互の連携の強化に努める。

- (1) 輸送業者等と協力協定の締結を図る。
- (2) 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

### 第2 輸送手段及び輸送施設・集積拠点等の指定

#### 1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

##### (1) 輸送手段の確保

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資、資機材等を輸送する輸送手段を、以下のとおり確保する。

##### ア 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

##### イ 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部（種子島海上保安署）及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

##### ウ 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

##### (2) 関係機関との協力関係の強化

関係機関相互においては、災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

## 2 輸送施設・集積拠点等の指定

### (1) 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

《資料 10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

### (2) 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

《資料 10-1 救援物資等集積場所》

## 第3 緊急輸送活動に資する道路啓開体制の整備

### 1 災害に備えた道路啓開体制

町は、障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開応急復旧等を迅速に行うため、協議会の設置等によって電力、通信等のインフラ事業者を含む関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じて見直しを行う。

また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、建設同志会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、「大規模災害時における応急対策に関する協定」等に基づき、道路啓開等に必要の人員、資機材等の確保等に関する協力関係の強化を図る。

#### (1) 作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実に努める。

#### (2) 装備・資材の整備

町及び道路管理者は、平素から、作業用装備・資材の整備を行うとともに、建設同志会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

#### (3) 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設同志会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

### 2 道路啓開路線の情報収集

道路管理者は、関係機関と連携するなど、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集及び共有できる体制を構築する。

## 第15節 医療体制の整備

[地域福祉課, 町民課]

災害時は多数の負傷者が発生し, また, 医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため, 発災時に備え, 必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など, 医療体制の整備を計画的に推進する。

### 第1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し, また, 医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため町は, 医師会, 県(保健所), 医療機関, 日本赤十字社等と協力し, 災害時の医療体制の整備を図る。

#### 1 救護班体制の整備

- (1) 救護班の編成計画の作成
- (2) 救護班の相互連携体制の強化

町は県(保健所), 医師会との連携の下, 公的医療機関, 日本赤十字社鹿児島県支部, 熊毛郡歯科医師会, 鹿児島県薬剤師会, 熊毛薬剤師会等, 各救護班との相互連絡体制を図る。

#### 2 救護所の設置, 運営計画

医療の万全を期すため, 災害の状況に応じて救護所を設置する。

町は指定した避難所を救護所として設置するが, その運営については西之表保健所や熊毛地区医師会等とあらかじめ協議しておく。また, 傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

#### 3 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え, 災害医療支援機能を有する災害拠点病院(種子島医療センター, 基幹災害医療センター, 地域災害医療センター)との連携を強化する。

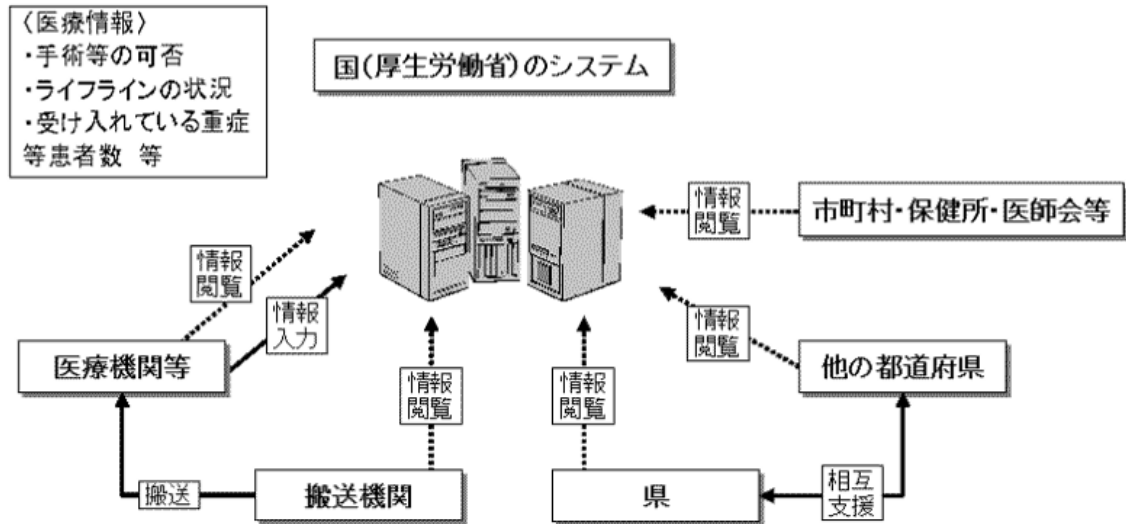
#### 4 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は, 入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電, 断水等にも対応できる医療体制の確立について, 病院防災マニュアルを作成するなど, 平素から整備しておくものとする。

#### 5 情報連絡体制の充実

町は, 保健所及び公的医療機関, 熊毛地区医師会, 熊毛郡歯科医師会, 鹿児島県薬剤師会, 熊毛薬剤師会, 日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

また, 災害時に迅速かつ的確に救援・救助等を行うために, 広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用する。



## 第2 後方搬送体制の整備

### 1 町及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。

### 2 トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

各救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度を選別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し習熟に努める。

### 3 透析患者や在宅難病患者等への対応

#### (1) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120Lの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する必要がある。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、断水時における透析施設への水への優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による連絡体制を整える。

#### (2) 在宅難病患者等への対応

町は、保健所より町の避難個別計画策定に必要な情報提供を受けることができる。提供された情報を基に災害時における在宅難病患者等の搬送及び救護の体制を整備する。

##### ア 災害時要援護難病患者等全体に対する対応

- ① 災害時要援護難病患者等の把握及び台帳の整理
- ② 保健所内での検討及び関係機関、団体との連携及びネットワーク体制の確立
- ③ 災害時のセルフケア能力を高めるための患者・家族への教育、啓発

- イ 医療機器依存度の高い災害時要援護難病患者・長期療養児等への支援
- ① 予備電源の確保等, 日頃の備えについて啓発
  - ② 町, 医療機関等との連携による入院や受入先の確保の調整

## 第16節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

[総務課, 水道課, 建設課, 町民課, 教育委員会, 農林水産課, 地域福祉課]

町は, その他の災害応急対策事前措置体制について, 整備を計画的に推進する。

なお, 大規模な災害が発生した場合の被害等を想定し, 孤立が想定されるなどの地域の地理的条件等も踏まえて, 必要とされる食料, 飲料水, 生活必需品, 燃料, ブルーシート, 土のう袋その他の物資について, あらかじめ備蓄・調達・輸送体制等を整備し, それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに, 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し, あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。特に, 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう, 無人航空機等の輸送手段の確保に努めるも。

また, 平時から訓練等を通じて, 物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに, 災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先, 要請手続等の確認を行うよう努める。

### 第1 食料の供給体制の整備

#### 1 食料の備蓄計画の策定

町は, 必要とされる食料の種類, 数量及び備蓄場所等について, 具体的な食料備蓄計画の策定を検討する。

#### 2 食料の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため, 食料の確保について平常時から以下の措置を行う。

- (1) 町は, 被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため, 緊急に必要な食料の備蓄場所を確保するとともに, 流通備蓄について事務所と連携し, 計画的な食料の供給体制を確保する。
- (2) 町は, 住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は, 7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに, 3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は, 自主防災組織等を通じて, 緊急食料の共同備蓄を進める。

#### 3 食料の調達に関する協定等の締結

町は, 災害時の食料調達について, 民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

### 第2 飲料水の供給体制の整備

#### 1 応急給水体制の整備

##### (1) 給水能力の把握

町は, あらかじめ, 非常災害時の給水を考慮し, 緊急時に確保できる水量について調査し, 把握しておく。また, 災害に強い水道施設及び災害時に最大限, 水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

##### (2) 給水用資機材の整備

町は, 必要に応じ, 給水車, 給水タンク, ポリ容器等の給水用資機材の整備に努める。

## 2 給水施設の応急復旧体制の整備

### (1) 復旧に要する業者との協力

町は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定の締結に努め、応急復旧体制の整備に万全を期す。

### (2) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

## 3 応急対策資料の整備

町は、応急復旧、応急給水等の活動を迅速・的確に行うために、水道施設の図面等の資料を日頃から整備しておく。

## 4 広域応援体制の整備

町は、日頃から、水道施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、近隣市町等との相互応援体制の整備に努める。

## 5 災害対策マニュアル類の整備

町は、災害時における応急給水、応急復旧等の応急対策を迅速・的確に実施するために、各水道事業者の規模や地域特性に応じた災害対策マニュアル類の整備に努める。

## 第3 生活必需品の供給体制の整備

### 1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画の策定を検討する。

### 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、スーパー、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

## 第4 感染症予防、食品衛生、生活衛生、し尿、ごみ処理対策の事前措置

### 1 感染症予防対策

#### (1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は、感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

（消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準、ねずみ族、こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については、本編第2章第24節「感染症予防、食品衛生、生活衛生対策」を参照）

#### (2) 感染症予防の実施体制の整備

町は、感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

## 2 食品衛生対策

大災害の場合、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため、状況により食品衛生協会の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

## 3 生活衛生対策

### (1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

### (2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合、生活衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので、状況により生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等の協力を求め、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、日頃から連携の強化に努める。

## 4 し尿処理対策

### (1) 仮設トイレの備蓄計画の策定

県地震等災害被害予測調査（平成24～25年度）や県災害廃棄物処理計画（平成30年3月）、町の災害廃棄物処理計画（令和5年6月）等を踏まえて、必要とされる仮設トイレの数量及び備蓄場所等について、具体的な備蓄計画の策定に努める。

### (2) 広域応援体制の整備

し尿処理施設の復旧及びし尿収集車等によるし尿処理等について、相互応援体制の整備に努める。

## 5 ごみ処理対策

### (1) 国の災害廃棄物対策指針等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画と整合を図りながら、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町等や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、町災害廃棄物処理計画（令和5年6月）において具体的に示す。

### (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

## 第5 農業・水産業災害の防止対策の推進

〔農林水産課〕

風水害等の気象災害による農作物等の被害を軽減し、農家及び漁家の経営安定を図るため、農作物及び農業・水産業関連施設の被害予防及び事後対策を推進する。

### 1 農作物等被害予防指導体制の確立

町は、農作物等被害予防対策を推進するため県及び関係機関と協力し、統一的な指導体制の確立を図らなければならない。

このためには、これらの機関の持つ機能を最大限に活用しながら、被害予防に関する技術指導の農家への迅速な浸透を図るため、関係機関、団体の積極的協力を要請する。

### 2 農作物等被害予防対策の確立

それぞれの地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

### 3 作目別被害予防対策

地理的条件の違いによる災害の発生状況を考慮した各作目の予防対策指導を徹底するとともに、事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

### 4 防災営農施設の整備

風水害等の災害による農作物の被害を軽減・防止するために、防災営農施設の整備を行い、農家の経営安定と併せて地域農業の健全な発展を図る。

### 5 畜産関係対策

適切な防疫対策を指導できるよう、防疫体制を整備するとともに、災害発生時に、町はもとより関係機関・団体間で、速やかな情報伝達と協力が行えるよう、日ごろから連携の強化に努める。

### 6 漁具・漁船・いけすの災害防止

台風等の際の波浪による被害防止のため、定置網等の漁具や漁船の強度補強・陸揚げ、いけすの強度補強・避難など適切な対策を指導する。

なお、いけすの緊急避難場所については、事前に関係者と十分調整するよう指導する。

## 第6 住宅の確保対策の事前措置

### 1 住宅の供給体制の整備

町は、大規模な風水害等が発生すると、多数の応急住宅の需要が予想されるので、県と連携し、住宅の供給体制の整備に努める。

- (1) 町は県と連携し、災害により住家を失った人に対して、迅速に住宅を提供できるよう、公共住宅等の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。
- (2) 応急仮設住宅等への入居基準等について、あらかじめ定めておく。
- (3) 町は、応急仮設住宅用等資機材を円滑に調達が出来るように、入手手続等を整えておく。

### 2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

町は、速やかに用地確保ができるように、応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し、把握しておく。

なお、候補地の選定にあたっては、がけ崩れや津波浸水等による被災の可能性について、十分留意する必要がある。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

≪資料編7-2 応急仮設住宅建設候補地≫

## 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

## 1 文化財に関する事前措置

### (1) 文化財管理者に対する防災指導

町は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行う。

#### ア 防火管理の体制を整備する。

- ・防火管理者のもとに火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。

#### イ 環境の整理、整頓を図る。

#### ウ 火気の使用を制限する。

- ・火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

#### エ 火災危険の早期発見と改善

- ・定期的に防火診断を受ける。
- ・防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

#### オ 火災警戒を厳重にする。

- ・不審者等の進入を防ぐため、塀を整備する。
- ・巡視のための監視員を置く。
- ・巡視経路を設定する。

## 2 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- (1) 全ての指定建造物には、総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- (2) その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- (3) その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

## 3 文教施設に関する事前措置

歴史民俗資料館の管理者は、定期的に防災訓練等を実施する。

## 第8 総合防災力の強化に関する対策

### 1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点を確保する必要がある。

### 2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターを活用する。

### 3 災害応急対策体制の構築

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建築同志会等との災害協定の締結を推進する。

町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

### 4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携

町は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、電気事業者及び電気通信事業者の事前伐採等による予防保全や、災害時の復旧作業の迅速化に向けた取組に協力する。

### 5 防災行動計画

町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携のうえ、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## **第17節 複合災害対策体制の整備**

[総務課, 防災関連機関]

### **第1 町等の複合災害対策**

町は, 災害対応に当たる要員, 資機材等について, 後発災害の発生が懸念される場合には, 先発災害に多く動員し後発災害に不足が生じるなど, 望ましい配分ができない可能性があることに配慮した要員・資機材の投入判断を行うことや, 外部からの支援を早期に要請することなど, 複合災害発生時の対応をあらかじめ定めるよう努める。

### **第2 複合災害を想定した訓練**

町等は, 様々な複合災害を想定し, 要員の参集, 合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練等の実施に努める。

## 住民の防災活動の促進

災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より、住民や防災機関職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

また、町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、以下のような取組を行い、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

・地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

・各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

・防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

・防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

### 第18節 防災知識の普及・啓発

〔総務課, 教育委員会〕

風水害等の災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及啓発を図っておく必要がある。

このため、災害予防又は災害応急対策の実施の任にある各機関は、それぞれ防災知識の普及・啓発を促進するとともに教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施する。

また、町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

#### 第1 住民に対する防災知識の普及啓発

##### 1 住民への防災広報等による防災知識の普及啓発

県民防災週間や防災関連行事等において、各種媒体を利用して行うほか、労働安全、交通安全等災害安全運動の一環として、各対策実施機関に災害防止運動を行い、住民の防災の知識を高め、防災知識の普及を図る。

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、以下に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙,印刷物(チラシ,ポスター等)
- イ ラジオ,テレビ,新聞,インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会,パネル展示会等の開催
- オ 映画,ビデオ,スライド
- カ 防災行政無線等
- キ SNS(フェイスブック,町公式LINE等)
- ク その他

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、概ね以下のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者の地域における支援体制の整備や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるほか、指定避難所や仮設住宅、ボランティア活動の場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図る。

また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

ア 住民等の責務

① 住民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

② 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

① 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

② 家庭での予防・安全対策

a 災害に備え「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄

b 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備

c 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

d 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

③ 出火防止、初期消火等の心得

④ 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

⑤ 警報等発表時や避難指示等の発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動

⑥ 災害時の家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

⑦ 災害危険箇所の周知

⑧ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル等の避難場所、避難経路、の確認

⑨ 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

- ⑩ 台風襲来時の家屋の保全方法
- ⑪ 船舶等の避難措置
- ⑫ 気象庁が発表する緊急地震速報の仕組みと対応行動
- ⑬ 気象庁が発表する津波警報等, 地震津波関係情報の内容
- ⑭ 地震・津波に関する基礎知識及び津波避難行動
- ⑮ 作物の災害予防事前措置

エ 災害応急措置

- ① 災害対策の組織, 編成, 分掌事務
- ② 災害調査及び報告の要領, 連絡方法
- ③ 防疫の心得及び消毒方法, 清潔方法等の要領
- ④ 災害時の心得
  - a 災害情報の聴取並びに収集方法
  - b 停電時の照明
  - c 非常食料, 身の回り品等の整備及び貴重品の始末
  - d 屋根・雨戸等の補強
  - e 排水溝の整備
  - f 初期消火, 出火防止の徹底
  - g 避難の方法, 避難路及び指定緊急避難場所避難所の確認
  - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び指定緊急避難場所での支援
  - e その他
- ⑤ 被災地支援
- ⑥ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により, 最も効果のある時期を選んで行う。

なお, 町, 県その他防災関係機関は, 「県民防災週間」, 「防災週間」(「防災の日」を含む1週間), 「防災とボランティア週間」(「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日), 「津波防災の日」(11月5日)に合わせて, 重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

## 2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

保育園, 小・中学校等における学校教育は, その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか, 適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど, 教育方法を工夫しつつ実施する。

また, 青少年, 女性, 高齢者, 障がい者, ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は, 各種社会教育施設等を利用しつつ, 地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で, それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等に配慮する。

いずれの場合も, 台風・豪雨等気象現象や地震・津波に関する基礎的知識, 防災情報(特に緊急地震速報や津波警報等), 災害の原因及び避難, 救助方法等をその内容に組み入れ, 防災教育を徹底する。

### 3 災害教訓の伝承

町は、過去の大規模災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努める。また、災害に関する石碑の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

## 第2 防災関係機関の職員への防災研修等の実施

町、県及び防災関係機関は、日頃から各々の職員に対して、防災対策の責務・役割を徹底するとともに、地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い、職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお、災害時において、町、県及び防災関係機関の職員は、それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため、各自において、家屋及び周辺の補修・安全化、飲料水、食料、医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに、日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど、自己啓発に努める。

## 第19節 防災訓練の効果的実施

[総務課, 防災関係機関]

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。

このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

### 第1 防災訓練の目標・内容の設定

#### 1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町・県・防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

#### 2 訓練の内容

防災訓練には、以下に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練, 非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練(土砂災害を含む)
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食(炊飯)訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

### 第2 訓練の企画・準備

#### 1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件(異常乾燥, 強風等)等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

#### 2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域, 建物倒壊が多く見込まれる地域, がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域, 洪水・浸水のおそれのある地域など, それぞれの地域において十分検討して行う。

### 3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、種子島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

## 第3 訓練の方法

町は、単独又は他の機関と共同して、以下に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害等の被害の想定を明らかにするとともに、訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、県、消防、自衛隊、第十管区海上保安部（種子島海上保安署）、九州地方整備局西之表港湾事務所等、防災関係機関と協力する。また、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の地域における多様な主体と連携し、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の支援体制を整備したり、被災時の男女のニーズの違い等に十分配慮するなどして実践的な訓練になるよう工夫し、災害対応業務の習熟とともに、課題発見のための訓練となるよう努める。

### 1 町等が行う訓練

#### (1) 町の総合防災訓練

町は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

なお、防災訓練には、以下に掲げるものが考えられる。

- ア 消防訓練
- イ 通信訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救助訓練
- キ 炊き出し訓練

#### (2) 消防訓練

消防計画に基づき実施する。

《資料編8-5 消防計画》

#### (3) 非常通信訓練

町は、県と合同で無線に関する訓練を実施する。

#### (4) 急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区における避難訓練

町長は、急傾斜地等の危険箇所のある避難対象地区を対象に、防災関係機関と協力して、土石流やがけ崩れ等土砂災害に対する避難訓練を、毎年出水期前（梅雨期・台風期前）に実施するように努める。

### 2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

### 3 事業所等が行う訓練

学校, 病院, 社会福祉施設, 工場, 工事事業所, 作業場, 旅館, 娯楽施設等の管理者は, 町, 消防機関その他関係機関と協力して, 入所者等の人命保護のため, 避難訓練を実施するように努める。

### 4 広域防災訓練

町は, 広域応援協定をより実効あるものとし, 災害時応援協定の内容が的確に実行でき, かつ, 協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために, 広域防災訓練を実施する。

町は, 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう, 関係機関と連携して, 実践型の防災訓練を実施するよう努める。

## 第4 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は, 課題等実施結果を記録・評価し, 訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに, 今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

## 第20節 自主防災組織の育成強化

[総務課, 消防組合]

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」という自覚のもとに、住民一人ひとりが災害から自らを守るとともに、地域の人々が互いに助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るとともに、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても自衛消防隊等を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

### 第1 地域の自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

#### 1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

##### (1) 自主防災組織育成の基本方針

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は、災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図る。

##### (2) 自主防災組織の整備計画の策定

町は、熊毛地区消防組合等と連携をとりながら、自主防災組織の段階的な組織化を促進するとともに、自主防災組織の育成強化に関して、必要な助言及び指導を行う。

#### 2 自主防災組織の組織化の促進

##### (1) 自主防災組織の重点推進地区

自主防災組織の組織化については、特に、災害発生の危険性の高い以下の災害箇所を重要推進地区とする。

- ア 急傾斜地崩壊危険箇所等がけ崩れによる災害が見込まれる地区
- イ 土石流危険渓流のある地区
- ウ 山地崩壊危険区域のある地区
- エ 家屋密集等消防活動困難地区
- オ 地盤振動・液状化危険のある地区
- カ 津波危険のある地区
- キ 工場等の隣接地区
- ク 高齢化の進んでいる過疎地区
- ケ 土砂災害警戒区域等のある区域
- コ その他危険区域

(2) 自主防災組織の単位

自主防災組織の単位については、小学校区単位の既存組織を基礎としつつ、地域の実情に合わせて集落単位など小規模な単位で組織化を検討する。

なお、組織化が困難な地域については、見守り体制や避難支援体制など、地域に応じた防災機能の確保を図る。

**3 自主防災組織の活動の推進**

(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- ① 防災に関する知識の普及
- ② 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- ③ 情報の収集伝達体制の確立
- ④ 火気使用設備器具等の点検
- ⑤ 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- ⑥ 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- ① 地域内の被害状況等の情報収集
- ② 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- ③ 責任者による避難誘導
- ④ 救出・救護の実施及び協力
- ⑤ 出火防止及び初期消火
- ⑥ 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

**第2 防災リーダー等の育成強化**

地域の防災活動をさらに活力あるものにするため、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、自主防災組織等が日常的に活動し、また、訓練を行うよう実施し、地域防災活動への参画を促進するとともに、研修の実施等による地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。

なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

### 第3 事業所の自主防災体制の強化

#### 1 工場, 事業所等における自衛消防隊等の設置

##### (1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし, 又は利用する施設及び石油, ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては, 火災の発生, 危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので, これらの被害防止と軽減を図るため, 自衛消防隊等を設置するよう指導する。

##### (2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 学校, 病院, 社会福祉施設等多数の者が出入りし, 又は利用する施設

イ 石油類, 高圧ガス, 火薬類, 毒劇物等を貯蔵し, 又は取扱う製造所, 貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で, 自衛消防隊等を設置し, 災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり, 共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

##### (3) 自衛消防組織等の設置要領

消防法第8条の2の5に基づき実施する。

#### 2 自衛消防隊等の活動の推進

##### (1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において, 規約及び防災計画(活動計画)を定める。

##### (2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び整備等の点検整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導・救出救護

## **第21節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進**

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うよう努める。

町は、町防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町防災計画に地区防災計画を定める。

## 第22節 防災ボランティアの育成強化

[総務課, 地域福祉課, 消防組合]

大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

### 第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町及び関係機関等においては、平常時から、地域団体やNPO法人等のボランティア団体の防災活動の支援やリーダーの育成を図るとともに、当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう、連携体制の整備に努める。また、町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、町防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

### 第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備

#### 1 町による環境整備

##### (1) 防災ボランティアへの参加の啓発と知識の普及

町は、住民に防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速（安全の確保を最優先としつつも迅速）に行われるよう必要な知識を普及する。

##### (2) 防災ボランティアの登録、把握

町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から、町社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行う防災ボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会及びその他のボランティア関係協力団体へ随時報告しておく。

##### (3) 大規模災害時の防災ボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、活動上の安全確保、被災者のニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。

##### (4) 消防組合による環境整備

中種子分遣所は、消防の分野に係る防災ボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、防災ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内の防災ボランティアの把握、ボランティア団体との連携、防災ボランティアの再研修、防災ボランティアとの合同訓練等に努める。

## 2 警察本部による環境整備

町は、県警察に協力し、被災地における各種犯罪・事故の未然防止と、住民と不安の払拭を行うボランティア関係組織・団体との連携を図る。

## 第3 ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

### 1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

### 2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- (1) 災害支援ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- (4) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- (5) 船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- (6) 通訳（外国語、手話）

## **第23節 企業防災の促進**

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努める。

このため、町は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うなど、企業の防災力向上の促進に努める。

## 第24節 要配慮者の安全確保

[地域福祉課]

高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時に迅速・的確な行動がとりにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。

今後とも、高齢化や国際社会の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

### 第1 地域における要配慮者対策

#### 1 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には、マンパワー等の支援する力が不可欠であるため、町は、以下の機関（避難支援等関係者）に協力を求め、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行う。

- (1) 消防機関
- (2) 種子島警察署
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 社会福祉事業者
- (7) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

#### 2 要配慮者の実態把握

町は、町の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的に沿って抽出及び重複を整理し、要配慮者の実態把握と関係課等との共有化を図る。

特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については、「避難行動要支援者名簿」を作成し、把握に努める。

また、避難行動要支援者に関する情報等は、自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

なお、掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも、個人情報の保護やプライバシーには十分留意する。

#### 3 避難行動要支援者対策

##### (1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、防災担当部局と福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿については「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定、令和7年6月更新 内閣府（防災担当））に準じて作成する。

さらに、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する

とともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(2) 個別避難計画の作成

町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(3) 避難行動要支援者の避難誘導、安否確認

町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるよう努める。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するために、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

町は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

#### 4 緊急連絡体制の整備

町は、要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の要配慮者の実態にあわせ、家族はもちろん、地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど、きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

## 5 防災設備・物資・資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については、住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、事前の備えを推進しておくとともに、高齢者、乳幼児、障がい者等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

## 6 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

## 7 外国人対策

外国人に対しては、居住地の届出の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

また、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や、円滑な避難誘導体制の構築に努める。

## 8 障がい者の情報取得に係る体制整備

町は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が必要な情報を迅速かつ確実に取得することができ、また、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実等に努める。

# 第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

## 1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

## 2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

### 3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

また、災害時には、複数の手段を用いた気象情報などの積極的な情報収集に努める。

### 4 防災教育・防災訓練の充実

要配慮者利用施設の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施し、また、各種災害対応マニュアルの作成に努める。

### 5 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む、上記1から4の事項を記載した非常災害対策計画を作成するものとする。

### 6 町による非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等の確認

町は、要配慮者利用施設の非常災害対策計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

## 第2章 災害応急対策

### 応急活動体制の確立

災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

#### 第1節 応急活動体制の確立

[全部]

災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町、県及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

#### 第1 町の応急活動体制の確立

##### 1 町の応急活動体制

町は、住民に対する防災対策の第一義的な実施主体であり、その役割の重要性にかんがみ、町防災計画に規定された防災体制を早期に確立して応急対策に着手する。

##### (1) 町の災害初動体制

町は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、災害発生直後の災害警戒体制（情報連絡体制や災害警戒本部体制）を早急に確立して応急対策に着手する。

##### (2) 町の災害対策本部

町は、町防災計画に規定された設置基準に基づき、町災害対策本部を早急に確立して応急対策に着手する。

##### ア 町災害対策本部設置前の初動体制

##### ① 情報連絡体制の確立

町内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

##### ② 町災害警戒本部の設置

a 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置する。

b 警戒本部に警戒本部長、警戒副本部長を置き、警戒本部長は町長を、副本部長は副町長をもって充てる。

**第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>**  
**第1節 応急活動体制の確立**

- 町警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

**2 町災害対策本部の設置及び廃止**

- (1) 町災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。
- ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。
- ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。
- (2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。
- (3) 本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

**【災害対策本部設置・廃止の通知区分】**

通知又は公表先	担当	通知又は公表の方法
県, 熊本支庁	本部総務班	電話その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送, 電話その他迅速な方法
種子島警察署	本部総務班	電話その他迅速な方法
一般住民	本部総務班 情報収取連絡班	防災行政無線, 広報車, その他迅速な方法

- (4) 設置場所  
中種子町役場本庁舎（本庁舎被災の場合は、町施設の中から被災状況を勘案して設置）及び教育部門については、中種子町教育委員会庁舎に設置する。
- (5) 現地対策本部の設置及び閉鎖  
本部は、大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは、現地対策本部を設置することができる。  
現地対策本部は、「中種子町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし、現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

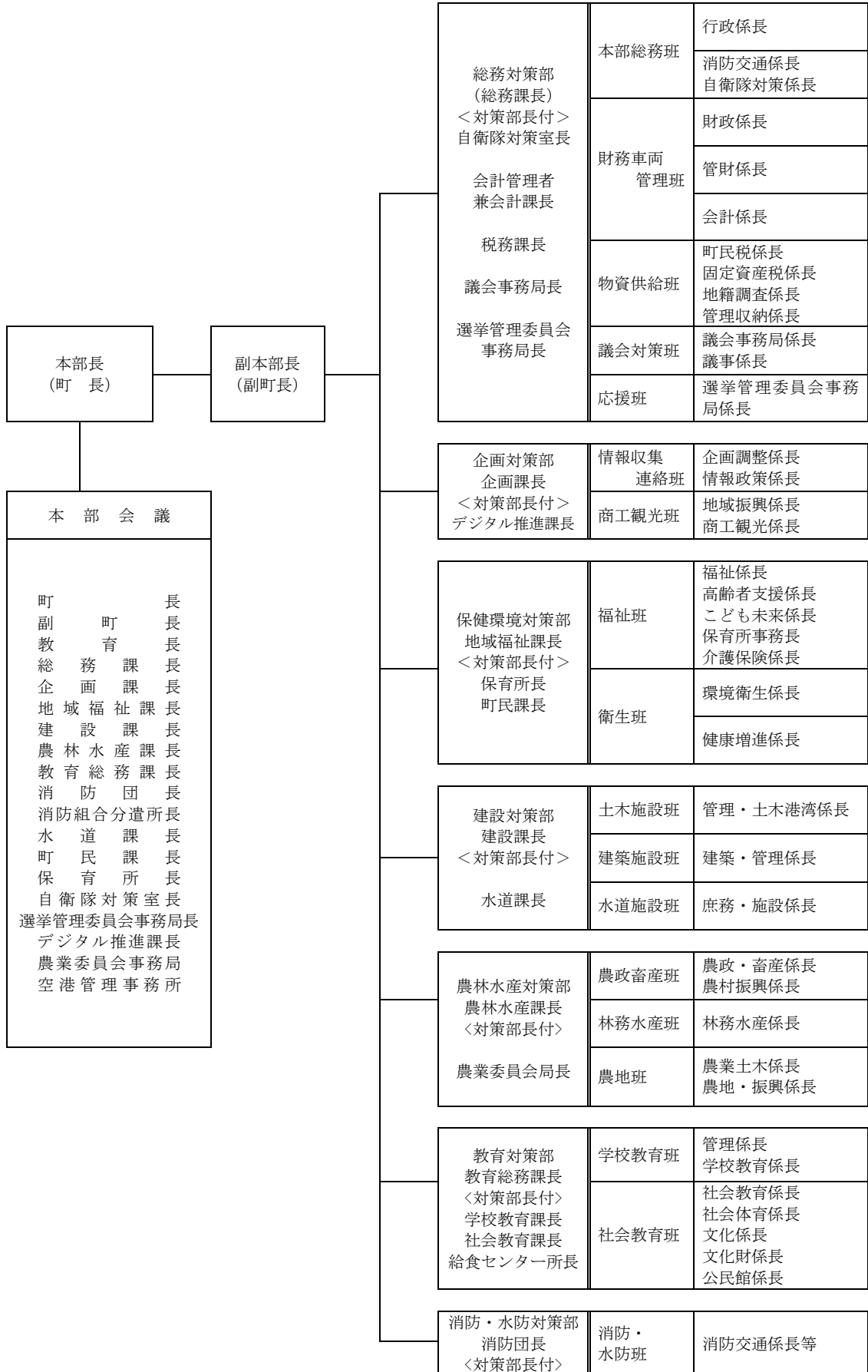
**3 災害対策本部の組織**

- (1) 本部長（町長）  
本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長）  
副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 本部に対策部を置く。ただし、災害の種別等により本部長が別に指示したときは、この限りでない。
- (4) 対策部に、その事務を分掌させるため班を置く。
- (5) 本部会議は本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- (6) 各対策部に対策要員を置き、町の職員をもって充てる。

第2章 災害応急対策 < 応急活動体制の確立 >

第1節 応急活動体制の確立

【中種子町災害対策本部組織図】



第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第1節 応急活動体制の確立

4 町の動員配備体制

職員の動員配備基準は、以下の表による。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	●町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	●総務課…2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	●町内に小規模な災害が発生したとき ●町内に各種の気象警報等が発表されたとき	●総務課…3名 ●別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 ●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はその恐れがある場合（避難指示等の発令が必要とされるとき事態）	●総務課 …全員 ●別記1に掲げる課の半数程度 ●別記1以外の課の本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 ●大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合	●総務課 …全員 ●別記1に掲げる課の全員 ●別記1以外の課の本部長が別に定める人数	
	第3配備 ●町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合	各課職員全員	

(別記1) 総務課,地域福祉課,町民課,建設課,農林水産課,教育総務課,水道課

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>

第1節 応急活動体制の確立

ア 各部・各班の所掌事務

対策部名	班名	班長	所掌事務
総務対策部	本部総務班	○行政係長 消防交通係長 自衛隊対策係長	(1) 本部会議に関する事。 (2) 避難指示等の発令及び解除に関する事。 (3) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関する事。 (4) 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関する事。 (5) 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事。 (6) 災害救助法の適用及び運用の調整に関する事。 (7) 気象情報等の収集に関する事。 (8) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関する事。 (9) 県に対する災害報告に関する事。 (10) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関する事。 (11) 自衛隊の派遣要請等に関する事。 (12) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 (13) 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関する事。 (14) 災害調査班に関する事。 (15) 無線通信の運用及び保守に関する事。 (16) 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関する事。 (17) 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 (18) 住民情報等のデータ出力に関する事。 (19) その他、他の対策部（班）に属さない事務又は本部長の特命に関する事。
		○財政係長	(1) 災害対策に必要な予算及び決算に関する事。 (2) 財務車両管理班の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。
	財務車両管理班	管財係長	(1) 庁舎等の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 庁内の非常用電源に関する事。 (3) 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関する事。 (4) 町有財産等の被害調査及び災害対策に関する事。
		会計係長	(1) 義援金の受領、保管及び配分に関する事。 (2) 拠出者等に対する礼状等の発送に関する事。 (3) 災害復旧対策に関する資金収支に関する事。 (4) 災害対策用物品の出納に関する事。 (5) 町災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関する事。

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第1節 応急活動体制の確立

対策 部 名	班 名	班長	所掌事務
	物資供給班	○町民税係長 固定資産税係長 管理収納係長 地籍調査係長	(1) 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関する事。 (2) 被災者の町税減免措置に関する事。 (3) 災害対策従事者に対する食料の調達に関する事。 (4) 被災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事。 (5) 義援物資等の受領及び配給に関する事。 (6) 災害時における主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関する事。 (7) 物資供給班の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。
	議会対策班	○選挙管理委員会事務局係長	(1) 議員への災害概況等の速報及び連絡調整に関する事。 (2) その他議会対策に関する事。
	応援班	○企画調整係長	(1) 各対策部・班の応援に関する事。 (2) 被災者の輸送に関する事。 (3) 自衛隊派遣部隊の受入に関する事。
企画対策部	情報収集連絡班	○企画調整係長 情報政策係長	(1) 企画対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 災害統計、災害資料及び災害報告書の作成に関する事。 (4) 広報車による広報活動に関する事。 (5) 災害記録写真撮影に関する事。 (6) 災害視察に関する事。 (7) 公共の交通機関の運行状況の把握に関する事。
	商工観光班	○商工観光係長 地域振興係長	(1) 商工会等との連絡調整に関する事。 (2) 熊毛公共職業安定所との連絡調整に関する事。 (3) 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関する事。 (4) 観光客に対する災害情報の提供に関する事。 (5) 民間企業等のボランティアとの連絡調整に関する事。 (6) 民間企業からの食料、物資の調査・調達計画に関する事。 (7) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。 (8) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関する事。 (9) 商工観光班の所管に係る災害情報等の調査収集及び企画対策部長への報告に関する事。

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第1節 応急活動体制の確立

対策 部 名	班 名	班長	所掌事務
保健 環境 対策 部	福祉班	○福祉係長 高齢者支援係長 こども未来係長 保育所事務長 介護保険係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 保健福祉対策部の総括に関する事。</li> <li>(2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。</li> <li>(3) 日本赤十字社との連絡調整に関する事。</li> <li>(4) 外国人に対する災害情報に関する事。</li> <li>(5) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。</li> <li>(6) 応急仮設住宅への入居に関する事。</li> <li>(7) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関する事。</li> <li>(8) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関する事。</li> <li>(9) 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。</li> <li>(10) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関する事。</li> <li>(11) 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関する事。</li> <li>(12) 遺体の収容に関する事。</li> <li>(13) 社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(14) 保育園児童の避難誘導及び保育園の災害対策に関する事。</li> </ul>
	衛生班	○環境衛生係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害地域のし尿の汲み取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関する事。</li> <li>(2) ごみ収集計画に関する事。</li> <li>(3) 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。</li> <li>(4) 災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(5) 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(6) 災害地域の消毒及び防疫計画に関する事。</li> <li>(7) 遺体の埋火葬に関する事。</li> <li>(8) 墓地災害に関する事。</li> </ul>
	衛生班	○健康増進係長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(2) 救護所の設置及び運営に関する事。</li> <li>(3) 災害用医薬品及び災害対策資機材に関する事。</li> <li>(4) 感染症の発生予防対策に関する事。</li> <li>(5) 救護班の編成及び派遣に関する事。</li> <li>(6) 災害時における衛生広報に関する事。</li> <li>(7) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に係る保健所との連絡調整に関する事。</li> <li>(8) 医療救護、助産に関する事。</li> <li>(9) 衛生班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び保健福祉対策部長への報告に関する事。</li> </ul>

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>

第1節 応急活動体制の確立

対策部名	班名	班長	所掌事務
建設対策部	土木施設班	○管理・土木港湾係長 空港管理事務所	(1) 建設対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告に関する事。 (3) 道路、橋梁、河川、漁港、港湾等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並びに応急復旧対策に関する事。 (4) 避難路、輸送路の確保に関する事。 (5) 障害物の除去に関する事。 (6) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関する事。 (7) 地すべり、土砂崩れによる災害対策に関する事。 (8) 水防倉庫、水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関する事。 (9) 災害における通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関する事。 (10) 土木工事関係者との連絡調整に関する事。
	建築施設班	○建築・管理係長	(1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。 (2) 被災町営住宅の応急処理に関する事。 (3) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 (4) 町営住宅の供給に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設、供与に関する事。 (6) 避難所に対する仮設トイレ等の設置に関する事。 (7) 建築工事関係者との連絡調整に関する事。 (8) 建築施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。
	水道施設班	○庶務・施設係長	(1) 水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 被災地の給水計画に関する事。 (3) 飲料水の確保、給水に関する事。 (4) 水質管理に関する事。 (5) その他上水道の管理に関する事。 (6) 水道施設班の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。
農林水産対策部	農政畜産班	○農政・畜産係長	(1) 農林水産対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 農作物等への被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防除に関する事。 (5) 農業協同組合との連絡調整に関する事。

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>

第1節 応急活動体制の確立

対策 部 名	班 名	班長	所掌事務
農林水産対策部	農政畜産班	○農政・畜産係長	(6) 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関すること。
	林務水産班	林務水産係長	(1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関すること。 (2) 漁港及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関すること。 (3) 漁業協同組合との連絡調整に関すること。 (4) 森林組合との連絡調整に関すること。 (5) 林務水産班内の所管に係る公共施設の災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
	農地班	○農業土木係長 農地振興係長	(1) 農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関すること。 (2) 土地改良区等への連絡調整に関すること。 (3) 農地班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関すること。
教育対策部	学校教育班	○管理係長 学校教育係長 給食センター所長	(1) 教育対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関すること。 (3) 教育施設等の災害予防及び復旧対策に関すること。 (4) 学校関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (5) 児童、生徒等の避難及び安全確保に関すること。 (6) 学校教育施設等での避難受入の調整及び協力に関すること。 (7) 教職員の動員に関すること。 (8) 学校給食に関すること。 (9) 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること。 (10) 災害後の教育環境・保健衛生に関すること。 (11) 所管の避難所等施設の開設及び管理に関すること。
	社会教育班	○社会教育係長 社会体育係長 文化係長 文化財係長	(1) 災害活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 (2) 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。 (3) 社会教育・体育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 社会教育班の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関すること。

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第1節 応急活動体制の確立

対策部名	班名	班長	所掌事務
消防・水防対策部	消防・水防班	○消防交通係長 副団長（2名） 各分団長（8名）	熊毛地区消防組合の定める「熊毛地区消防組合消防計画」による。

※○印がある係長が責任班長となる。

**5 動員方法**

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

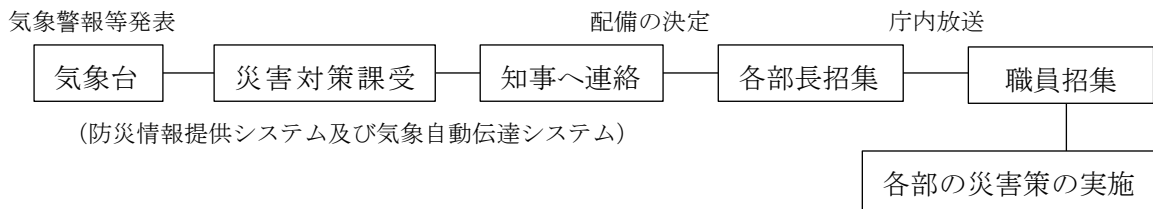
ア 職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

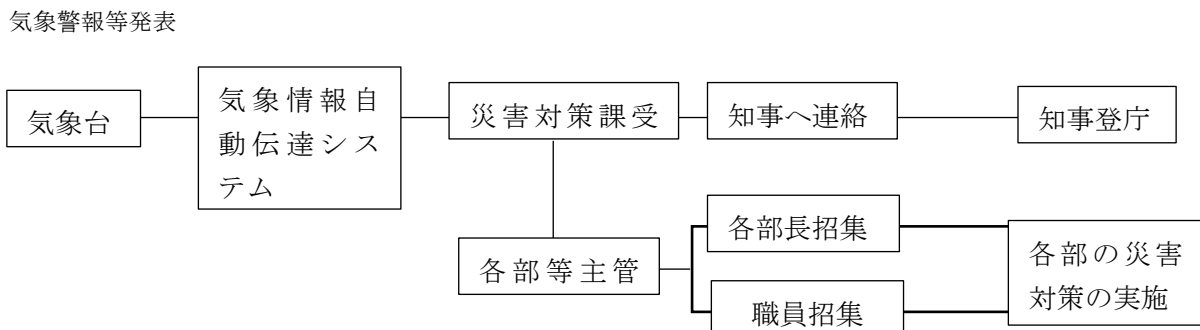
(2) 職員配備要因及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 動員要因の動員は以下の系統により行う。

① 勤務時間内



② 勤務時間外



イ 各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

## 第2 関係機関の応急活動体制の確立

### 1 防災関係機関の組織

関係機関等は、災害に迅速・的確に対処するため、あらかじめ定めておいた緊急時の職員の配備基準に基づき、配備体制を決定し、職員を動員配備する。

### 2 住民に期待される行動

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

### 3 各種団体・組織・個人の役割

スーパーなど物資流通のネットワークを有する事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

## 第2節 情報伝達体制の確立

[総務対策部]

災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関に情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

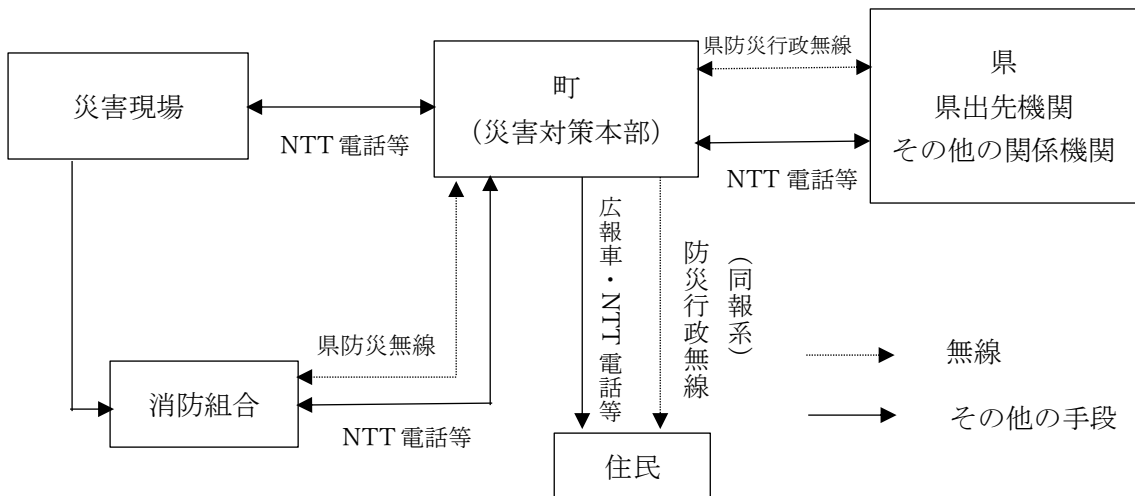
このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

### 第1 町の通信連絡手段の確保・運用

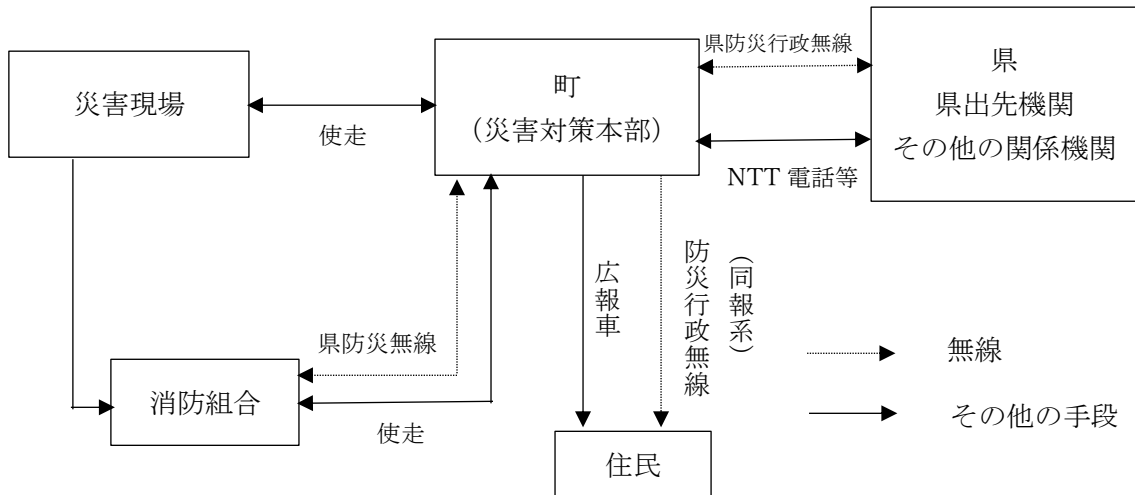
#### 1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



大規模災害（NTT電話等が使用できない場合）



## 2 無線通信体制の確立

災害時の町の無線通信連絡体制として、整備済みの町防災行政無線等をはじめ、衛星携帯電話、防災相互無線、九州総合通信局が無償貸与する災害対策用移動通信機器等を含めた効果的な運用体制を確立する。

## 3 その他の手段による通信体制の確立

NTT一般加入電話をはじめ町に整備されているNTTの音声応答システム、有線放送電話、農協・漁協電話、衛星携帯電話等を含めたその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

## 第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

### 1 各機関が保有する通信施設の運用

町は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に的確に情報を収集・伝達できる体制を確立する。

### 2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

### 第3節 救助法の適用及び運用

[総務対策部, 保健環境対策部]

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町、県は救助法を運用する。

#### 第1 救助法の実施機関

救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。

知事は救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。(災害救助法第13条)

#### 第2 災害救助法の適用基準

##### 1 適用基準

災害救助法による救助は、以下に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とするとき
- (2) 以下に掲げる程度の災害が発生した市町村の区域内において、被災し現に救助を必要とするとき
  - ア 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
  - イ 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
  - ウ 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
  - エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

##### 【中種子町の災害救助法適用基準】

人口 (令和2年現在)	基準	
	1号	2号
7,539人	40世帯	20世帯

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第3節 救助法の適用及び運用

2 救助の種類

実施者は原則知事であるが、町長が実施可能な場合は、町長とする。

令和5年10月31日現在

救助の種類	対 象	対象経費等	期間	費用の限度額	
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	・避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇用費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	災害発生の日から7日以内	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。	
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	・災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1人1日当り340円以内 ※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算でき、上記を超える額を加算できる。	
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	・設置にかかる原材料、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費	建設型 応急住宅	災害発生の日から20日以内着工	1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸 当 たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の給与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。
		・家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの	賃貸型 応急住宅	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)流失、床上浸水で炊事ができない者	・主食、副食及び燃料等の経費	災害発生の日から7日以内	1人1日当り1,230円以内	

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第3節 救助法の適用及び運用

救助の種類	対 象	対象経費等	期間	費用の限度額
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	・水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費並びに薬品又は資材の費用	災害発生の日から7日以内	当該地域における通常の実費
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者(世帯単位)	・被害の実情に応じ現物給付 ①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	災害発生の日から10日以内	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,800	28,300	3,700

救助の種類	対 象	対象経費等	期間	費用の限度額
医療	災害のために医療の途を失った者	(範囲) ① 診察 ② 薬剤又は治療材料の支給 ③ 処置、手術その他の治療及び施術 ④ 病院又は診療所への収容 ⑤ 看護	災害発生の日から14日以内	(救護班による場合) ・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 (病院又は診療所による場合) ・国民健康保険の診療報酬の額以内 (施術者による場合) ・協定料金の額以内
助産	災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を要する状態にある者)	(範囲) ① 分べんの介助 ② 分べん前及び分べん後の処置 ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料	分べんした日から7日以内	(救護班による場合) ・使用した衛生材料等の実費 (助産師による場合) ・慣行料金の100分の80以内の額
被災者の救出	1. 現に生命身体が危険な状態にある者 2. 生死不明の状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生から3日(72時間)以内	当該地域における通常の実費

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第3節 救助法の適用及び運用

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
被災した住宅の応急修理（住家の被害の拡大を防止するための緊急修理）	住家が半壊（焼）もしくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急な修理が必要な部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から10日以内	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けた世帯（全壊は、修理することで移住することが可能な場合） 50,000円以内
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ移住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し現物をもって行う。	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条第1項に規定するテク低災害対策本部、同法第24条第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内
	3. 住家が半壊（焼）に準じゆる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者			1世帯当たり 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内
学用品の給与	住家の前回（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は	・被害の実情に応じ現物給付 ①教科書及び教材 ②文房具 ③通学用品	災害発生の日から（教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は堰の授業で使用している教材 ・実費 2. 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学校児童 4,800円 ・中学校生徒 5,100円 ・高等学校等生徒 6,600円
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	・棺又は棺材の現物給付 ①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	災害発生の日から10日以内	1体当たり ・大人（12歳以上）219,000円以内 ・小人（12歳未満）175,000円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	災害発生の日から10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に対する処理	（範囲）	災害発生の日から10日以内	① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1体当たり：3,500円以内

**第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>**  
**第3節 救助法の適用及び運用**

救助の種類	対象	対象経費等	期間	費用の限度額
	(埋葬を除く)をする。	① 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 ② 死体の一時保存 ③ 検索		② 死体の一時保存 ・死体一時収容施設利用時通常の実費 ・上記が利用できない場合1体当たり:5,400円以内 (注)ドライアイス購入費の実費加算可 ③ 検索 ・救護班以外は慣行料金
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	災害発生の日から10日以内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均138,700円以内

### 第3 被災世帯の算定基準

#### 1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

#### 2 住家の滅失等の認定

##### (1) 住家が全壊・全焼、流出したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

##### (2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

##### (3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

1及び2に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

### 3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

### 第4 救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、本項2「救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

連絡先：危機管理課危機管理係 NTT 回線：099-286-2250

## 第4節 広域応援体制

[総務対策部, 消防区組合]

大規模・広域災害が発生した場合、被害が拡大し、被災した町、町地域防災計画及び各防災関係機関独自では対処することが困難な事態が予想される。

このため、町及び防災関係機関は、あらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整える。また、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

### 第1 町における広域応援体制

[関係各課]

#### 1 災害情報・被害情報の収集・分析

##### (1) 情報の収集

災害対策本部の各対策部は、所管業務に係る応援要請の受付と、企画対策部情報収集連絡班で把握した以下の情報を収集する。

- ア 生き埋め等の件数（人的被害状況等）
- イ 出火件数、又は出荷状況
- ウ 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故等）
- エ 町の応急対策の状況等

##### (2) 情報の分析・検討

各対策部は、収集した情報の分析を行い、広域応援の必要性の有無及び応援要請先について検討する。

応援要請先一覧

① 被災地外の県内市町村	⑦ ⑥以外の都道府県
② 鹿児島県を所管する指定地方行政機関	⑧ 消防庁（緊急消防援助隊等）
③ 鹿児島県を所管する指定公共機関	⑨ 他の都道府県警察災害派遣隊等
④ 県内の指定地方公共機関	⑩ その他の国の機関
⑤ その他の県内の公共的団体等	⑪ その他の公的防災関係機関
⑥ 協定にある九州・山口各県等	

##### (3) 検討結果の報告

各対策部は、検討結果について、総務対策部本部総務班を経由して本部会議に報告する。

##### (4) 国等との調整

国において、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため政府調査団の派遣及び現地対策本部の設置がなされた場合は、総務対策部本部総務班が調整窓口となって必要な調整を行う。

#### 2 応援の受入れ体制の確立

町及び防災関係機関は、災害の規模やニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等を内容とする受援計画の策定に努める。

**第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>**  
**第4節 広域応援体制**

---

また、町は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

応援職員の受入に当たっては、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(1) 応援受け入れの決定

本部会議は、他の都道府県等への応援要請や、あるいは応援の申し出に対し、応援内容を所管する各対策部からの検討結果の報告に基づいて意思決定を行う。

(2) 受入れる際の留意事項

応援の受け入れを決定した場合、企画対策部商工観光班と各対策部は、以下の点について留意し必要があれば協議する。

- ① 受入れルート
- ② 応援隊の集結場所、活動拠点、宿泊・給食等

(3) 応援要請の連絡

ア 各対策部は、要請先に応援要請の連絡を行う。その際、上記(2)の内容も併せて伝える。

イ 各対策部は、関係市町村、防災対策支部、防災関係機関へ応援要請を行った旨連絡する。

### 3 職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

国もしくは都道府県、市町村等の職員の派遣要請と派遣あっせんの要請については、県総務対策部人事班と協議する。

(1) その他都道府県等に対する職員の派遣要請・派遣あっせんの要請

「応急対策職員派遣制度に関する要領」に基づく。

地方自治体法第252条の17及び災害対策法第30条の規定に基づく。

### 4 町と他市町村との災害時相互応援協定

(1) さつま町：中種子町とさつま町における災害時応援協定

この協定は、中種子町、さつま町のいずれかの町域において災害が発生した場合において、被害を受けた町独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合において、相互の応援を円滑に行う。

≪資料編2-8 中種子町とさつま町における災害時応援協定≫

### 5 県と各都道府県との災害時相互応援協定

(1) 九州・山口9県災害時応援協定

この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行う。

(2) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

- (3) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- (4) 災害時における鹿児島県・岐阜県災害時相互応援協定
- (5) 鹿児島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定
- (6) 防災消防ヘリコプター相互応援協定

この協定は、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県において、県が保有するヘリが耐空検査等で運休となっている期間にヘリの出動事案が発生した際、他県に要請を行うことができるものであり、県保有ヘリが運行可能であっても、重要かつ緊急な事案で、他県ヘリの応援が必要であると判断される場合は要請が可能である。

## 6 町・消防における相互応援協力

- (1) 県及び市町村相互の応援

### ア 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

- ① 被災市町村は、災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求める。
- ② ①の応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。
- ③ 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

### イ 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。

### ウ 町内所在機関相互の応援協力

災害が発生し又は発生しようとする場合、町は実施する応急措置について、町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

- (2) 消防機関の応援協力

町長（消防の一部事務組合等も含む。）は、大規模な災害や火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合に、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「鹿児島県消防相互応援協定」に基づき、迅速に応援要請を行う。

《資料編2-1 鹿児島県消防総合応援協定》

## 第5節 自衛隊の災害派遣要請

[総務対策部]

大災害が発生した場合、被害が拡大し、町をはじめ県や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の効率的かつ迅速な災害派遣と受け入れ体制を整える。

### 第1 実施責任者

#### 1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は町長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知する。

#### 2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- (1) 陸上自衛隊西部方面総監
- (2) 陸上自衛隊第8師団長
- (3) 陸上自衛隊国分駐屯地司令（第12普通科連隊長）
- (4) 海上自衛隊佐世保地方総監
- (5) 海上自衛隊第1航空群司令
- (6) 航空自衛隊新田原基地司令

#### 3 災害派遣受入れ

町長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

### 第2 自衛隊の災害派遣（撤収）要請の方法

#### 1 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請する基準は、概ね以下のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
- (3) 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、町長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (4) 災害に際し、通信の途絶等により町長が知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、町長からの被害状況の通知を受けて自主的に派遣する場合

## 2 知事への災害派遣要請の要求

### (1) 派遣要請依頼の担当

町長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は、総務対策部長とする。

### (2) 要請依頼

総務対策部長は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めたときは、町長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行う。この場合、第4目に掲げる要請依頼要件を明示する。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長の指示により、災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告する。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行う。

### (3) 災害派遣要請の要求が出来ない場合の措置

総務対策部長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への要求ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。

ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

## 3 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行う。

- (1) 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

## 4 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

### (1) 自衛隊の連絡場所

区分	自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
	部隊名	主管課		
要請先	陸	陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部 防衛課 運用班	熊本市東町1-1-1 096-368-5111 内線255, 256
		陸上自衛隊第8師団司令部	第3部 防衛班	熊本市清水町八景水谷2-17-1 096-343-3141 内線 214, 233
		陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2-4-14 0995-46-0350 内線 235, 237
	海	海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18 0956-23-7111

第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>  
第5節 自衛隊の災害派遣要請

区分		自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
		部隊名	主管課		
要請先	海	海上自衛隊第1航空群	司令部 幕僚室	鹿屋市西原3-11-2	内線 225 0994-43-3111 内線 2222
	空	航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田 19581	0983-35-1121 内線 232
通報先		自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町 4-1	099-253-8920

(2) 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
県危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通)286-2256	県内
県総務部	人事課	〃	(直通)286-2045	
県環境生活部	県民生活課	〃	(直通)286-2518	
県保健福祉部	保健福祉課	〃	(直通)286-2656	
県農政部	農政課	〃	(直通)286-3085	
県土木部	管理用地課	〃	(直通)286-3483	
県土木部	河川課	〃	(直通)286-3585	
県林務水産部	林務水産課	〃	(直通)286-3327	
県商工労働部	商工政策課	〃	(直通)286-2925	
県教育委員会	総務福利課	〃	(直通)286-5190	
県出納局	会計課	〃	(直通)286-3765	
県警察本部	警備課	〃	(直通)286-0110	

鹿児島県庁（代表） 099-286-2111

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、概ね以下のとおりである。

- ア 被害状況の把握
- イ 避難の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
- オ 消防活動
- カ 道路又は水路の啓開
- キ 応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援
- ク 通信支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送
- コ 炊飯及び給水
- サ 救助物資の無償貸付又は譲与
- シ 交通規制の支援

- ス 危険物の保安及び除去
- セ その他部隊が対処し得る業務

### 第3 自衛隊の災害派遣に伴う受け入れ体制等

#### 1 所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに、以下の措置を実施する。

#### 2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所、車両、器材の保管場所を準備しておく。特に駐車場について留意する。
- (3) 自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等との競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担する要配慮する。
- (4) 派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等を準備しておく。なお、準備を要する諸器材で、町において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。
- (5) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。

#### 3 派遣部隊到着後の措置

- (1) 派遣部隊の集結地への誘導
- (2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置
- (3) 町が準備する器材類の品目、数量、集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議
- (4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議
- (5) その他必要と認められる措置

#### 4 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

## 5 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資人員の輸送が考えられるので、町において次の条件を考慮し、地域ごとに適地を選定し、町地域防災計画において定めるとともに、陸上自衛隊国分駐屯地司令及び海上自衛隊第1航空群司令に通報しておく。

《資料編 10—2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地》

## 第6節 技術者, 技能者及び労働者の確保

[総務対策部, 企画対策部, 保健環境対策部, 福祉環境対策部, 建設対策部, 消防・水防対策部]

災害時には, 多数の応急対策の需要が発生し, 応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため, 災害応急対策の実施等のために必要な技術者, 技能者及び労働者等の確保(公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保)を円滑に行い, 迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

### 第1 公共職業安定所の労働者供給

#### 1 労働者あっせん手続, 方法等

災害対策を実施するために必要な技術者, 技能者及び労働者の確保は, それぞれの町において行うものとするが, 確保が困難な場合は, 所轄公共職業安定所に以下の事項を明らかにして, 必要な人員のあっせんに依頼し, 公共職業安定所は, 町の要求に応じ, 必要な労働者の紹介あっせんを行う。

① 必要労働者数	⑥ 作業場所の所在
② 作業の内容	⑦ 残業の有無
③ 作業実施期間	⑧ 労働者の輸送方法
④ 賃金の額	⑨ その他の必要な事項
⑤ 労働時間	

#### 2 労働者の輸送

災害対策実施機関は, 労働者の毎日の作業就労に際し, 労働者の住所と作業現場との距離が概ね片道 2km 以上ある場合は, 作業能率その他を考え, できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

災害対策実施機関による車両等の労働者輸送が困難な場合は, 交通費を支給し, 一般交通機関利用により支障のない作業就労を図る。

### 第2 従事命令等による労働力の確保

#### 1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 17 条	水防管理者, 水防団長, 消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第 24 条第 1 項	知事
	協力命令	災害救助法第 25 条	知事
災害応急対策作業	従事命令 協力命令	災害対策基本法第 71 条第 1 項	知事

**第2章 災害応急対策 <応急活動体制の確立>**  
**第6節 技術者, 技能者及び労働者の確保**

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
(除：災害救助法救助)		災害対策基本法第 71 条第 2 項	知事（委任を受けた場合町長）
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項	町長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官，海上保安官
		災害対策基本法第 65 条第 3 項	自衛官
災害応急対策作業（全般）	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

**2 命令の対象者**

命令の種別による従事対象者は、以下のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
救助，災害応急対策作業（救助法及び対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師，歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師，助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工，左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長，警察官，海上保安官，自衛官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者

## 第7節 ボランティアとの連携等

[企画対策部, 保健環境対策部]

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう災害中間支援組織など環境整備を行う。

### 第1 ボランティアの受入れ, 支援体制

#### 1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

#### 2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

##### (1) 救援支援本部における対応

町社会福祉協議会等は、災害の状況に応じて必要と認めた場合は、救援対策本部を設置し、災害ボランティアセンター、近隣支援本部の設置についての連絡調整や、災害ボランティアセンター等の運営の支援等に努めるものとする。

##### (2) 災害ボランティアセンターにおける対応

町社会福祉協議会は、災害が発生した場合、必要に応じて速やかに、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的な活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

##### (3) 近隣本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

### 第2 ボランティアの受付, 登録, 派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、災害ボランティアセンター等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、救援対策本部、近隣支援本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

## 警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

### 第8節 気象警報等の収集・伝達

〔総務対策部、消防・水防対策部〕

町は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される以下の情報等を収集し、また、町、県及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

#### 第1 情報の種類

- 1 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- 2 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- 3 雨量、河川水位等（県）
- 4 水防警報（県）

#### 第2 気象警報等の発表

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は以下により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促す。

特別警報・警報・注意報、気象情報等及び火災気象通報・火災警報は以下により、それぞれの担当機関が発表し、解除するものとする。ただし、気象情報の解除は行わない。

なお、担当機関は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報に区分して発表し、住民の自発的な避難判断等を促す。

1 特別警報・警報・注意報の発表

(1) 特別警報の種類及び発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の耐威風や同程度の温帯低気圧により予想される場合	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(2) 警報・注意報の種類及び発表基準（一般の利用に適合するもの）

種 類		発 表 基 準					
注 意 報	気象 注意報	強風注意報	平均風速 15m/s 以上が予想される時。				
		大雨注意報	大雨により災害が起こるおそれがあるとき。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備えて自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>128</td> </tr> </table>	表面雨量指数	土壌雨量指数	16	128
		表面雨量指数	土壌雨量指数				
		16	128				
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>最小湿度が 50%以下で実効湿度が 65%以下になると予想される場合</td> </tr> </table>	最小湿度が 50%以下で実効湿度が 65%以下になると予想される場合				
	最小湿度が 50%以下で実効湿度が 65%以下になると予想される場合						
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>最低気温が 4℃以下になると予想される場合</td> </tr> </table>	最低気温が 4℃以下になると予想される場合				
最低気温が 4℃以下になると予想される場合							
高潮 注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について、一般の注意を喚起する必要があるとき。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>潮位（標高）2.0m以上が予想される場合</td> </tr> </table>	潮位（標高）2.0m以上が予想される場合				
潮位（標高）2.0m以上が予想される場合							
波浪 注意報	波浪注意報	風浪・うねり等により災害が起こるおそれがあると予想される時。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>有義波高 2.5m以上が予想される場合</td> </tr> </table>	有義波高 2.5m以上が予想される場合				
有義波高 2.5m以上が予想される場合							
	洪水 注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>大渡瀬川流域=10.4</td> </tr> </table>	流域雨量指数基準	大渡瀬川流域=10.4		
流域雨量指数基準							
大渡瀬川流域=10.4							
警 報	気象 警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>平均風速 25m/s 以上が予想される場合</td> </tr> </table>	平均風速 25m/s 以上が予想される場合			
平均風速 25m/s 以上が予想される場合							

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>

第8節 気象警報等の収集・伝達

種類		発表基準					
警報	気象警報	大雨警報	<p>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <table border="1"> <tr> <td>表面雨量指数</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>171</td> </tr> </table>	表面雨量指数	土壌雨量指数	31	171
	表面雨量指数	土壌雨量指数					
	31	171					
	高潮警報	高潮警報	<p>台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <table border="1"> <tr> <td>潮位（標高）2.3m以上が予想される場合</td> </tr> </table>	潮位（標高）2.3m以上が予想される場合			
潮位（標高）2.3m以上が予想される場合							
波浪警報	波浪警報	<p>高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。</p> <table border="1"> <tr> <td>有義波高6.0m以上が予想される場合</td> </tr> </table>	有義波高6.0m以上が予想される場合				
有義波高6.0m以上が予想される場合							
洪水警報	洪水警報	<p>河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</p> <table border="1"> <tr> <td>流域雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td>大渡瀬川流域=13</td> </tr> </table>	流域雨量指数基準	大渡瀬川流域=13			
流域雨量指数基準							
大渡瀬川流域=13							

(3) 予報・警報等の細分区域

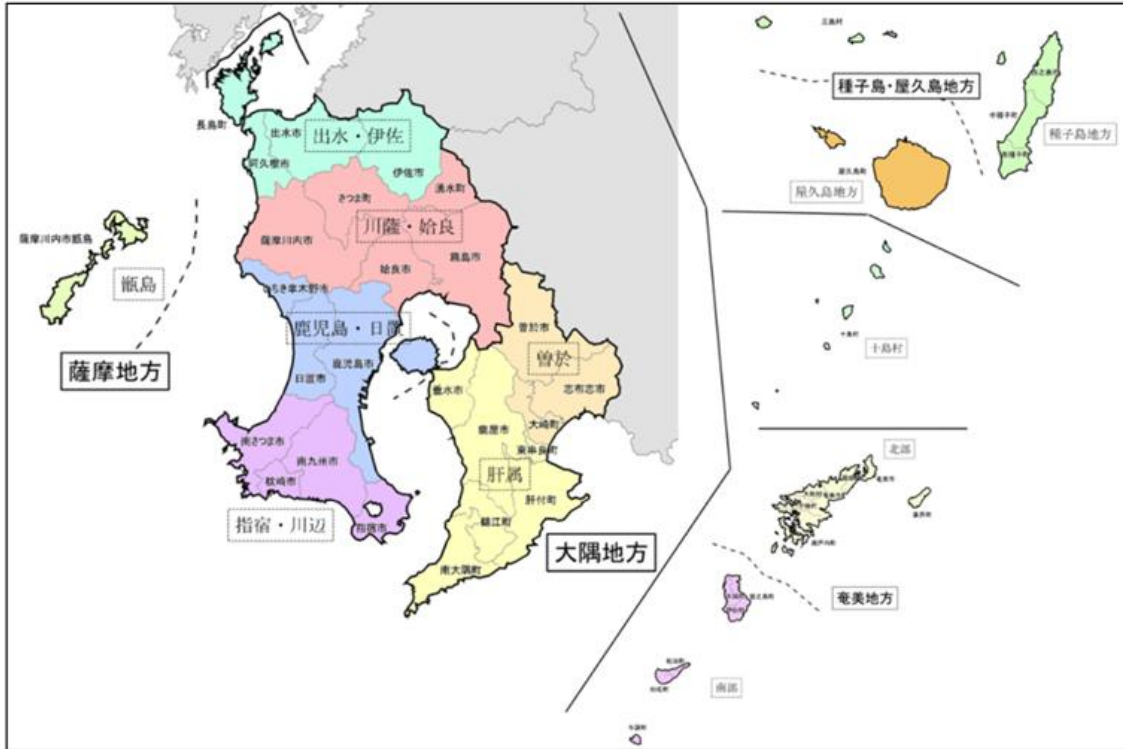
一時細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
薩摩地方	出水・伊佐	阿久根市,出水市,伊佐市,長島町
	川薩・始良	薩摩川内市※1,霧島市,始良市,さつま町,湧水町
	甕島	薩摩川内市甕島※2
	鹿児島・日置	鹿児島市,いちき串木野市,日置市
	指宿・川辺	枕崎市,指宿市,南さつま市,南九州市
大隅地方	曾於	曾於市,志布志市,大崎町
	肝属	鹿屋市,垂水市,肝付町,東串良町,錦江町,南大隅町
種子島・屋久島地方	種子島地方	西之表市,三島村,中種子町,南種子町
	屋久島地方	屋久島町
奄美地方	十島村	十島村

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第8節 気象警報等の収集・伝達

一時細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
	北部	奄美市,大和村,宇検村,瀬戸内町,竜郷町,喜界町
	南部	徳之島町,天城町,伊仙町,和泊町,知名町,与論町

※1：甌島の区域を除く

※2：鹿屋町,上甌町,里町及び下甌町に限る。



(4) 気象情報

ア キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種類	概要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	<p>大雨による土砂災害発生の危険度のたかまりの予測を, 地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており, 大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに, 危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒) 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示に相当)</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル(高齢者等避難)に相当。</li> </ul>

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第8節 気象警報等の収集・伝達

種類	概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当</li> </ul>
洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒) 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5(緊急安全確保)に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4(避難指示に相当)</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル(高齢者等避難)に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>

イ 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(種子島地方など)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(鹿児島県)で発表する。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

ウ 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(鹿児島県では1時間120mm以上)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

エ 線状降水帯

大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する鹿児島県（奄美地方を除く）気象情報」「顕著な大雨に関する奄美地方（鹿児島県）気象情報」を発表する。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表する。「気象防災速報（線状降水帯発生）」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が程度高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

線状降水帯が発生すると、大雨災害発生危険度が急激に高まることがあるため、この情報は心構えを一段高めことを目的とする。この呼びかけだけで避難行動をとるのではなく、ほかの大雨に関する情報と合わせて活用し、大雨災害に対する危機感を早めにもって、ハザードマップや避難所・避難経路の確認等を行うことが考えられる。

雨を要因とする特別警報を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する〇〇県気象情報」、「記録的な大雨に関する□□地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報を発表する。

#### オ 竜巻注意報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（種子島地方など）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が同じ発表単位（種子島地方など）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

## 2 土砂災害警戒情報の発表

鹿児島地方気象台及び鹿児島県は、土砂災害警戒情報発表中において、大雨による土砂災害発生危険度が高まり、より嚴重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

町が行う避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を避難指示等の発令の基本とし、更に避難対象区域を絞り込む等が必要となる場合は、河川砂防情報システムによる危険度レベル（レベル1, 2, 3, 4）、気象庁の防災情報提供システムや気象庁ホームページの土砂キキクル（危険度分布）なども合わせて判断する。

## 3 火災気象通報及び火災警報の発表

### (1) 火災気象通報

#### ア 発表機関及び伝達系統

火災気象通報とは、消防法に基づいて鹿児島地方気象台長及び名瀬測候所長が、気象状況が火災予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、その通報を受けたときは直ちに、それを町長に通知しなければならない。

イ 発表基準

火災気象通報を行う場合の基準は以下のとおり。

担当気象官署	火災気象通報の基準
鹿児島地方気象台 名瀬測候所	乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした強風注意報の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(2) 火災警報

ア 発表機関

火災警報は、町長が火災気象通報の伝達を受けたとき、又はその他によって気象状況を知ったとき、その地域の条件等を考慮して必要な地域について発表する。

イ 発表基準

空気が乾燥し、かつ、風の強いとき等で、火災の危険が予想される時町が発表するものとし、具体的発表基準は以下のような気象状況を考慮して、町地域防災計画において定めておく。

- ① 実効湿度 65%以下または最小湿度が 50%以下に下がる見込みのとき
- ② 平均風速が 12メートル以上、冬（11～4月）15メートル以上、夏（5～10月）10メートル以上の風が吹く見込みのとき

### 第3 気象警報等の受信・伝達

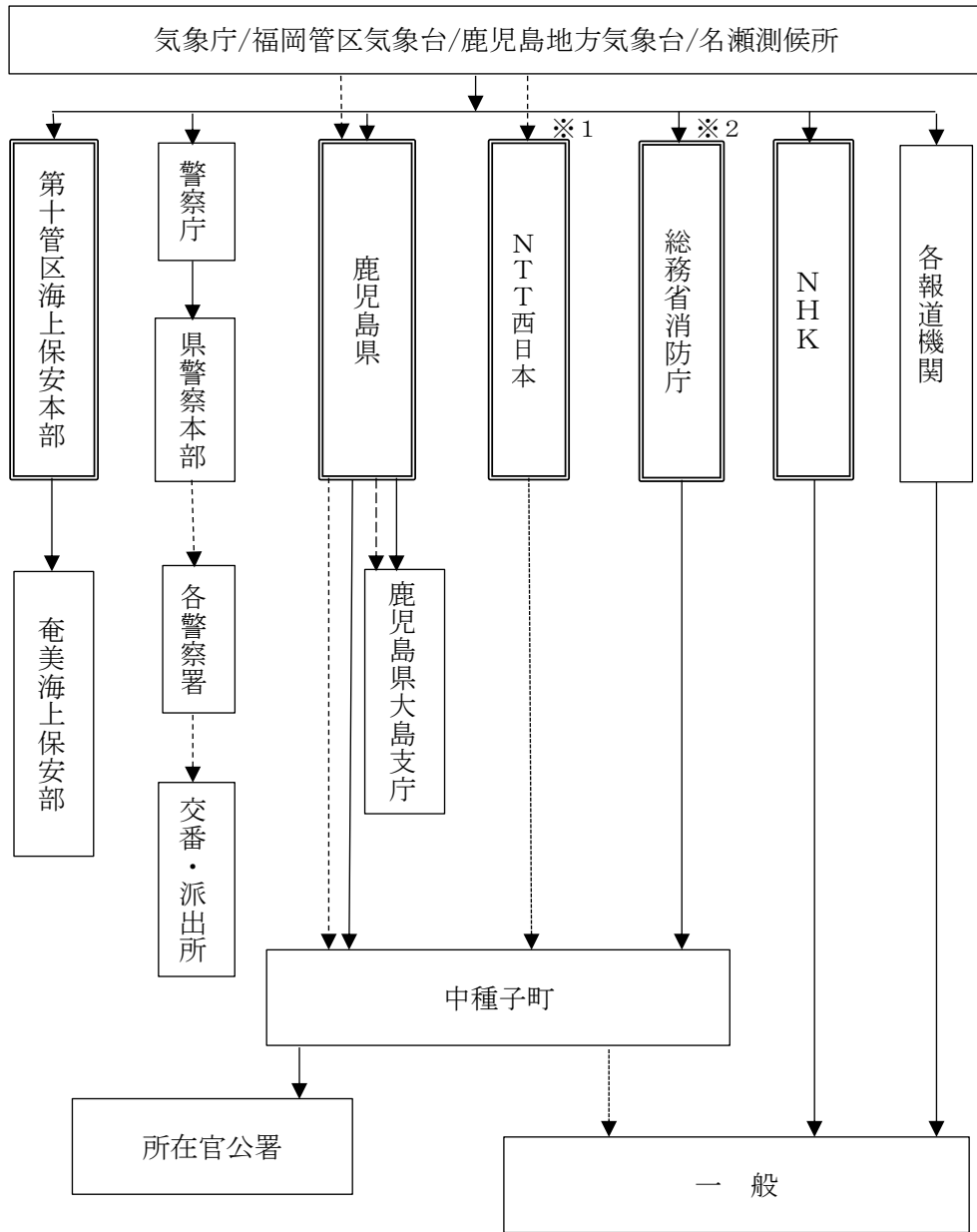
#### 1 気象警報等の受信・伝達

- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、総務課長において受領する。
- (2) 執務時間外にあつては、警備員を経て、総務課長に通報するものとする。
- (3) (1)、(2)により受領及び通報を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めるとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長にその旨を報告する。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、総務課消防交通係長とする。
- (5) 警報等を受領した伝達担当員は、伝達系統により周知伝達する。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

#### 2 気象予・警報、情報等の伝達系統

各気象予・警報・情報等の伝達系統は、以下に示すとおりである。

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
 第8節 気象警報等の収集・伝達



(注) ———▶ 予報警報情報供通知, .....▶ 警報だけ通知, - - - - -▶ 火災気象通報

- 1 鹿児島県の伝達系統で注意報については、特に重要な災害対策の実施を必要とするものについて通知する。
- 2 NTT西日本又はNTT東日本は、NTT西日本株式会社又はNTT東日本株式会社を意味する。
- 3 二重枠で囲まれている期間は、気象業務法施行令第8条及び第9条の規定に基づく通知先
- 4 レベル5特別警報が発表された場合、県においては町への通知が、町においては住民等への周知の徹底がそれぞれ法律により義務付けされている。
- 5 ※1 気象資料伝達システム（オンライン）レベル5特別警報・レベル4危険警報のみ伝達
- 6 ※2 気象資料伝達システム（オンライン）



第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第8節 気象警報等の収集・伝達

(2) 防災関係機関が伝達する予・警報時の伝達方式

鹿児島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報はレベル5大雨特別警報・レベル4大雨危険警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達される。

各機関の伝達先	伝達事項												伝達内容				
	特別警報・警報						注意報							伝達方式			
	暴風	暴風雪	大雨(雪)	高潮	洪水※	波浪	その他	強風	風雪	大雨(雪)	高潮	洪水			波浪	その他	津波予報
川内川河川・大隅河川国道事務所→県																無線FAX又は電話FAX	全文
第十管区海上保安本部→船舶																無線電話	
NTT西日本又は真日本→市町村																電話FAX	全文
鹿児島県→市町村																無線FAX 電話FAX 加入電話又は加入電報	全文
NHK鹿児島放送局→一般																無線送電	全文略文又は承題のみ
川内川河川・大隅河川国道事務所、鹿児島地方気象台→県・一般																無線FAX又は電話FAX	全文

(注) ※の洪水は、警報のみ(特別警報なし)

#### 4 雨量に関する情報等の伝達

町は、雨量に関する情報等の伝達を受けた時は、すみやかに所在官公署及び住民への周知を図る。

この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮する。

#### 5 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報、第15条の2により土砂災害警戒情報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達される。

町は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）及び土砂災害防止法第27条により県から土砂災害警戒情報の伝達を受けた時は、すみやかに土砂災害警戒情報に係る必要事項を伝達系統により関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

## 第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

[全部]

本計画においては、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期するものである。

### 第1 災害情報の収集・伝達

町は、住民の協力を得て災害情報や被害状況を迅速・的確に収集し、特に人命に関わる情報を最優先で県や関係機関に報告する。

行方不明者については、住民登録の有無を問わず正確な把握に努め、安否不明者も含め関係機関と連携して情報収集を行う。他市町村に住民登録がある場合は、町又は県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じて外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

また、住民からの安否照会には、救助活動に支障のない範囲で可能な限り対応し、関係機関と協力して情報提供に努める。あわせて、DV被害者等の安全に配慮し、個人情報の適切な管理を徹底する。

#### 1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 水害・土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害対策本部設置等の状況
- (11) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

#### 2 災害情報等の収集

- (1) 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、登庁後、書類による報告を行う。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

- (2) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

【被害状況の調査分担表】

被害区分	担当		協力団体等
	部	責任者	
町有財産に関する被害	総務対策部	総務対策部長	地区公民館長, 集落公民館長, 施設の管理者
消防水防関係の被害	消防・水防対策部	消防団長	消防団
土木施設, 建築(住家)関係の被害	建設対策部	建設対策部長	地区公民館長 集落公民館長
農林関係(含畜産)に関する被害 農地農業用施設に関する被害 漁業関係の被害	農林水産対策部	農林水産対策部長	地区公民館長, 集落公民館長 農業協同組合, 森林組合, 漁業組合
商工鉱業に関する被害	企画対策部	企画対策部長	商工会
社会福祉関係の被害 衛生施設に関する被害, 人等の被害, 床上, 床下浸水の被害 災害時における感染症その他	福祉環境対策部	福祉環境対策部長	町環境保全協会 地区公民館長, 集落公民館長
学校施設に関する被害	教育対策部	教育対策部長	地区 PTA 会長, 管理者

### 3 災害情報等の集約, 活用, 報告及び共有化

#### (1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において, 前記方法により報告された災害情報等を整理し, 広域応援要請, 自衛隊派遣要請, 避難指示, 災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し, 適宜, 全職員に徹底する。

#### (2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に, 災害の規模の把握のための町から県等への報告は, 以下のとおり実施する。

##### ア 第1報(参集途上の被害状況, 庁舎周辺の被害状況)

- ① 勤務時間外(本部総務班長の登庁直後)
- ② 勤務時間内(災害発生直後)

##### イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後, できる限り早く報告する。

なお, この段階で町災害対策本部での意思決定(広域応援要請, 自衛隊派遣要請, 避難の指示等, 災害救助法の適用申請等の必要性の有無)が得られていれば, 県等へ報告・要請する。

##### ウ 人命危険情報の集約結果(全体概要)の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は, 災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

エ 町は, 同時多発火災や救出要請等により, 119番通報が殺到した場合に, その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 災害情報等収集するに当たっての留意事項

町及び防災関係機関は、人的被害、住家被害、避難、火災の発生・延焼の状況等、広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について、他の情報に優先し収集・報告する。

## 第2 災害情報等の報告

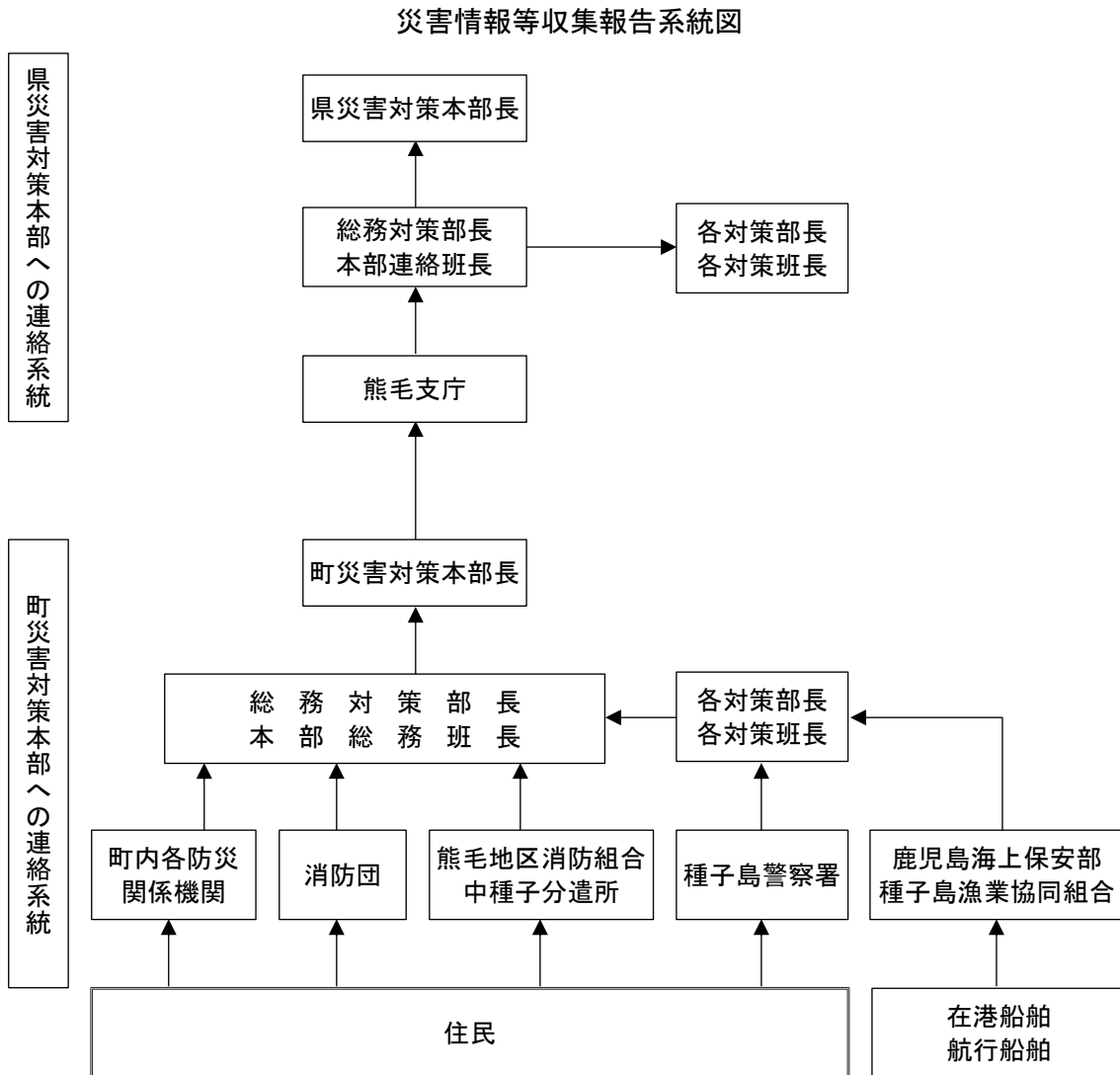
### 1 災害情報等の報告系統

町長は、町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し、県その他関係機関に報告する。

なお、通信途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別		区分	平日（9：30～17：45） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
		NTT 回線	電話	03-5253-7527
FAX	03-5253-7537		03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電話	80-048-500-90-49013	80-048-500-90-49102	
	FAX	80-048-500-90-49033	80-048-500-90-49626	

【災害情報等収集報告系統図】



**2 災害情報等の種類及び内容**

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間に於ける被害に関する以下のようなものをいう。

- ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- ウ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

### 3 災害情報, 災害報告の通報及び報告要領

#### (1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

##### ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに以下のとおりとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	総務課,建設課,消防組合
火災発生に関するもの	総務課,消防組合
気象,水象,海難等に関するもの	総務課,消防組合,警察署,海上保安部

##### イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長に通報するものとする。

##### ウ 町長の通報

ア,イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに以下の機関に通報するものとする。

- ① 気象,地震,水象に関するものは,関係気象官署
- ② その異常現象により災害発生が予想される隣接市町
- ③ その異常現象により,予想される災害の対策実施機関

##### エ 町長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した町長は鹿兒島地方気象台に以下の要領で通報する。

- ① 通報すべき事項
  - a 気象関係（竜巻,強い降雹等）
  - b 水象関係（台風等に伴う以上潮位,異常波浪等）
- ② 通報の方法  
通報の方法は,電話,FAX等最も効果的な手段をもって行う。
- ③ 通報のあて先  
通報のあて先は,鹿兒島地方気象台及び名瀬測候所とする。
- ④ 通報に要する電話・電報の費用は,原則として発信市町村の負担とする。

#### (2) ア以下外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア 各対策部長は,所管にかかる災害情報,被害状況及び応急対策状況を調査収集し,総務対策部長を経て町長へ報告するとともに,各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告する。

イ 各対策部長から災害情報,被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務対策部長は,当該報告を収集整理のうえ,町長及び防災関係機関へ報告通報する。

### 4 災害報告の様式

災害報告に際しては,特に法令に定めのある場合を除き,「災害状況速報」による。

## 5 災害報告の留意事項

- (1) 町の対策機関は、災害報告にあたり、災害報告の責任者として「災害連絡員」1名定めておき、更に災害連絡員に事故のある場合を考慮して副連絡員を定めるようにする。
- (2) 被害状況の報告に際しては、警察の報告と町の各対策機関の報告とがくいちがわないよう相互に被害状況に関する情報を交換する等、密接な連携のもとに報告の正確を期する。

## 6 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、以下のとおりとする。

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
重傷者 軽症者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物を言うものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

区分		被害の判定基準
住家半壊 (半焼)		に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。	
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。	
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	

(県防災計画より)

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。



## 第10節 広報

[総務対策部, 企画対策部, 消防・水防対策部, 保健環境対策部]

災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

### 第1 町による広報

#### 1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず総務対策部本部総務班長へ通知する。この場合広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて、書面をもって通知する。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに本部総務班長及び情報収集連絡班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) ア及びイにより通知を受けた本部総務班長及び情報収集連絡班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 情報収集連絡班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施する。

#### 2 広報内容

災害時には、以下に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

また、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者に配慮する。

- (1) 災機危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、避難指示  
町は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断されるときは、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ避難準備に関する広報を実施する。  
ア 注意報及び警報の発令  
イ 災害軽減の事前対策
- (2) 災害発生直後の広報  
町は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、各種広報媒体を活用して、以下の内容を広報する。  
ア 災害対策本部の設置  
イ 災害応急対策状況  
ウ 災害状況  
エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起・指示  
オ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示  
カ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 災害発生後、事態が落ち着いた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、以下の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオ、町のホームページ、鹿児島県防災Web、緊急速報（エリアメール等）、告知放送から情報入手するようなど。

エ 安否情報安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話会社が大規模災害時に開設する災害用伝言版などを利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 気象警報などの解除

キ 災害対策本部の廃止

### 3 広報手段

(1) 広報は、内容に応じて以下の方法等を用いて行う。

ア 防災行政無線等

イ 広報車の巡回等（消防車を含む。）

ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関

エ 広報紙、ポスター及びインターネット（町ホームページ、ソーシャルメディア、ポータルサイト、鹿児島県防災Web）

オ 緊急速報（エリアメール等）

(2) 広報車により広報を行う場合は、原則として、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行う。

### 4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

(1) 町の役割

ア 町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

イ 当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は町に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

(2) 情報収集

町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。町は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

(3) 提供できる情報

町は、照会者の分類により、情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的

に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。なお、被災者の中に、配偶者やその他親近者等(以下「加害者」と言う。)から暴力を受け、それら加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

## 第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

総務対策部長は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、放送機関に対する放送の依頼は、原則として町が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が行う。また、町は報道機関にも補完的に要請文を送付する。

発表は以下の要領で実施する。

### 1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、原則として、県総合防災システムを活用して県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。(放送の即時性の活用)

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

### 2 放送機関に対する広報の要請

町は県に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

### 3 報道機関に対する発表

町の広報担当者は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

発表は以下の要領で実施する。

#### (1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として町長室とする。

イ 発表担当者は、原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

#### (2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

エ 火災状況(発生箇所、被害状況等)〔発表〕

オ 家屋損壊件数、浸水状況(発生箇所、被害状況等)〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)

- ・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。
- ・安否情報については、N T Tの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。
- ・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。
- ・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。(梱包を解かなくて済む。)

コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

サ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕

ス 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

セ 河川、道路、橋りょう等土木施設状況（被害、復旧状況）〔発表〕

### 第3 その他の関係機関等への広報の要請

#### 1 ライフライン関係機関への要請

災害時に町（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに  
関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等から  
の通報内容で、必要があると認めたときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セク  
ションの設置や増強を要請する。

#### 2 その他の防災関係機関への要請

##### (1) 九州電力株式会社熊毛営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等  
について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

##### (2) N T T西日本株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等  
により住民への周知に努める。

##### (3) (社)鹿児島県危険物安全協会

災害によるガス施設の被害箇所の状況、復旧状況の見通しをはじめ、ガス漏れによる  
事故防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

##### (4) バス会社等

被害箇所の状況、復旧状況の見通し等について、広報車及び報道機関等により住民へ  
の周知に努める。

#### 3 関係機関との調整

##### (1) 災害対策本部が広報を実施したとき

町の災害対策本部は広報を実施したときは直ちに関係機関に報告する。

##### (2) 関係機関が広報を実施したとき

関係機関が個別に広報を実施したときは、直ちに県本部へ通知する。

## 第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

[総務対策部, 建設対策部, 農林水産対策部, 消防・水防対策部]

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

### 第1 河川災害の応急対策（水防活動）

#### 1 水防体制の確立

町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもってあたる。

#### 2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに、関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、河川管理者等と協力し、二次災害につながるおそれのある河川施設等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

ため池については、町等の管理者がため池の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

#### 3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

##### (1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

##### (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

##### (3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

##### (4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡および輸送
- ウ 避難のための立退き
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

## 第2 土砂災害の防止対策

### 1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

### 2 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、土砂災害警戒区域等や山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区等における斜面崩壊や土石流等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

### 3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

#### (1) 土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流等が懸念される場合は、各々の施設所管各課、町において、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

#### (2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合は、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、関係地域住民の避難措置を実施する。

#### (3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ、警戒・監視活動のために、斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

#### (4) 土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報

町は、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）の通知を受けた場合は、適切に避難指示等の発令を行う。

## 第12節 消防活動

[消防・水防対策部, 消防組合]

火災が発生した場合、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町は、「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

### 第1 町・住民による消防活動

#### 1 町による消防活動

熊毛地区消防組合消防計画に基づき、統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。消防活動に際しては、消防・救急無線通信網を効果的に運用し、他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

町は、同時多発的火災の発生に際し、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止を効果的に実施できるよう、防火水槽、耐震性貯水槽、プール等の人工水利のほか、河川・海、ため池等の自然水利からの取水等、消防水利の有効活用に努める。

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に努め、避難指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報に努める。

#### 2 住民の対策

自らの生命及び財産を守るため、初期消火及び延焼拡大防止等を実施するとともに、協力して近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める

##### (1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

##### (2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防組合、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

##### (3) 事業所

###### ア 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

###### イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、以下の措置を講ずる。

- ① 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。
- ② 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。
- ③ 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

## 第2 消防応援協定に基づく消防活動

大規模な火災等が発生し、所轄する市町村等の消防力で災害の防御が困難な場合は、「鹿児島県消防相互応援協定」により県内の消防力を十分活用し、災害応急対策にあたる。

《資料編2-1 鹿児島県消防相互応援協定》

## 第13節 避難の指示, 誘導

[総務対策部, 企画対策部, 保健環境対策部, 教育対策部]

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる必要が生じる。このため、特に、町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、適切な避難措置を講ずる。

- (1) 町長は、災害対策基本法第56条及び60条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小、中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

- (2) 町長の避難指示権等は以下のとおりである。

ア 高齢者等避難	全災害に	町長	(災害対策基本法第60条)
イ 避難指示	全災害に	町長	(災害対策基本法第60条)
ウ 緊急安全確保	全災害に	町長	(災害対策基本法第60条)
エ 避難所開設及び収容		知事又は町長	

### 第1 要避難状況の早期把握・判断

#### 1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退を指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の消防団詰所、学校、公民館において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

#### 2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

- (1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防組合等は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

本町における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防組合等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆候
がけ崩れ	(1) がけにひび割れができる。 (2) がけから水が湧いてくる。 (3) 石がパラパラと落ちてくる。
地すべり	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土石流	(1) 木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の発令

- (1) 町は、防災気象情報等を十分把握し、危険と認められる場合には、住民等に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。
- (2) 町は、避難指示等を発令する際には、居住者等が、自らがとるべき行動を直感的に理解しやすいものとするため、避難指示等に対応する警戒レベルや発令の対象者を明確にするとともに、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

なお、警戒レベルは、洪水及び内水氾濫、土砂災害、高潮について発表する。

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第13節 避難の指示, 誘導

【避難情報と居住者等がとるべき行動】

区分	警戒レベル	居住者等に求められる行動
早期注意情報	警戒レベル1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：今後気象状況悪化のおそれ</li> <li>●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める</li> <li>・防災気象情報等の最新情報に注意する等, 災害への心構えを高める。</li> </ul>
大雨・洪水・高潮注意報	警戒レベル2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：気象状況悪化</li> <li>●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認</li> <li>・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク, 指定緊急避難場所や避難経路, 避難のタイミング等を再認識するとともに, 避難情報の把握手段を再認識・注意するなど, 避難に備え自らの避難行動を確認。</li> </ul>
高齢者等避難	警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれあり</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難</li> <li>・高齢者等は危険な場所から避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>・高齢者等以外の人も必要に応じ, 出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり, 避難の準備をしたり, 自主的に避難するタイミングである。例えば, 地域の状況に応じ, 早めの避難が望ましい場所の居住者等は, このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</li> </ul>
避難指示	警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害のおそれの高い</li> <li>●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難</li> <li>・危険な場所から全員避難（立ち退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
緊急安全確保	警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>●発令される状況：災害発生または切迫（必ず発令される情報ではない）</li> <li>●居住者等がとるべき行動：命の危険直ちに安全確保</li> <li>・指定緊急避難場所等への立ち退き避難をすることがかえって危険である場合, 緊急安全確保する。</li> </ul> <p>ただし, 災害発生・切迫の状況で, 本行動を安全にとることができるとは限らず, また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

- (3) 町は、避難指示又はその解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

## 2 避難指示等の基準と区分

避難指示等の発令については、対象となる災害を①暴風災害、②浸水害、③土砂災害、④高潮災害とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、現地情報等を収集し総合的に判断して発令する。

### (1) 暴風災害が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	暴風災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	予想暴風域	○相当な暴風で短時間に危険が予想される場合（風速 20m/s 位で更に強まっていくような場合）
避難指示	暴風域	○引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきた場合
緊急安全確保		○災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、かつ、確実視されるに至った場合

### (2) 浸水害が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	暴風災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	異常箇所地周辺	○町に大雨・洪水警報が発表され、町内河川の水位が上昇し、さらに増水が予想される場合 ○河川の増水状況、降雨状況、降雨予測等により洪水の危険が高い場合 ○降雨により、床下浸水や道路冠水が見込まれる場合 ○河川の施設に軽微な異常が確認される等の状況から、高齢者等避難を発令することが必要と認められる場合
避難指示	決壊箇所地周辺	○町内河川に、洪水の危険が相当強まってきた場合 ○降雨により床下浸水や道路冠水が発生し、被害の拡大が見込まれる場合 ○近隣で浸水が拡大している場合 ○河川の施設に重大な異常が確認される等の状況から、避難指示を発令することが必要と認められる場合 ○堤防の決壊につながるおそれのある漏水等が発見された場合

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第13節 避難の指示, 誘導

種類	対象地域	暴風災害の避難指示等の発令基準
緊急安全確保		<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化した場合</li> <li>○突然に災害が発生した場合</li> <li>○堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見された場合</li> <li>○降雨により、床上浸水が発生し、被害の拡大が見込まれる場合</li> </ul>

(3) 土砂災害が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	土砂災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所など	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルが「警戒（赤）」となった場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</li> <li>○相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合</li> <li>○その他土砂災害の前兆現象の発見等により、高齢者等避難を発令することが必要と認められた場合</li> </ul>
避難指示	上記に加え前兆現象が発見された周辺の危険区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報等から重大な災害が起こるおそれがある場合</li> <li>○土砂災害危険箇所の巡視等により、近隣で前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）</li> </ul>
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土砂災害警戒情報が発表された場合又は個別の溪流・斜面の状況や気象庁防災情報提供システム等による気象情報等により、総合的に判断して土砂災害の危険性が著しく高くなったと認められる場合</li> <li>○豪雨が続き、重大な災害が起こるおそれがある場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルで「危険（紫）」となった場合</li> <li>○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、気象防災速報（記録的短時間大雨）が発表された場合</li> <li>○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</li> <li>○その他土砂災害のより危険性の高い前兆現象の発見等により、避難指示を発令することが必要と認められた場合</li> </ul>

第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>

第13節 避難の指示, 誘導

種類	対象地域	土砂災害の避難指示等の発令基準
緊急安全確保	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険渓流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所 上記に加え被害拡大のおそれがある区域	○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○豪雨が避難指示の段階よりさらに悪化し、災害発生の諸現象が現れたとき ○土砂災害が発生したとき

(4) 高潮発生が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	高潮災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	湾岸部全域	○高潮注意報の発表に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき ○台風の接近等と満潮時刻との重なりにより、高齢者等避難を発令することが必要と認められたとき
避難指示		○高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき ○高潮注意報が発表されており、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき
緊急安全確保		○海岸堤防の倒壊が発生したとき ○水門・陸閘等の以上が発生したとき ○異常な越波・越流が発生したとき

【避難指示等一覧（3種類型）《避難指示等区分》】

種類	対象地域	高潮災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始 ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始

種類	対象地域	高潮災害の避難指示等の発令基準
	能性が明らかに高まった状況	
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○前兆現象の発生や, 現在の切迫した状況から, 人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○堤防の隣接地等, 地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>○人的被害が発生した状況</li> </ul>	○安全な場所への立退き避難がすでに完了している状態

### 3 町の実施する避難措置

#### (1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合, 必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示等を行う場合は, 状況の許す限り, 以下の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由 (危険の状況)
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置
- オ その他

#### (2) 避難対策の通報・報告

ア 避難措置を実施しようとするときは, 当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか, 指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

- イ 要配慮者利用施設への通報に配慮する。
- ウ 避難措置を実施したときは, 速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときは, その旨を公示する
- オ 町は, 避難措置の実施に関し, 以下の事項を定める。

- ① 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- ② 避難措置を実施する区域別責任者 (町職員等の氏名)
- ③ 避難の伝達方法 (特に, 要配慮者に配慮する。)
- ④ 各地域の指定緊急避難場所, 指定避難所及び避難方法
- ⑤ その他の避難措置上必要な事項

#### (3) 警戒区域の設定

災害が発生し, 又はまさに発生しようとしている場合において, 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき, 警戒区域を設定し, 災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し, 若しくは禁止し, 又は当該区域からの退去を命ずる。

#### 4 要配慮者利用施設等の避難措置

##### (1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

##### (2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

#### 5 不特定多数の者が出入りする施設の避難措置

##### (1) 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難対策を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

##### (2) 緊急連絡体制等の確立

施設管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

#### 6 学校・教育施設等における児童生徒等の避難

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

##### (1) 在校時の町立学校の児童生徒の避難対策

###### ア 避難指示等の徹底

- ① 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。
- ② 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。
- ③ 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。
- ④ 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ⑤ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- ⑥ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者のもとに誘導し、引き渡す。
- ⑦ 学校が避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

⑧ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

イ 避難場所の確保

教育長は、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

(2) 在校時の県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難対策

ア 避難の指示等の徹底

- ① 学校の所在地の町長等の指示による避難の指示等に従う。
- ② 校長は、緊急を要する場合は、速やかに状況を判断し、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ③ 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障がい者等を優先して行う。
- ④ 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、児童生徒を安全な場所に避難させる。
- ⑤ 学校が町地域防災計画等の定める指定緊急避難場所等に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。
- ⑥ 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずるものとする。

イ 避難場所の確保

校長は、災害種別、程度に応じた各学校の避難場所を選定し、避難させる。

## 7 車両等の乗客の避難措置

- (1) 災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。
- (2) 災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに当該車両等を停車させた町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

## 第3 避難指示の伝達

町長は、予め定められた避難指示の伝達系統及び伝達要領にしたがって、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

1 避難指示等の実施要領

- (1) 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。
- (4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- (5) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供する。

## 2 災害状況に応じた伝達

避難指示は、避難を要する状況を的確に把握したうえで、住民への周知を最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう、実情に即した情報伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

- (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達
- (2) サイレン, 鐘による伝達
- (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線, 電話, その他特使等の利用による伝達
- (5) 緊急速報 (エリアメール)
- (6) 告知放送
- (7) テレビ, ラジオ, インターネット (町ホームページ, フェイスブック, 町公式 LINE, 鹿児島県防災Web), 携帯電話 (緊急速報メールを含む。), 電話等の利用による伝達
- (8) 洪水及び高潮による避難の指示等は, 以下の信号による。

区分	サイレン	警鐘
避難指示	5秒 休止 (6秒) 5秒	3点打 休止 3点打
緊急安全確保	1分 休止 (5秒) 1分	乱打

## 3 伝達方法の工夫

町長は、伝達に当たっては、予め作成した例文の使用, 放送前のサイレンの吹鳴, 緊急放送モードの使用などにより、住民に迅速・確実に伝達する。

## 第4 避難の誘導等

### 1 地域における避難誘導等

#### (1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川出水, 斜面崩壊等が予想され, 地域に避難指示をした場合で, 避難者の誘導を行う必要がある場合, 以下の方法で避難の誘導体制を確立し, 安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

#### ア 避難誘導体制の確立

- ① 避難場所が比較的遠距離であり, かつ避難に危険が伴う場合等は, 避難のための集合場所, 誘導責任者を消防団長とし, できるだけ集団で避難するようにする。
- ② 緊急を要する避難の実施にあたっては, 特に誘導責任者・誘導員が充分な連絡のもとに誘導にあたり, 住民及び群衆が混乱に陥らず, 安全に避難できるようにすることに努める。

#### イ 避難経路

避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし, その決定にあたっては, 以下の事項を検討して定める。

- ① 暴風の場合は, できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
- ② 豪雨の場合は, 崖下や低地帯など災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
- ③ 地震の場合は, できるだけ広い道路を選び, 崖下や川の土堤, 石堀等崩壊しやすい経路は避けるようにする。

#### ウ 避難順位

- ① 災害時の避難誘導は, 原則として, 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難を優先して行う。
- ② 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては, 災害の種別, 災害発生の時期等を考慮し, 客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- ① 携帯品は, 必要最小限の食料, 衣料, 日用品, 医薬品等とする。
- ② 避難が比較的長期にわたるときは, 避難中における生活の維持に役立てるため, 更に携帯品の増加を考慮する必要があるが, その数量は災害の種別, 危険の切迫度, 避難所の距離, 地形等により決定しなければならない。

(2) 危険防止措置

ア 避難所の開設にあたって, 避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て, 二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

イ 避難経路の危険箇所には, 標識, なわ張等をしたり, 誘導員を配置するなど危険防止に努める。

ウ 指定避難場所は資料4-1のとおりとする。なお, 災害の状況により避難所を変更したときは, その都度町長が指定し, 周知を図る。

≪資料編4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所≫

エ 避難所の開設及び管理は総務対策部が行い, 避難所を開設したときは, 職員を駐在させ, 避難所の管理と収容者の保護にあたる。

オ 避難所駐在職員は, 避難状況及び避難所内の状況を記録し, 適宜総務対策部長に報告する。

カ 町長が避難所を設置したときは, 県に直ちに以下の事項を報告する。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び各避難所の収容人員
- ③ 開設期間の見込み

キ 避難所の開設期間は, 原則として災害発生の日から7日以内とする。

(3) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり, 土砂崩れ等の前兆現象を発見し, 自ら危険だと判断した場合等においては, 隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(4) その他避難誘導にあたっての留意事項

ア 要配慮者の避難誘導・移送については, 以下の点に留意して優先して行う。

- ① 町長は, 要配慮者避難の誘導にあたっては, 事前に把握された要配慮者の実態に応じた避難誘導方法に基づき実施する。
- ② 特に避難行動要支援者に対しては, 自主防災組織等の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るほか, 状況によっては, 町が車両等を手配し, 福祉避難所に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合, 町において処置できないときは, 直ちに県又はその他の機関に援助を要請し, 状況に応じて救出, 避難施設への収容を図る。

## 2 要配慮者利用施設等における避難誘導

要配慮者利用施設等の管理者は, 事前に定めた避難計画により, 避難誘導體制を早急に確立し, 施設職員の任務の分担, 動員計画, 緊急連絡体制等に従い, 入院患者, 来診者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては, 職員の動員や照明の確保が困難であることから, 消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## 3 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は, 施設職員の任務の分担, 動員計画, 緊急連絡体制等に従い, 避難誘導體制を早急に確立し, 施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては, 職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

## 4 学校・教育施設等における避難誘導

### (1) 在校中の町立学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は, あらかじめ整備されている連絡網を用い, 迅速かつ確実に行う。

イ 校長は, 概ね以下の事項を考慮し, 避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

- ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ② 避難所の指定
- ③ 避難順位及び避難所までの誘導責任者
- ④ 児童生徒の携行品
- ⑤ 余裕がある場合の書類, 備品等の搬出計画

ウ 校舎等については, かねてから非常口等を確認するとともに, 緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合, 校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別, 程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は, 次の方法による。

- ① 校長は誘導を必要とする場合は, 地区・集落公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとる。
- ② 地区・集落公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は, 校区内の危険箇所(がけ崩れ, 危険な橋, 堤防)の通行を避ける。

キ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法, 連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

### (2) 県立高等学校及び特別支援学校の児童生徒の避難誘導

ア 通報・連絡は, あらかじめ整備されている連絡網を用い, 迅速かつ確実に行う。

イ 校長は, 概ね以下の事項について計画し, 避難誘導を安全かつ迅速に行うように努める。

- ① 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法
- ② 避難場所の指定
- ③ 避難順位及び避難場所までの誘導責任者
- ④ 児童生徒の携行品
- ⑤ 余裕がある場合の書類, 備品等の搬出計画

**第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>**  
**第13節 避難の指示, 誘導**

ウ 危険な校舎, 高層建築等の校舎においては, 特にあらかじめ非常口等を確認するとともに, 緊急時の使用ができるよう確認し, 危険防止措置を図る。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合, 校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別, 程度により児童生徒を帰宅させる場合は, 次の方法による。

- ① 各集落の担当教師の誘導を必要とする場合は, 集落ごとに安全な場所まで誘導する。
- ② 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は, 校区内の危険箇所（がけ崩れ, 危険な橋, 堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にいる場合は, 臨時休校の通告方法, 連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(3) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園の管理者は, 災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い, 保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

**第5 広域避難**

各機関の対応は, 以下のとおりである。

機関名	内容
町	<p>(1) 町は, 災害の予測規模, 避難者数等にかんがみ, 町の区域外への広域的な避難, 指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において, 県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し, 他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか, 事態に照らし緊急を要すると認めるときは, 県知事に報告した上で, 自ら他の都道府県内の市町村に協議する。</p> <p>(2) 広域避難を要請した町長は, 所属職員の中から受入先における避難所管理者及び緊急避難場所管理者を定め, 受入先の市町村に派遣する。</p> <p>(3) 避難所及び緊急避難場所の運営は要請元の町が行い, 避難者を受け入れた市町村は運営に協力する。</p> <p>(4) その他, 必要事項については町地域防災計画に定めておくとともに, 指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど, 他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p>
県	<p>(1) 町から協議要求があった場合, 関係機関と調整の上, 他の都道府県と協議を行う。</p> <p>(2) 町から求めがあった場合には, 受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力（施設数, 施設概要等）等, 広域避難について助言を行う。</p>
国	<p>(1) 国は, 都道府県から求めがあった場合には, 受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数, 施設概要等）等, 広域避難について助言を行う。</p>

## 第14節 救助・救急

[総務対策部, 保健環境対策部, 消防・水防対策部, 消防組合]

風水害等では, 土砂崩れ, 洪水, 冠水等による被害の可能性が危惧され, 多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため, 各関係機関は, 迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

また, 発災当初の72時間は, 救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ, 人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

実施にあたっては熊毛地区消防組合消防計画によるほか, 以下のとおりとする。

### 第1 救助, 救急活動

#### 1 町, 関係機関等による救助・救急活動

##### (1) 活動の原則

救助・救急活動は, 救命処置を要する重症者を最優先とする。

##### (2) 出動の原則

救助・救急を伴う場合は, 努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし, 救助を伴わない場合は救急隊のみとし, 次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し, 多数の救助・救急事象が発生している場合は, 火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが, 多数の救助・救急事象のある場合は, 多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は, 救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は, 救命の処置を必要とする事象を優先する。

#### 2 住民及び自主防災組織の活動

自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに, 救助・救急活動を行う関係機関に協力するよう努める。

#### 3 救急搬送

##### (1) 傷病者の救急搬送は, 救命処置を要するものを優先する。

なお, 搬送に際しては, 消防組合, 医療救護班等の車両のほか, 必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

##### (2) 救護所等からの後方医療施設への移送は, 被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

#### 4 傷病者多数発生時の活動

##### (1) 災害の状況等を判断し, 安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し, 救助隊, 医療救護班と密接な連携を図り, 効果的な救護活動を行う。

##### (2) 救護能力が不足する場合は, 自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど, 関係機関との連絡を密にし, 効率的な活動を行う。

## 第2 救助・救急用装備, 資機材の調達

### 1 救助・救急用装備, 資機材の調達

- (1) 初期における救助・救急用装備・資機材の運用については, 原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。
- (2) 救助・救急用装備, 資機材等に不足を生じた場合は, その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り, 救助活動に万全を期する。
- (3) 倒壊家屋等からの救出に必要な重機等について, あらかじめ定めた協定等に基づき民間業者から調達する。
- (4) 搬送する重傷者が多数で, 消防組合, 医療救護班等の車両が不足する場合は, 住民及び自主防災組織等の協力を得て, 民間の車両を確保する。

### 2 救急車の配備状況

消防組合 救急車2台 (令和5年4月現在)

## 第15節 交通確保・規制

[建設対策部]

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

### 第1 交通規制の実施

#### 1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

実施者	実施の方法
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(県防災計画より)

## 2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者にあつては警察機関へ、警察機関にあつては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

## 3 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

## 4 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

## 5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、防災行政無線等を通じて一般住民に周知徹底させる。

## 6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかにを行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、熊毛支庁及び日本道路交通情報センターに連絡する。

# 第2 緊急通行車両であることの確認等

## 1 緊急通行車両の確認

### (1) 緊急通行車両であることの確認の申出

車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）を使用しようとする者は、

第 2 章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>  
第 15 節 交通確保・規制

次の区分により県（危機管理課）、又は所轄警察署に、緊急通行車両であることの確認の申出をする。

確認者	確認車両	申出先
県知事	○県が保有する（警察関係車両を除く） ○災害応急対策を実施するため県が調達、錫杖等を行った車両 ○県との協定等に基づき災害応急対策等に従事する車両	○県危機管理課
県公安委員会	上記以外の車両	○各警察署

(2) 確認対象車両

確認対象車両は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との協定等により常時これらの機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体等から調達する車両等で、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために用いる車両とする。

(3) 緊急通行車両確認証明書の交付

申出を受けた県（危機管理課又は公安委員会）は、緊急通行車両であることを確認したときは、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(4) 標章及び証明書の提示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい場所に提示する。

なお、証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときはこれを提示する。

## 2 災害発生前における緊急通行車両であることの確認

災害発生前における緊急通行車両であることの確認を推進することで、災害発生時における確認手続きの事務の省力化・効率化を図り、災害応急活動が迅速かつ的確に行えるようにしておく。

様式3 標章



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式4 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		知 事 印
		公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
沿 道 地 域		
車両の 使用者	住 所	( ) 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備 考		

備考 用紙は、日本産交規格Mとする。

### 第3 発見者等の通報と運転者の取るべき措置

#### 1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

#### 2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は以下の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、以下の要領により行動する。

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。
- ② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、以下の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

## 第16節 緊急輸送

[総務対策部, 建設対策部]

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

### 第1 緊急輸送

#### 1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象者	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要因及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	(2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施

#### 2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段階	輸送対象者
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

### 第2 緊急輸送手段等の確保

#### 1 緊急輸送手段

緊急輸送は、以下の手段のうち最も適切なものによる。

- (1) 貨物自動車, 乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶による輸送

- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送
- (5) その他必要な事項

## 2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体のプロテクトに直接かかわるものを優先するものとするが、具体的には概ね以下のとおりである。

- (1) 人員、物資等の優先輸送
  - ア 救出された被災者、避難を要する被災者、応急対策従事者等
  - イ 物資、資器材等
    - 食料、飲料水、医薬品、衛生材料、災害復旧用資材等
- (2) 輸送力確保の順位
  - ア 町有車両等の輸送力
  - イ 町以外の公共機関の輸送力
  - ウ 公共的機関の輸送力
  - エ 民間輸送力

## 3 町有輸送力による輸送

- (1) 主管
  - ア 資材、人員輸送トラックの掌理、管理は総務対策部において行う。
  - イ 物資人員の輸送に供し得る車両については、財務車両管理班長が配車を行う。
- (2) 輸送要員
  - 各対策部各班で行うものとする。
  - なお、不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求める。
- (3) 輸送の要請
  - 輸送の要請は、各対策部が財務車両管理班長に対し、以下の事項を明示して、できるだけ早めに行う。
    - 【明示事項】
    - ア 輸送日時
    - イ 輸送区間
    - ウ 輸送の目的
    - エ 輸送対象の員数、品名、数量
    - オ その他必要な事項
- (4) 配車及び派遣
  - 輸送の要請を受けた財務車両管理班長は、車両の保有状況、当該輸送の目的緊急度、道路施設の状況等を考慮のうえ、必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定、派遣する。
  - なお、派遣に際し財務車両管理班長は、要請者にその旨を通知する。

## 4 町有以外の輸送力による輸送

- (1) 輸送力確保要請先
  - ア 町有以外の輸送力の確保

**第2章 災害応急対策 <警戒避難期の応急対策>**  
**第16節 緊急輸送**

輸送需要が大きく、町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には、本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し、必要な輸送力を確保する。

なお、要請に際しては、本節第23(3)のウに定める事項及び必要車両数を明示する。

種別	輸送力内容	要請先	電話
道路輸送	営業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局 鹿児島県トラック協会	099-261-9191 099-261-1167
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256
人力輸送	労務者	熊毛公共職業安定所（ハローワーク熊毛）	0997-22-1318

自衛隊に対する派遣要請は、本章第1節第5「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

イ 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、町災害対策本部に属する。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて財務車両管理班長が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用、営業用を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

### 第3 緊急輸送のための道路啓開等

#### 1 道路啓開路線の把握と優先順位の決定

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。

《資料編 10—3 緊急輸送道路》

#### 2 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

#### 3 道路啓開作業の実施

道路啓開作業にあたっては、関係機関及び関係業界が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。

#### 4 道路啓開作業の実施

道路管理者は、道路啓開の状況について、警察・消防等の関係機関と共有を図るとともに住民等へSNSやホームページ等を活用して迅速な広報を実施する。

## 第17節 緊急医療

[保健環境対策部]

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

### 第1 緊急医療の実施

#### 1 救護班

##### (1) 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行う。（災害救助法適用時における委任の場合を含む。）具体的な活動は福祉環境対策部が担当する。

##### (2) 医療、助産の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い、助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降7日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

##### (3) 医療、助産の範囲

###### ア 医療

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術、その他治療および施術
- ④ 病院又は診療所への収容
- ⑤ 看護

###### イ 助産

- ① 分べんの扶助
- ② 分べん前、分べん後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

##### (4) 救護班の活動内容

自然災害や大規模な交通事故等の初動期（発災後3日間）から事態安定期（発災後4日～14日間）に原則として現場救護所や避難所等に出動し、傷病者のトリアージ、応急処置、重傷者の転送、巡回診療等を行う。

###### ア 救護班の編成

- ① 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
- ② 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ③ 町域の医療機関による救護班
- ④ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて他医師会等の協力を求める。

イ 救護班の所在地

西之表保健所管内の救護班の所在地は以下のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
熊毛郡歯科医師会	屋久島町宮之浦197	0997-42-2248	1

(5) 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。

《資料編9-1 医療機関》

**2 医療情報収集・提供**

広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療機関の被災状況や被災した医療機関に対する支援の可否等の情報の収集・提供を行う。

**第2 医薬品・医療用資機材等の調達**

**1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請**

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

**2 協定に基づく医薬品・医療用資機材等の調達**

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

**第3 後方搬送の実施**

**1 負傷者の収容施設の確保**

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

**2 負傷者の後方搬送**

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災助教の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

**3 輸送車両等の確保**

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

#### 4 透析患者等への対応

##### (1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

##### (2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

#### 5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要があり、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タッグを活用した救護活動を実施する。

## 第18節 要配慮者への緊急支援

[企画対策部, 保健環境対策部]

災害時には、高齢者や妊産婦、乳幼児、障がい者、難病患者等の「要配慮者」が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「要配慮者避難支援プラン」を作成し、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

### 第1 要配慮者に対する対策

#### 1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
  - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること
  - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
  - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、発災後2～3日目から、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により発災後速やかな対応がとれるように、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

#### 第2 妊産婦及び乳幼児に係る対策

町は、災害によるストレスの影響を受けやすい妊産婦や乳幼児に対し、避難所においても特に配慮を行うとともに、必要な物資の調達、メンタルヘルスケア等の対策を行う。

#### 第3 高齢者及び障がい者に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者及び障がい者に係る対策を実施する。

- 1 被災した高齢者及び障がい者の迅速な把握を行う。
- 2 掲示板、広報紙、パソコン、インターネット（携帯電話を含む。）のホームページや電子メール、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障がい者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- 3 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。

- 4 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- 5 高齢者及び障がい者の生活機能低下や精神的不調に対応するため、生活不活発病予防等の健康管理やメンタルヘルスカケアを実施する。

## 第4 児童に係る対策

### 1 要保護児童の把握等

#### (1) 町の要保護児童の把握等

町は、以下の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、避難所における児童福祉施設からの避難児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

### 2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネット等の活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

## 第5 社会福祉施設等に係る対策

### 1 入所者・利用者の安全確保

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 町は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。

### 2 県、市町村への応援要請等

- (1) 各社会福祉施設等の管理者は、日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
- (2) 各社会福祉施設等は、それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

### 3 町の支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応に努める。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

## 第6 観光客及び外国人に係る対策

### 1 観光客等の安全確保

ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、町（消防組合等を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

### 2 外国人の安全確保

#### (1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、指定緊急避難場所、指定避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

#### (2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアの協力を得るよう努める。

## 第7 帰宅困難者に係る対策

### 1 一時滞在施設等の確保

町は、一時滞在施設（発災から72時間（原則3日間）程度まで、帰宅困難者等の受入を行う施設。）及び帰宅支援ステーション（発災後、徒歩帰宅者の支援を行う施設。）の確保等に努める。

#### (1) 施設の確保

- ・町は、地元の事業者等に協力を求め、民間施設に対して一時滞在施設の提供に関する協定の締結を推進する。
- ・町は、地元の事業者等に協力を求め、帰宅支援ステーションの提供に関する協定を締結するよう要請する。

#### (2) 施設の開設

- ・町は、帰宅困難者の状況等を勘案し、自ら所有・管理する施設について、一時滞在施設としての開設等の検討を行う。
- ・町は、自らが協定を締結した事業者等に帰宅支援ステーションの設置を要請するとともに、県が締結している協定に基づく帰宅支援ステーションの設置を求める場合は、県へ設置要請を依頼する。

#### (3) 情報提供

- ・町は、開設を要請した一時滞在施設の開設状況等を県に情報提供する。
- ・町は、自らが設置を要請した帰宅支援ステーションの設置状況等を互いに情報提供する。

### 2 公共交通機関に関する情報提供

町は、施設管理者に伝達し、帰宅困難者に様々な情報提供を行う。

### 3 避難所の案内

町は、自らが開設した一時滞在施設において、3日間を越える支援が必要な帰宅困難者については、施設管理者の要請に基づき、町の最寄りの指定避難所を案内する等の対応を実施する。

## 事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

### 第19節 避難所の運営

[総務対策部, 福祉環境対策部, 教育対策部]

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。

このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

#### 第1 避難所の開設等

##### 1 避難所の開設

- (1) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。

《資料編4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所》

- (2) 指定避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 指定避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。

なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。

- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として指定避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。
- (7) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

##### 2 福祉避難所の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障がい者等に対し、状況に応じ、社会福祉施設等の福祉避難所に収容する。
- (2) 福祉避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。

## 第2 避難所の運営管理

なお、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

- 1 町の避難者の受入れについては、可能な限り地区公民館又は集落公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、それぞれの避難所に収容されている避難者の情報及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県への報告を行う。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。
- 2 避難所における正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関、NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、適切な運営管理に努める。
- 3 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- 4 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット環境、ファクシミリ等の整備に努める。
- 5 避難所における生活環境を常に良好なものとするため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。衛生的な環境づくりに努める。
- 6 避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- 7 町は、多様な主体と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 8 災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル等への移動を避難者に促す。
- 9 町は、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者や感染症の疑いのある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。
- 10 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- 11 指定緊急避難場所や指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

- 12 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

### 第3 広域一時滞在・移送

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

- 1 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求める。
- 2 広域一時滞在避難を要請したときは、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- 3 移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた町は運営に協力する。
- 4 県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。
- 5 他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

## 第20節 食料の供給

[総務対策部]

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

また、関係機関は、備蓄する食料の供給に関し、相互に協力するよう努める。

### 第1 食料の調達

#### 1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は町長が行う。  
(災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。)

#### 2 乾パンの調達

災害時における乾パンの調達は、県（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

#### 3 米穀の調達

特に災害用としての備蓄でなく、常時一般主食用として在庫する米穀取扱事業者等の手持米、政府所有米穀を所定の手続により、災害用として転用充当する。

##### (1) 米穀取扱事業者等の手持米を調達する場合

町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、県（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

##### (2) 政府所有米穀を調達する場合

災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、県と農政事務所の協議のうえ、町長は政府保管米を直接購入する。

≪資料編7-1 食料（主食米）の調達先≫

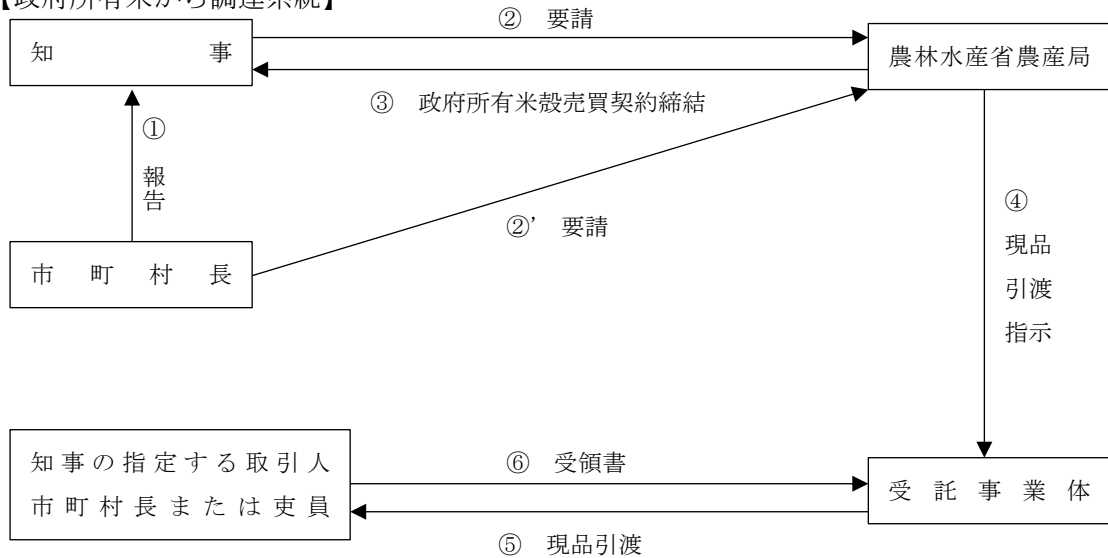
#### 【取扱方法】

町長は、通信や交通が途絶し、知事に食品の応急配給申請ができない場合には、町長が農林水産省農産局農産政策部貿易業務課に直接連絡し、災害救助米穀の引渡要請書に基づき、希望数量や時期、引渡場所・方法などの必要事項と担当者の連絡先を電話で伝えるとともに、FAXまたはメールでも連絡して政府所有米穀の引渡しを受ける。この際、町長が農林水産省農産局長へ直接要請する場合には、必ず県担当者へ連絡し、要請内容の写しを送付するものとする。

さらに、緊急性が高く本省担当者へ連絡する時間的余裕がないと判断される場合には、例外として九州農政局生産部業務管理課へ連絡することができる。

また、災害対応を迅速に行う必要があり契約締結の余裕がない場合には、契約前であっても政府所有米穀の引渡しを受けることができ、その後遅滞なく売買契約を締結する。

【政府所有米から調達系統】



## 第2 食料の供給

### 1 炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、概ね以下のとおりとする。

なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が供給されるよう努める。

(1) 炊き出し対象者

- ア 避難所に收容された人
- イ 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者
- ウ 災害救助従事者
- エ ホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客、汽船の旅客等でその必要のある者

(2) 食料品給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

### 2 食料供給の手段・方法

- (1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、総務対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施する。
- (2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。
- (3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。  
なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。
- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。

- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めるときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

### 3 給食基準

一人当たりの配給量は、以下のとおりとする。

品目	基準	
米穀	被災者	1食当たり精米200g以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内
乾パン	1食当たり	一包（100g入り）
食パン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内

### 4 炊き出し等の費用及び機関

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、資料 12-1 に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

## 第3 食料の輸送

### 1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めるときは、町に供給する食料について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

### 2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第 83 条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

### 3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

### 4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 町は、町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。  

≪資料編 10-1 救援物資等集積場所≫
- (2) 食料の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

## 第21節 応急給水

[建設対策部]

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

### 第1 応急給水の実施

- 1 町は、以下の情報を収集し、被災者に対する応急給水の必要性を判断する。
  - (1) 被災者や避難所の状況
  - (2) 医療機関、社会福祉施設等の状況
  - (3) 断水区域及び断水人口の状況
  - (4) 原水、浄水等の水質の状況
- 2 水道施設の被災状況や配水池等における水の確保量を把握し、運搬給水、拠点給水、仮設給水から当該地区に最も最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県（西之表保健所）に協力を求める。

《資料編7-3 水道施設の概要》
- 3 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。
- 4 医療機関、社会福祉施設については、臨時的活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。
- 5 NPO法人やボランティア団体等と連携し、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援する。
- 6 被災地における応急給水の目標水量は、被災直後は生命維持のため、一人1日3ℓを目安とするが被災状況や復旧状況により適宜増加する。
- 7 激甚災害等のため本町だけで応急給水が実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

### 第2 応急給水の方法

#### 1 応急給水の方法

給水方法	内容
給水車、給水タンク、給水袋、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、消火栓を利用したの応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓から応急給水を行う。

第2章 災害応急対策 <事態安定期の応急対策>  
第21節 応急給水

給水方法	内容
	(2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

**2 補給用水源の把握**

町内の他の水源から供給する場合の方法は以下のとおりとする。

- (1) 湧水、井戸水を利用する場合は、ろ水器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

**3 応急給水費用及び期間**

災害の程度によってその都度決定する。

## 第22節 生活必需品の給与

[総務対策部, 保健環境対策部]

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、被災地の実情を考慮するとともに要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮した上で、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

また、関係機関は、備蓄する生活必需品の給与に関し、相互に協力するよう努める。

### 第1 生活必需品の調達

#### 1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は町が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

##### (1) 町の備蓄

(平成26年4月1日現在)

備蓄場所	備蓄内容							
	アルファ米・乾パン等	飲料水	毛布	タオルケット	ブルーシート	簡易トイレ	懐中電灯	土のう袋
中種子町役場	333	540本	50枚	150枚	3枚	8基	19台	1,000

(県地域防災計画より)

##### (2) 県の備蓄

(令和6年5月31日現在)

備蓄場所	備蓄内容					
	保存食	保存水	毛布	タオル	大人用オムツ	ブルーシート
始良郡始良町平松 6252 鹿児島県防災研修センター (電話 0995-64-5251)	24,000食	21,320本	1,539枚	13,649枚	1,490枚	97枚

(県地域防災計画より)

##### (3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

(令和5年3月31日現在)

品名	毛布	緊急セット	タオルケット	ブルーシート
支部倉庫	1,677枚	542枚	2,236枚	2,171枚
常備地区	1,884枚	900枚	1,185枚	1,077枚
計	3,561枚	1,442枚	3,421枚	3,248枚

(県地域防災計画より)

## 2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、「災害時における応急生活物資の供給協力に関する協定」締結の関係事業者及び、生活協同組合、スーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

### 【主な調達品目】

大品目	小品目
寝具	就寝に必要なタオルケット，毛布及び布団等
外衣	洋服，作業着，子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌着	シャツ，パンツ等
身の回り品	タオル，手拭い，靴下，サンダル，傘等
炊事道具	なべ，炊飯器，包丁，ガス器具等
食器	茶碗，皿，はし等
日用品	石けん，ちり紙，歯ブラシ，歯磨粉等
高熱材料	マッチ，ろうそく，プロパンガス等

## 第2 生活必需品の給与

### 1 生活必需品の給与

町、県及び関係機関等による生活必需品の給与は、以下のとおり実施する。

なお、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の円滑な給与に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても生活必需品等が給与されるよう努める。

- (1) 町は、以下の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。
  - なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た生活必需品等の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
  - ア 被災者や避難所の状況
  - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 被服、寝具、その他生活必需物資を、備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。
- (3) NPO法人やボランティア団体等との連携も図り、自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援したり、被災者が多数発生した場合の円滑な給与を実施する。
- (4) 激甚災害等のため本町だけで実施困難の場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。
- (5) 給与又は貸与の対象者
  - 給与又は貸与の対象者は、住家の全半壊（焼）、流失、床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。
- (6) 給与又は貸与の方法
  - ア 町において世帯別の被害状況を把握し、物資の購入及び配分計画表を作成し、調達要請する。

イ 物資の給与は、物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。

## 2 義援物資、金品の保管及び配分

(1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は、町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し、金品については、会計課において保管する。

物資類保管予定場所は、資料 10-1 のとおりである。

(2) 物資、金品等の配分については、災害の程度、義援物資の数量等により、その都度配分計画を立て配分する。

## 3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により、生活上必要な家財を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料 12-1 を参照のこと。

(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。

## 4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、以下のとおりである。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼 全壊・流失	14,800 円	19,100 円	28,100 円	33,600 円	42,600 円	6,300 円
半焼・半壊床 上浸水	4,800 円	6,500 円	9,800 円	11,900 円	15,000 円	2,100 円

(県地域防災計画より)

## 第3 生活必需品の輸送

### 1 町及び県による輸送

(1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。



**第23節 医療**

〔保健環境対策部〕

災害時の初期の医療活動については、第2章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。

事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

**第1 医療救護活動状況の把握****1 被災地における医療ニーズのきめ細やかな把握**

町は、保健所の協力を得て以下の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

**第2 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア****1 被災者の健康状態の把握**

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。
- (2) 高齢者、障がい者、子供等要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

**2 メンタルヘルスケア**

被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスは、しばしば心身の健康に障がいを生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

- (1) メンタルヘルスケア
  - ア 保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。
  - イ 精神保健福祉センターで精神保健に関する情報提供および電話相談を行う。
  - ウ 被災地域における支援者の支援活動への助言や支援者自身に関する相談等を行う。
- (2) 精神疾患患者対策
  - ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。
  - イ 避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者に対して、医療的支援を行うほか、薬が入手困難な患者には、服薬中断が生じないよう投薬を行うなど、適切な精神医療の提供を行う。

- ウ 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。
- エ 精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。
- オ 災害のストレスにより、新たに生じた精神的問題を抱える一般住民に対して、適切な精神医療の提供を行う。
- カ 措置患者等の緊急入院時は、搬送協力を行う。

### 第3 医療, 助産の実施

#### 1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については、知事の指揮を受ける。

#### 【日本赤十字社鹿児島県支部】

災害救助法の定める精神に則り、医療、助産の業務を行うものとする。

#### 2 医療, 助産の実施

- (1) 医療、助産の実施は原則として衛生班により行うが、緊急、やむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。
- (2) 救護班の編成  
救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ町長がその都度決定する。
  - ア 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
  - イ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
  - ウ 町域の医療機関による救護班
- (3) 町救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・委託助産機関の協力を求めて実施する。
- (4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき保健福祉対策部において調達する。  
調達不能の場合は、西之表保健所又は県保健福祉部薬務課に調達あつせんの要請を行う。
- (5) 医療、助産の期間等  
医療、助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定める。

#### 3 町内医療機関

町内の医療機関は資料9-1を参照のこと。

#### 4 救助法による医療, 助産の実施

救助法が適用された場合の医療、助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

**第24節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策**

〔保健環境対策部, 建設対策部〕

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防, 食品衛生, 生活衛生に関し、適切な処置を行う。

**第1 感染症予防対策****1 実施責任者**

町長は、知事の指示, 命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

**2 感染症予防班の編成**

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

**3 町における感染症予防業務****(1) 消毒**

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、概ね以下の表のとおりである。

なお、消毒の方法は、感染症法施行規則第14条の規定により、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒が行えるような方法により行うこと。

薬剤の種類 災害の程度	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下, 便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊, 半壊, 流失を含む。)	200g	6kg	200g
床下浸水	50g	6kg	200g

**(2) ねずみ族, 昆虫等の駆除**

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族, 昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、概ね以下の表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

なお、駆除の方法は、感染症法施行規則第15条の規定により、対象となる区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除が行えるような方法により行うこと。

第2章 災害応急対策 <事態安定期の応急対策>

第24 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策

災害の程度	薬剤の種類	薬剤別, 剤型別の基準数量	
		有機燐剤 (室内, 床面, 床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊, 半壊, 流失を含む。)	油剤 1戸当たり 2 L 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 2 L 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g	
床下浸水	油剤 1戸当たり 1 L 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり 1 L 粉剤 1戸当たり 0.5 kg	1戸当たり 40 g	

(薬剤の種類及び剤型は, 現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(3) 患者等に対する措置

被災地において, 感染症患者等が発生したときは, 感染症予防医療法に基づいた対策をとる。

(4) 生活用水の供給

知事の指示に基づき, 生活用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。

生活用水の供給方法は, 容器による搬送, ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。この際, 特に配水器の衛生的処理に留意すること。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は, 施設の設備が応急仮設的であり, かつ, 多数の避難者を収容するため, 衛生状態が悪くなりがちで, 感染症発生の原因になることが多いので, 県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際, 施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ, その協力を得て感染症予防の完璧を期する。

なお, 感染症予防活動の重点項目は以下のとおり。

- ア 検病調査
- イ 消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設の衛生管理

(6) 予防教育及び広報活動

保健所長の指導のもとにリーフレット, チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに, 広報活動を強力に実施する。

4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は, 福祉環境対策部において調達するが, 調達不能の場合は, 西之表保健所に調達あっせんの要請を行う。

## 第2 食品衛生対策

町は県の活動に協力し, 被災地における食品衛生対策の措置をとる。

## 第3 生活衛生対策

町は, 県の活動に協力し, 被災地における生活衛生対策の措置をとる。

## 第25節 動物保護対策

[保健環境対策部]

被災した飼養動物の保護収容、避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について、関係機関と連携し必要な措置を行う。

### 第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬、ねこ等の飼養動物の保護収容については、迅速かつ広域的に対応が求められていることから、県、獣医師会、動物愛護団体、動物愛護ボランティア等と協力し、収容場所を確保し保護収容を実施する。

### 第2 避難所における適正飼養

避難所等において、動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生に努める。

また、獣医師会と協力して、獣医師の派遣等を行う。

### 第3 危険な動物逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は、飼養者、警察その他関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第26節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

### 第1 し尿処理対策

#### 1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、水洗トイレを有効活用する。
- (2) アの対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等 環境衛生上支障のない方法により処分する。

#### 2 避難所等のし尿処理

##### (1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、水洗トイレの活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障がい者に配慮した設備を準備する。

##### (2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。

便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

#### 3 仮設トイレ等によるし尿処理

##### (1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、以下の事項について配慮する。

##### ア 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

##### イ 高齢者・障がい者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

ア 仮設トイレ等の設置状況の把握

災害が発生した場合、町は県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画（令和5年6月改定）も踏まえ、仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

イ 収集作業

町は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、し尿処理施設に搬入して、し尿の処理・処分を行う。

#### 4 し尿収集の反応体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、町のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町災害廃棄物処理計画も踏まえ、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

#### 5 し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設及び運搬車の保有状況は、資料編9-2、9-3のとおりである。

《資料編9-2 ごみ・し尿収集運搬車》

《資料編9-3 廃棄物・し尿処理施設》

## 第2 ごみ処理対策

### 1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

(1) 町長は、現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物及び産業廃棄物の収集・運搬・処分業者の協力を得て、ごみの収集運搬及び処分に努める。

(2) 激甚な災害を受けた場合、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。

(3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的に行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。

(4) 町長は、町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、ごみの運搬体制や仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用や、必要な資機材、人員等を確保するための協力体制について協議しておく。

## 2 ごみ収集の応援体制の確立

### (1) 基本方針

ごみの量、ごみ処理施設の被害状況等により、町のみでは、ごみ処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

### (2) 実施計画

町は、県災害廃棄物処理計画や町の災害廃棄物処理計画も踏まえ、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、被災の軽微な、又は被災をまぬがれた町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

また、廃棄物関係団体やボランティアなどについて、その応援能力等を十分調査のうえ、応援協定の締結を行うなど協力体制を整えておく。

## 3 ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設及び運搬車の保有状況については、資料9-2、9-3のとおりである。

《資料編9-2 ごみ・し尿収集運搬車》

《資料編9-3 廃棄物・し尿処理施設》

## 第3 死亡獣畜処理方法

### 1 処理方針

西之表保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

### 2 処理方法

死亡獣畜の処理は、原則として化製場又は獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は、所轄保健所長の指示を受けて処理する。

## 第4 障害物の除去対策

### 1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去について自己の資力では除去できない場合は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

### 2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、以下の事項に該当する。

#### (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

- (2) 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。
- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

### 3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川、がけ下等）においては、かねてから、付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか、随時災害発生場所の状況により、障害物の種類数量等を考慮して、適当な集積場所をその都度選定する。

### 4 除去の方法

- (1) 作業要員の確保

除去作業は、建設部があたるが、被害が大規模な場合は、消防団及び地元住民の協力を得るほか、必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

- (2) 機械器具の確保

作業に使用する機械、トラックその他必要機械器具は、町の機械等を使用する。

なお、不足する場合は、建設業者の保有機材を調達するほか、災害の状況に応じて措置する。

### 5 障害物の保管等

土石、竹木等の障害物は、できるだけ現地処理するものとするが、現地処理できない物件等については、以下の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の大小によるが、原則として再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。  
なお、除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。
- (5) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは、その物件を売却し、代金を保管する。売却の方法及び手続きは町の物品等の処分の例による。

### 6 障害物除去の費用期間等

災害救助法適用時に準じて10日以内に完了する。

### 7 救助法による基準

救助法による基準は、第2章3節「救助法の適用及び運用」を参照

## 第27節 行方不明者の捜索, 遺体の処理等

[総務対策部, 保健環境対策部, 消防・水防対策部, 消防組合]

災害時の混乱期には, 行方不明者が多数発生することが予想され, それらの捜索, 収容等を早急に実施する必要がある。

このため, 迅速かつ的確な捜索を行うとともに, 多数の死者が発生した場合は, 遺体の処理等を適切に行う。

### 第1 行方不明者の捜索

#### 1 実施責任者

災害時における行方不明者の捜索は, 町長が警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし, 遺体埋葬等は町長が行う。

なお, 知事に権限を委任された場合又は緊急を要し, 知事による救助の実施を待つことができないときは, 町長は知事の補助機関として行う。

町長は, 緊急実施事項については, 直ちにその状況を知事に報告し, その後の処置については, 知事の指揮を受ける。

#### 2 関係機関への通報

町長は, 災害により行方不明者が発生したことを知ったときは, 直ちに警察署に通報する。

この場合, 行方不明者の捜索が海上に及ぶときは, 鹿児島海上保安部に通報し, 捜索を依頼する。

なお, 通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別, 特徴
- (3) 行方不明となった年月及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

#### 3 行方不明者の捜索

- (1) 町捜索隊の設置

警察署及び鹿児島海上保安部と協力して, 行方不明者の捜索を迅速, 的確に行うため, 必要により町に捜索隊を置く。

- (2) 町捜索隊の編成

町捜索隊は, 県警察とともに行方不明者の捜索を行うため, 災害の規模, 行方不明者数, 捜索範囲, その他の事情を考慮し, 総務対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお, 町捜索隊の編成に際しては, 消防組合及び住民の協力を求める。

#### 4 捜索の実施方法等

- (1) 捜索の方法

ア 捜索の範囲が広い場合

- ① 捜索範囲をよく検討し, これをいくつかの区域に分ける。

- ② 捜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
  - ③ 各地区では, 合理的, 経験的に行方不明の所在の重点を定め, 重点的に行う。
- イ 捜索範囲が比較的狭い場合
- ① 災害前における当該地域, 場所, 建物など正確な位置を確認する。
  - ② 災害後における地形, 建物などの移動変更などの状況を検討する。
  - ③ 被災時刻などから捜索対象の所在を認定し, 災害により, それがどのように動いたかを検討し, 捜索の重点を定め, 効果的な捜索に努める。

ウ 捜索場所が河川, 湖沼の場合

- ① 平素の水流, 湖沼の実情をよく調査する。
- ② 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。
- ③ 合理的, 経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか, 移動経路をよく検討し, 捜索を行う。

(2) 広報活動

捜索をより効果的に行うため, 捜索地域内はもちろん, 広く関係者の積極的な協力が得られるよう, 各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

捜索に使用する車両, 船艇その他の装備資材は, 有効適切な活用に努めるとともに, 警察, 町で所有する車両, 船艇等が不足するときは, 関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 関係帳簿等の整備

捜索及び遺体の収容, 処理等を実施した場合は, 必要な帳簿等を整理・保管する。

ア 救助実施記録日計表

イ 被災者救出用 (捜索用) 機械器具・燃料受払簿

ウ 被災者救出 (遺体の捜索) 状況記録簿

エ 被災者救出用 (遺体の捜索用) 関係支出証拠書類

## 5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町捜索隊が捜索の結果, 負傷者, 病人等援護を要する者を発見したとき, 又は警察署及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは, 速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関等との連携

捜索に際しては, 負傷者の救護, 遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もって取るようにする。

## 6 救助法による基準

救助法による基準は, 本章3節「救助法の適用及び運用」を参照

## 第2 遺体の収容, 処理, 埋葬

### 1 遺体の収容, 処理

(1) 遺体の収容

ア 町長は, 災害によって多数の死者が発生することを想定し, 検視場所及び遺体収容所をあらかじめ選定する。

イ 検視場所及び遺体収容所の選定にあたっては、以下の事項に留意の上、施設管理者の合意を得て選定する。

- ① 遺体を公衆の面前にさらさない場所である。
- ② 遺体の洗浄, 処理等の処理作業に便利である。
- ③ 遺体の検視等, 身元確認が容易に行える場所である。
- ④ 遺体の数に相応する施設である。
- ⑤ 駐車場があり, 長時間使用できる。

ウ 警察官及び海上保安官は、検視等を終えて身元確認できない遺体は全て町長に引き渡す。

町長は、警察官又は海上保安官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町捜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

## (2) 遺体の処理

ア 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常で、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

イ 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄, 縫合, 消毒等の処理を実施する。

ウ 遺体の確認及び死因究明のため検案を行う必要があるが、遺体の検案は、原則として本章第3節第5「医療」による救護班により行う。

ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行う。

エ 遺体の識別, 身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体収容所に一時保存する。

《資料編9-5 遺体安置所》

## 2 遺体の埋葬等

### (1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の取引人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びその時の状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

### (2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の班名に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。

また、その遺骨及び遺留品保管所等に保管する。

### (3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬日支出関係証拠書類

## 第28節 住宅の供給確保

[保健環境対策部, 建設対策部]

災害時には、住居の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。

また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

### 第1 住宅の確保・修理

#### 1 応急仮設住宅の建設

##### (1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の供給は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの委任通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 町のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 応急仮設住宅の建設

ア 建設の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7 m<sup>2</sup>を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

###### ① 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

###### ② 木造応急仮設住宅

a 災害救助用資機材譲渡申請書を屋久島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の供給を受ける。

b 建設については、建築関係団体等の協力を得て行う。

c 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

ウ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、災害の規模及び種別等に応じ、原則として町有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与する。

《資料編7-2 応急仮設住宅建設候補地》

##### (3) 民間賃貸住宅の供給

(公社)鹿児島県宅地建物取引業協会等との県協定に基づく情報を活用するなどし、民間賃貸住宅を確保し、迅速な住宅供給に努める。

(4) 入居者の選定

ア 入居資格

以下の各号のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

- ① 住家が全焼、全壊又は流失した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

- ① 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の市町相互間で融通し合う。

町が住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

- ② 入居者の選定は、高齢者・障がい者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

(5) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町が行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

なお、供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

## 2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

- ② 町内で処理不可能な場合は、近隣の市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

ア 処理の実施

建築関連団体の協力を得るなどし、応急修理業者を確保することに努める。

イ 資材の調達

- ① 災害救助用資機材譲渡申請書を屋久島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の供給を受ける。
- ② 労務資材に関する関係者との協定は、知事又から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が地域ごとに災害に応じて締結する。

### 3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第1節第3「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

## 第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、町は、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行う。


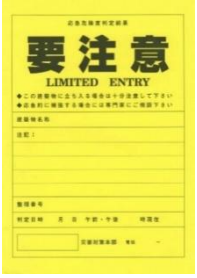
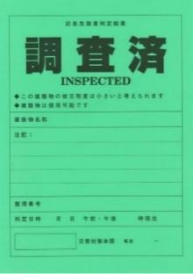
町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

#### 【他の建物調査との違い】

	被災建築物応急危険度判定	被災宅地危険度判定	住家被害認定
実施目的	余震等による二次災害の防止	宅地の崩壊危険度を判定し結果を表示	住家に係るり災証明書の交付
実施主体	町（県が支援）	町, 県	町
調査員	応急危険度判定士 (行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士 (認定登録者)	主に行政職員 (り災証明書交付は行政職員のみ)
判定内容	当面の使用の可否	宅地の被害状況を把握し 二次災害を軽減・防止	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出
判定結果	危険・要注意・調査済	危険・要注意・調査済	全壊, 大規模半壊等
判定結果の表示	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	見えやすい場所に判定結果ステッカーを貼付	り災証明書に判定結果を記載

第2章 災害応急対策 <事態安定期の応急対策>  
第28節 住宅の救急確保

【被災建築物応急危険度判定の判定内容】

判定内容			
解説	<p>建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。</p>	<p>建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより、立ち入りが可能である。</p>	<p>建物の損傷が少なく、使用可能である。</p>

【被災宅地危険度判定の判定内容】

判定内容			
解説	<p>変状等が特に顕著で危険である。避難立ち入り禁止措置が必要である。</p>	<p>変状が著しく、当該宅地に立入る場合は、時間、人数を制限するなど十分注意する。</p>	<p>変状は見られるが、当面は防災上の問題はない。</p>

## 第29節 文教対策

[教育対策部]

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

### 第1 応急教育の実施

#### 1 文教対策の実施者

応急教育の対象	実施者
町立の学校	町教育委員会
県立の学校	県教育委員会
災害救助法が適用された場合におけるり災小・中・義務教育学校児童生徒に対する学用品の給与	知事の委任を受けた町長

#### 2 教室等の確保

##### (1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

- (2) 普通教室の一部が使用不能になった場合、特別教室、屋内体育施設、講堂等を利用する。
- (3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。
- (4) 応急仮校舎の建設

(1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

#### 3 教職員の確保

##### (1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

##### (2) 町内操作

学校内操作が困難なときは、町教育委員会の意見を聞き、町立学校間において操作する。

##### (3) 町外操作

町内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町からの操作を要請する。

##### (4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

#### 4 応急教育の留意点

- (1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。
- (2) 応急教育の実施にあたっては、以下の点に留意して行う。
  - ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。
  - イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。
  - ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。
  - エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

#### 5 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、町（教育委員会）が学校長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

- (1) 施設の復旧  
町は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。  
応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。
- (2) 給食用原材料の確保  
災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、町は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあっせんを要請する。
- (3) 給食器具等の確保  
器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。
- (4) 給食の一時中止  
以下の場合には給食を一時中止する。
  - ア 感染症の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。
  - イ 給食物資の確保が困難なとき。
  - ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

#### 6 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、以下のような措置をとる。

- (1) 児童生徒等の安全確保  
在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。
- (2) 避難所の運営への協力  
避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。
- (3) 避難が長期化する場合の措置  
ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

## 第2 学用品の調達及び授業料の減免、育英資金

### 1 教材、学用品等の調達、給与

- (1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。
- (2) 文房具、通学用品等については町教育委員会において調達し、給与する。
  - ア 給与の対象学用品の給与対象者は、住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。
  - イ 調達及び給与の方法  
町教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。  
なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あっせんを要請する。
  - ウ 給与品目及び費用等  
教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。
- (3) 救助法が適用された場合におけるり災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事から救助法による救助に関する事務の一部を行うこととすることの通知を受けた町長が行う。

### 2 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免又は育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会及び町教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

### 3 救助法による基準

救助法による基準は、本章第3節「救助法の適用及び運用」を参照

## 第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

[文化財の所有者等]

### 1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

### 2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会へ報告しなければならない。

### 3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

## 第30節 義援金・義援物資等の取り扱い

[総務対策部]

災害時には、町内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援金については、できる限り迅速な配分に努め、義援物資については、被災者の需要を十分に把握し、必要とする物資の広報等に努める。

### 第1 義援金の配取扱い

#### 1 義援金の募集

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

#### 2 義援金の保管

町に送付された被災者に対する義援金は、財務車両管理班で受領し、記録したのち厳重な管理をする。

#### 3 義援金の配分

財務車両管理班で受領した義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、配分の対象、基準、方法、時期並びにその他必要な事項について決定する。

### 第2 義援物資の取扱い

#### 1 義援物資の募集、受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

#### 2 義援物資の保管

町に送付された義援物資は、物資供給班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配分物資供給班において受け付けられた義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

**第31節 農林水産業災害の応急対策**

〔農林水産対策部〕

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

**第1 農産物対策****1 事前・事後措置の指導**

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物に事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

**2 気象災害対策**

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対象災害
(1) 水稲	風害, 水害, 干害, 寒害
(2) 大豆	風害, 水害, 干害
(3) そば	風害, 水害
(4) 甘しょ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害, 潮風害
(5) たばこ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害
(6) さとうきび	風害, 干害, 潮風害
(7) 野菜	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(8) 果樹	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(9) 花き・花木	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(10) 茶	干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(11) 飼料作物	水害, 干害, 風害, 寒害

**3 病虫害防除対策**

災害時における病虫害の対策は、以下のとおりとする。

**(1) 指導の徹底**

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

**(2) 農薬の確保**

病虫害の異常発生に備えて、種子屋久農業協同組合及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

**(3) 防除器具の整備**

町、団体及び集落防除班の保有する既存防除機具を有効かつ適切に使用する。

**(4) 集団防除の実施**

集団防除の実施災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機具等を中心に共同集団防除をする。

## 第2 林水産物等対策

### 1 応急措置, 事後措置の指導

町は, 災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために, 被災林業家, 漁家等に対して実施の指導にあたる。

### 2 対象作物及び対象災害

応急措置, 事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については, 以下のとおりである。

#### (1) 林産物

対象作物	対象災害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害, 風害, 潮害
(3) たけのこ専用林	風害, 水害, 干害
(4) しいたけ	干害

#### (2) 水産物

##### ア いけすの被害防止対策

特に, 台風等の際, 風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお, 緊急避難所については, 事前に関係者と十分調整するよう指導する。

##### イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については, 餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

## 第3 家畜管理対策

町は, 県の活動に協力し, 被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

## 社会基盤の応急対策

電力、ガス、上水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び鉄道、空港等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。

### 第32節 電力施設の応急対策

[総務対策部]

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

#### 第1 広報活動

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- 1 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- 2 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- 3 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

#### 第2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、九州電力株式会社が行う以下の対策に協力する。

##### 1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

なお、広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、ホームページ・携帯電話サイトによる情報発信及び広報車等により周知する。

##### 2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

また、防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

##### 3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

#### 4 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

#### 5 施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

## 第33節 ガス施設の応急対策

[総務対策部]

災害時には、ガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

### 第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

### 第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- 1 あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- 2 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- 3 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防組合に連絡すること。

### 第3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

町は、鹿児島県LPガス協会が行う以下の対策に協力する。

#### 1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生の通報があったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。さらに、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第2条第5項に規定する消費設備（ガスメーターと末端ガス栓の間の配管その他の設備を除く。以下「特定消費設備」という。）に係る事故の場合には、九州産業保安監督部保安課に通報する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

#### 2 出動態勢

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。

- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとり、ガス漏れを止める。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出勤班を編成し、出勤人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出勤の支持があったときは、何時でも出勤できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

### 3 出勤条件

- (1) 出勤にあたっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出勤者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出勤者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出勤の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

### 4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

### 5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

### 6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を九州産業保安監督部保安課（特定消費設備に係る事故の場合に限る。）及び危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出勤したときは、出勤日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

### 7 周知の方法

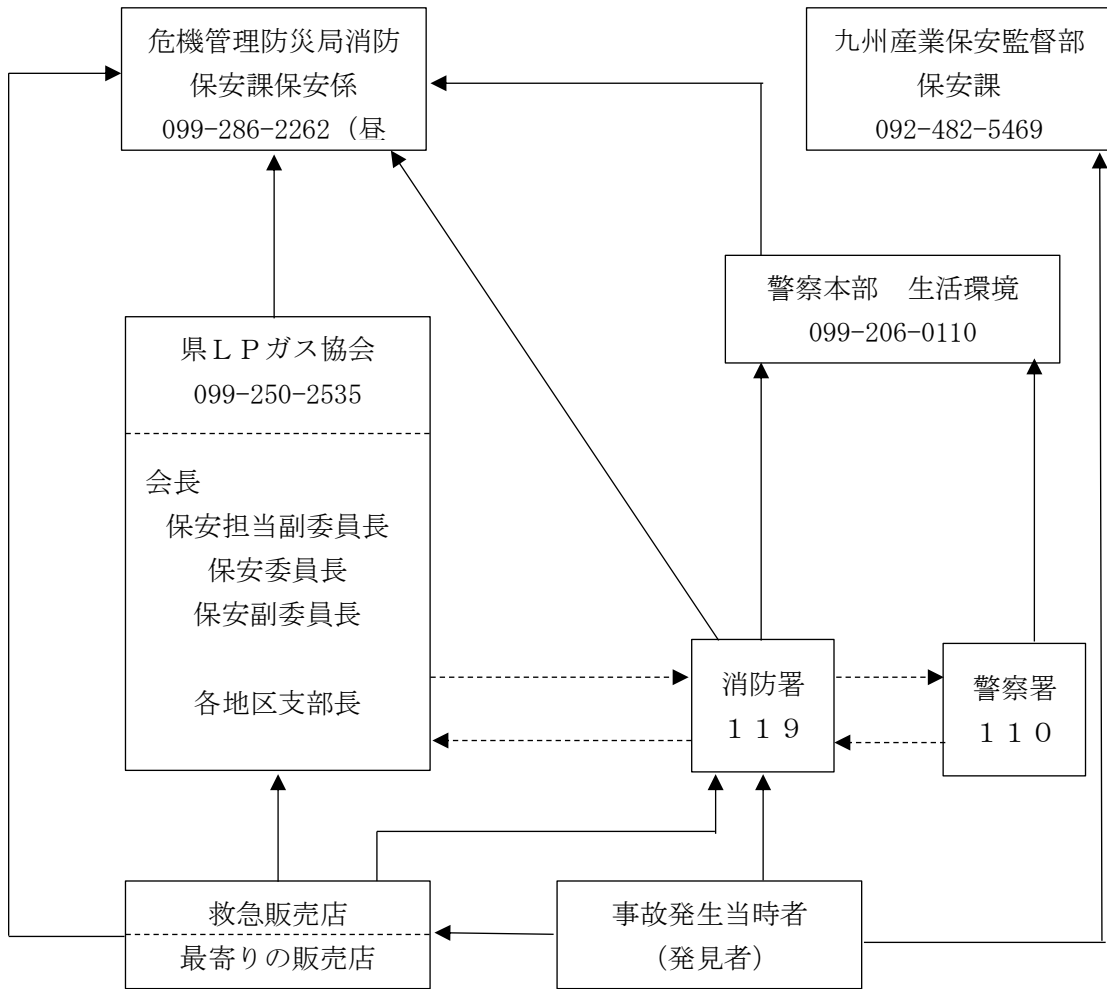
協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

### 8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出勤する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

第2章 災害応急対策 <社会基盤の応急対策>  
第33節 ガス施設の応急対策

【緊急連絡体制図】



## 第34節 上水道施設の応急対策

[建設対策部]

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋りょうの流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章21節「応急給水」による。

#### 1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

#### 2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

#### 3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除した後、施設の洗浄・消毒を行い、水の消毒を強化して給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

#### 4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、以下の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

## 第35節 電気通信施設の応急対策

[総務対策部]

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町はN T T西日本株式会社等による応急対策に協力するとともに、迅速に、かつ重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急な通信の確保に努める。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

N T T西日本株式会社が行う、以下の対策に協力する。

#### 1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用が管理多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

#### 2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

#### 3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするボイスメール等のシステム提供に努める。

#### 4 公衆電話の停電対策

停電しても、街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

## 第36節 道路・河川等公共施設の応急対策

[建設対策部, 農林水産対策部]

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

### 第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

#### 1 道路・橋りょう等の応急対策

##### (1) 災害時の応急措置

道路・橋りょうの被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

##### (2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

#### 2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

##### (1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (2) 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (3) 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (4) 砂防施設, 地すべり防止施設, 急傾斜地崩壊防止施設

土石流, 地すべり, 崖崩れ等により砂防施設, 地すべり防止施設, 急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

##### (5) 空港

空港施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

## 第3章 特殊災害対策

### 第1節 海上災害応急対策

[全課]

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し、町がとるべき対策を定める。

また、この計画の運用にあたっては、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」、海上保安庁が定める排出防除計画ならびに防災業務計画と矛盾し、又は抵触することのないよう留意する。

#### 第1 予防対策

##### 1 海上災害対策

###### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

###### (2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

###### (3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

###### (4) 医療活動体制の整備

第1章第15節「医療体制の整備」に準ずる。

###### (5) 緊急輸送活動の整備

第1章第13節「交通確保体制の整備」に準ずる。

##### 2 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合、貯木の流出防止と除去措置を講じる。

##### 3 海上流出油災害対策

###### (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第15節「医療体制の整備」に準ずる。

(5) 緊急輸送活動の整備

第1章第13節「交通確保体制の整備」に準ずる。

#### **4 海上漂着油災害対策**

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備
- ウ 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備 大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第15節「医療体制の整備」に準ずる。

## **第2 応急対策**

### **1 海上災害対策**

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

- ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

- ア 応急活動実施体制の整備
- イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第13節「医療体制の整備」に準ずる。

(5) 緊急輸送活動の整備

第1章第15節「交通確保体制の整備」に準ずる。

**2 貯木対策**

(1) 貯木対策の実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安、除去及び制限等の災害対策は、各貯木施設等の管理者及び町長が、貯木の所有者、関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。

各貯木別の対策実施者は、次のとおりである。

貯木種別	対策実施者
① 森林管理署施設の貯木	各所管森林管理署長
② 港湾内の貯木	各港湾管理者（県、町長）
③ ①、②の貯木及びその他の貯木施設の貯木（必要な事前措置の誘導）	町長

(2) 災害防止の方法

ア 森林管理署貯木場内における貯木の災害防止策

- ① 貯木場が海面に近く、しかも大型木材を貯蔵し災害のおこる危険率の高い貯木場にあつては、防護えん堤を完全強化する等の安全な措置を講ずる。
- ② 大型台風等が接近し、①の措置を講じてもなお、災害の危険が予想される場合は、周囲の木材をカスガイ及びワイヤーロープ等で結束し、高潮、波浪による貯木の流出防止を図る。

イ 港湾における貯木の災害防止策

常時、貯木しているような港湾等の野積場で、その周辺の状況から流木による被災の危険が予想される港では、次のような方法により災害防止を図る。

- ① 港湾の管理者は、台風時期には、港湾の野積場における木材の貯木を、台風襲来直前の貯木搬出の所要時間を考慮して、著しい貯木のないよう貯木場を制限するとともに、木材所有者に対し、貯木が滞貨しないよう指導する。
- ② 港湾の管理者は、台風時期にはそれぞれの所管にかかる港湾の野積場等の搬出に長時間を要する大型木材の貯木を制限又は禁止する措置を講ずる。
- ③ 大型台風が接近し、高潮、波浪により貯木が流出し、船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は、港湾の管理者又は市町村長は、野積場の貯木を搬出する所要時間を考慮して、台風が来襲する以前の適当なときに、貯木の木材所有者に対し、貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。
- ④ 港湾の野積場における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し、高潮、波浪等による貯木の流出が目前にせまったときは、港湾の管理者又は市町村長は、貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないような措置を講ずるよう指示する。

ウ その他の貯木施設の災害防止策

**第3章 特殊災害**  
**第1節 海上災害応急対策**

ア、イ以外の貯木施設に対する災害防止は、災害防止の実施責任者である市町村長が、貯木施設の状況に応じて定める。

**3 海上流出油災害対策**

(1) 活動体制の確立

ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。

イ 町は、関係市町及び関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

ア 漂着油の状況把握

イ 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

ウ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置

エ 沿岸及び地先海面の警戒

オ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告

カ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

キ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

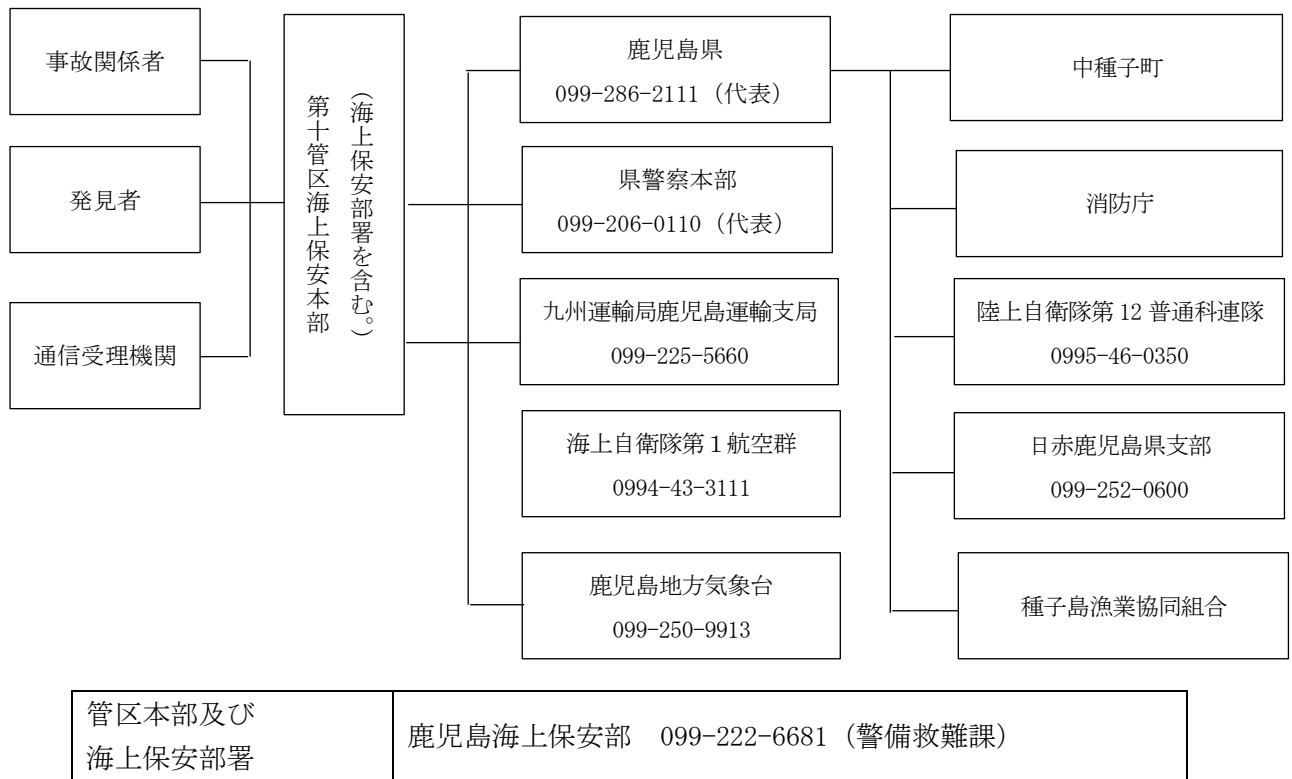
ク 漂着油の除去措置

ケ 回収した油の処分

コ 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力

キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(3) 情報連絡体制



(4) 被害情報等の連絡

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への住民

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努める。

#### 4 海上漂着油災害対策

(1) 活動体制の確立

ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。

イ 町は、関係市町村及び関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報

イ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限、危険防止のための措置

ウ 沿岸及び地先海面の警戒

エ 沿岸住民に対する避難の指示

オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

## 第2節 空港災害対策

[全課]

空港及びその周辺において、航空機の墜落等による多数の死傷者の発生といった大規模な航空災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

(第1章第8節 「通信・広報体制（機器等）の整備」参照)

#### 2 予防体制の強化

- (1) 災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行うなど、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図る。
- (2) 航空運送業者等に航空交通の安全確保に関する情報を適時、適切に提供し、災害を未然に防止するために必要な措置を講じる。

#### 3 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連絡体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第1章第7節 防災組織の整備」参照

#### 4 防災資機材の整備

災害時の救急・救助、消火に備え、防災資機材の整備に努める。

#### 5 医療活動体制の整備

「第1章第15節 医療体制の整備」参照

#### 6 緊急輸送活動の整備

「第1章第13節 交通確保体制の整備」参照

### 第2 種子島空港の応急対策

#### 1 空港災害対策

- (1) 事故応急対策本部の設置

種子島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索、救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては、県、熊毛支庁及び中種子町が事故応急対策本部体制により実施する。

第3章 特殊災害  
第2節 空港災害対策

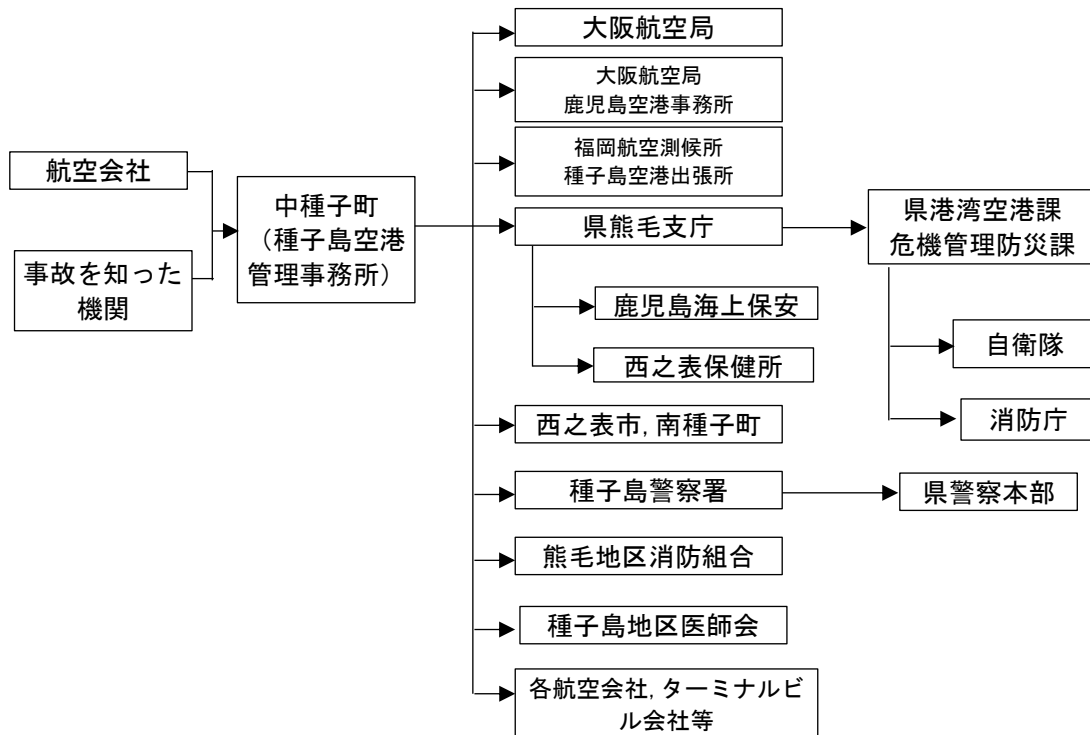
また、大規模な航空機事故等により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合、又は事故が発生した場合、種子島空港管理事務所は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに、県、市町、関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合、消防機関、警察機関は、当該地域において事故発生を知った時は、事故発生時刻、事故発生場所、事故の態様など速やかに種子島空港管理事務所へ通報する。

【事故通報連絡図】



(3) 事務処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「種子島空港及びその周辺における消化救護活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、概ね以下のとおりである。

鹿児島県 県熊毛支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する被害調査の取りまとめ (3) 応急要請 (4) 事故関係情報の周知 (5) 事故関係情報の周知
中種子町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示

第3章 特殊災害  
第2節 空港災害対策

中種子町	(5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 中種子町への応急対策上必要な指示 (2) 中種子町を行う応急対策への協力
鹿児島海上保安部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所種子島出張所	事故処置に必要な業務
種子島警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
種子島地区医師会	負傷者の収容並びに手当
県西之表保健所	〃
西之表市，南種子町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
熊毛地区消防組合	救難及び消化・延焼防止作業
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

## 第3節 道路事故対策

[全課]

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋りょうにおける耐震補強

所管道路における橋りょうの機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋りょうについて、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

(3) 道路冠水危険箇所の周知等

道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

(4) 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

#### 2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する

#### 3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

#### 4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

## 5 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備  
(2) 防災組織相互の連携体制の整備  
(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

## 第2 応急対策

### 1 活動体制

- (1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

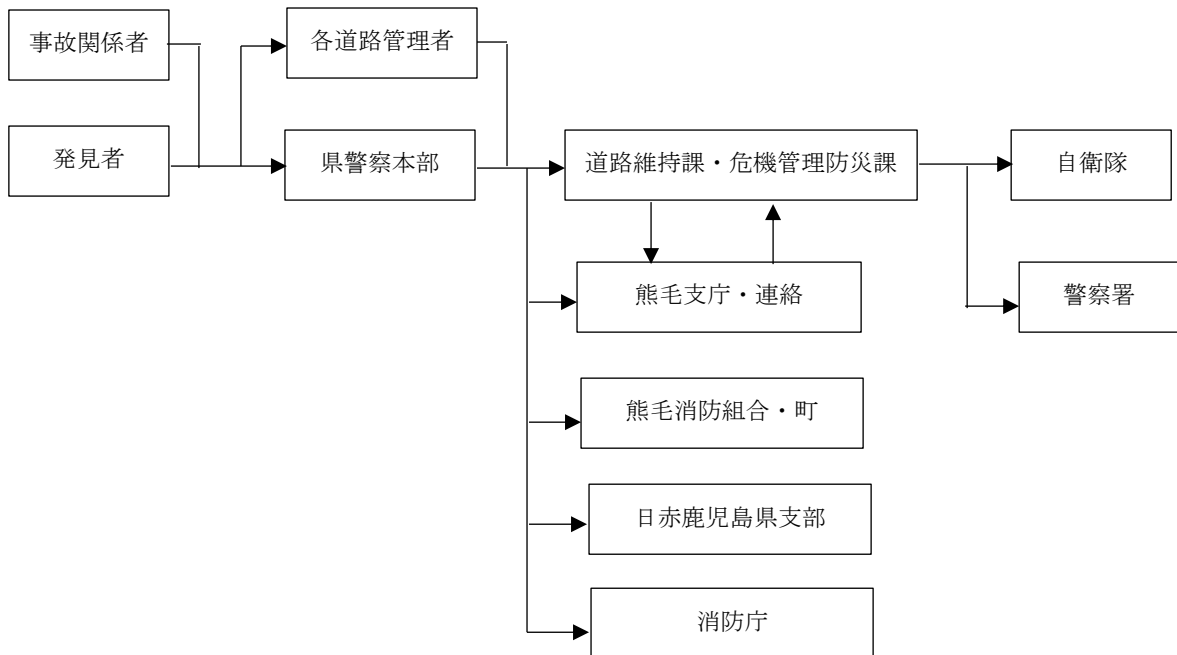
- (2) 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関等との連絡を密にする。

- (3) 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

#### 【事故通報連絡図】



## 2 発生時の初動体制

### (1) 救助・救急

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、消防、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

### (2) 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。(交通規制については、第2章第15節「交通確保・規制」に準ずる。)

## 3 広域な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 4 避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

## 5 被災関係者等への迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

## 6 復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

## 第4節 危険物等災害対策

[全課]

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物、劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 危険物等災害の防止

##### (1) 危険物施設等の保安監督・指導

町は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

《資料編8-3 危険物施設状況》

##### イ 危険物災害の防止対策の実施方策

町長は、危険物による災害防止のため、消防法に基づき、以下の予防措置を講ずる。

##### ① 立入検査等の実施

- a 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- b 危険物施設の定期的立入検査を実施する。
- c 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

##### ② 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

##### ③ 危険物取得者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

##### ④ 事業所における保安教育等の実施

③による講習のほか、事業所が自ら予防規程を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

##### ⑤ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

##### (2) 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため、電気工作物に関する規制については、電気事業法、その他の電気関係諸法令で規制されているが、これらの法規に基づき、以下のようない電気保安対策を強化する。

ア 電気事業者は、施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し、適切な措置をする。

イ 自家用電気工作物施設者は、保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

ウ 住宅等における一般用電気工作物は、電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

## 2 災害応急対策への備え

- (1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等
  - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
  - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。  
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
  - ア 応急活動実施体制の整備
  - イ 防災組織相互の連携体制の整備
  - ウ 広域応援体制の整備  
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 救助・救急、医療及び消火活動の整備
  - ア 救助・救急活動の整備  
第1章第12節「救助・救急体制の整備」に準ずる。
  - イ 医療活動の整備  
第1章第15節「医療体制の整備」に準ずる。
  - ウ 消火活動の整備  
第1章第10節「消防体制の整備」に準ずる。
- (4) 緊急輸送活動の整備  
第1章第13節「交通確保体制の整備」に準ずる。
- (5) 避難活動の整備  
第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる。

## 第2 応急対策

### 1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は、関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、以下により災害時における保安対策を実施する。

[施設の管理者]

- (1) 石油の保安対策  
危険物施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね以下の区分に応じて措置する。
  - ア 災害が発生するおそれのある場合の措置
    - ① 情報及び警報等を確実に把握する。
    - ② 消防施設（ここでいう消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
    - ③ 施設内の警戒を厳重にする。
    - ④ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。
  - イ 災害発生の場合の措置
    - ① 消防機関及びその他の関係機関への通報
    - ② 消防設備（アの②）を使用し災害の防除に努める。
    - ③ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。

- ④ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。
  - ⑤ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に抑えるように努める。
- (2) 高圧ガスの保安対策(液化石油ガスについては、第2章第33節「ガス施設の応急対策」も参照のこと。)施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

ア 災害事故の急報及び現場措置

① 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。

② 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて以下の対策を行う。

- a 初期消火、漏洩閉止等の作業
- b 付近住民への通報
- c 二次災害防止措置(火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等)
- d その他必要な措置(消火、除害、医療、救護)

③ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

イ 通報の内容

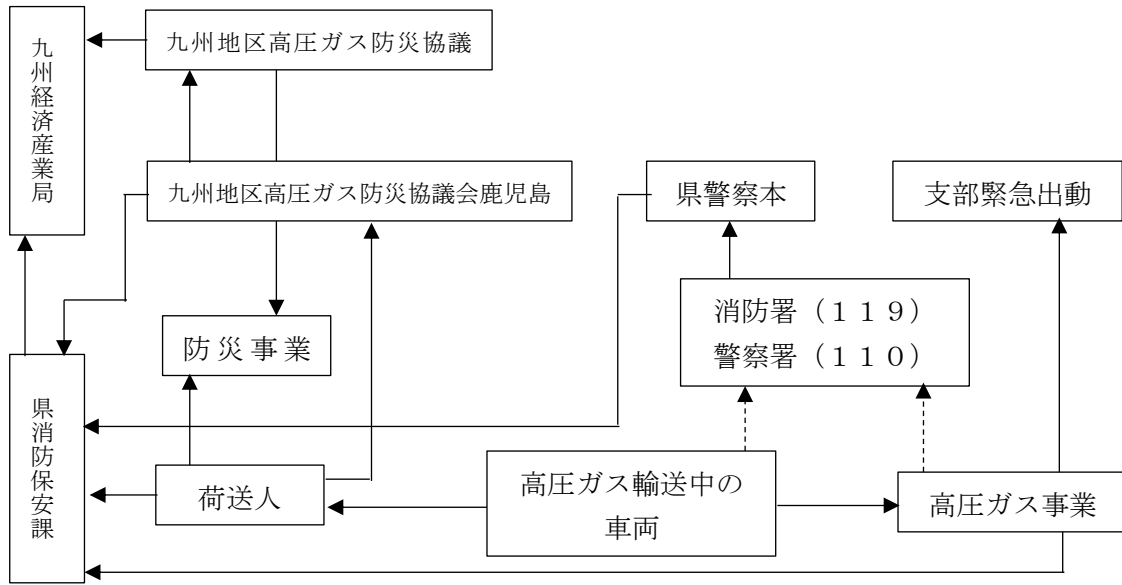
ウの通報系統図に基づき通報するときの内容は以下のとおりである。

- ① 事故発生の場所・日時
- ② 現場(通報時の実情と、とっている措置)
- ③ 被害の状況
- ④ 原因となったガス名
- ⑤ 応援の要請、その他必要事項

ウ 通報系統

通報系統は、以下のとおりとする。

【高圧ガス災害発生時の通報系統図】



(県防災計画より)

〔注1〕 防災事業所とは、球種地区高圧ガス防災協議会が指定している県内の応援高圧月事業所を言う。

〔注2〕 ----- は通報, ————— は連絡

(3) 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに以下の措置を講ずる。

- ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- イ 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- ウ 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗上等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

(4) 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので以下のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

(5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに以下の措置を講ずる。

ア 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防組合に届け出る。

イ 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

## 2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

## 3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

## 4 被害情報の報告

### (1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

### (2) 町

町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

## 5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

### (1) 救助・救急活動の整備

第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

### (2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

### (3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

## 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

## 7 避難収容活動

### (1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

### (2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

### (3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

## 8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報」に準ずる。

## 第5節 林野火災対策

[全課]

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

### 第1 予防対策

#### 1 広報活動の充実

町及び国・県は、森林保有者、林業労働者、付近住民等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、防火標識等の設置やテレビ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

#### 2 予防体制の強化

- (1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。
- (2) 森林保有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

#### 3 防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

#### 4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

#### 5 情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。  
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

#### 6 林野火災注意報及び林野火災警報の発表

##### (1) 林野火災注意報

林野火災注意報とは、林野火災多発期（毎年1月1日から5月31日）の期間中、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、対象区域内で火の使用制限について、努力義務を課すものであり、その基準は以下のとおりとする。

前日までの3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下である。

※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない。

(2) 林野火災警報

林野火災警報とは、林野火災多発期（毎年1月1日から5月31日）の期間中、気象条件やその他の発令指標を満たした場合に該当する市町村ごとに発令され、対象区域内で火の使用制限について、義務を課すものであり、その基準は以下のとおりとする。

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報と乾燥注意報が発表された場合。  
※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は発令しない。

**7 防災組織の整備**

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

第1章第3節「防災組織の整備」に準ずる。

**8 緊急輸送活の整備**

第1章第13節「交通確保体制の整備」に準ずる。

**9 避難活動の整備**

第1章第11節「避難体制の整備」に準ずる

**10 防災訓練の実施**

- (1) 事故発生後、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

**第2 応急対策**

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。

関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。

**1 活動体制**

- (1) 現場指揮本部の設置による応急活動

火災通報を受けた町は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防ぎよにあたるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

- (2) 災害対策本部の設置による応急活動

大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

- (3) 空中消火体制

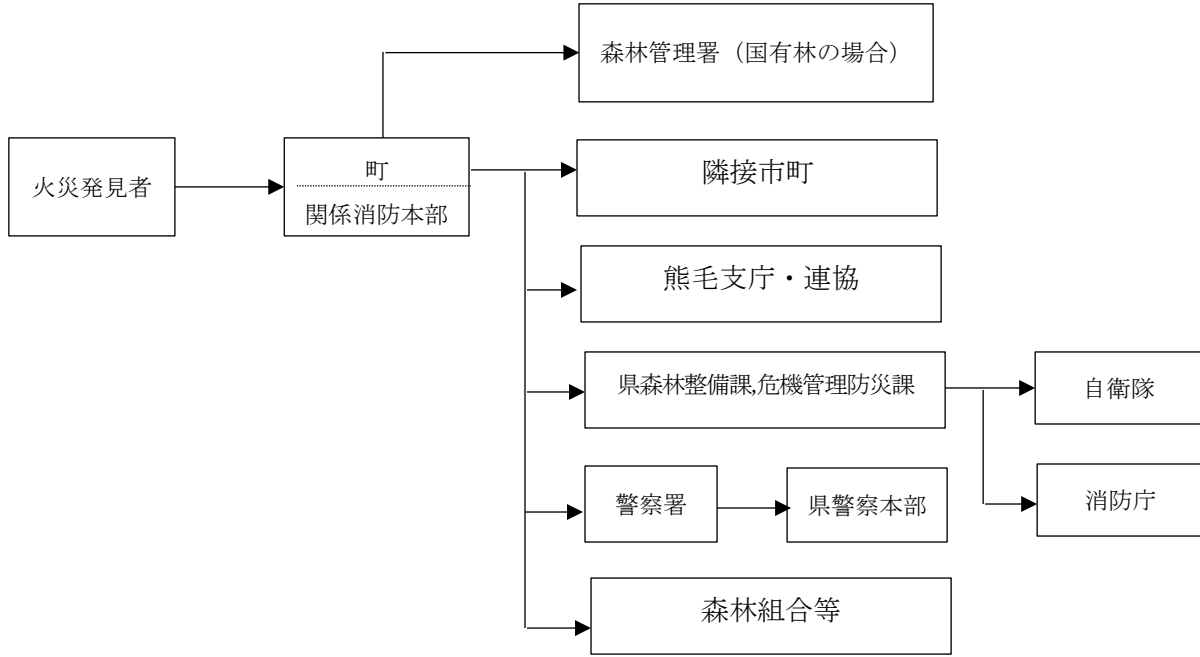
町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

- (4) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。

第3章 特殊災害  
第5節 林野火災対策

【林野火災通報連絡図】



(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、概ね以下のとおりである。

関係機関	実施事項
各森林管理署	(1) 国有林に係る火災対策の総括的な業務 (2) 国有林に係る火災の家計機関への情報伝達 (3) 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 (4) 国有林内への立入り制限, 火の使用制限等 (5) 国有林に係る火災関係情報の広報
市町村消防本部	(1) 火災対策の総括的な義務 (2) 救護及び捜索, 消火・延焼防止作業 (3) 関係機関への情報伝達 (4) 関係機関への協力要請 (5) 立入制限, 火の使用制限等 (6) 火災関係情報の広報 (7) 避難所の設置及び運営 (8) 広域応援
第十管区海上保安本部	(1) 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 (2) 救護班の緊急輸送
陸上自衛隊 12 普通科連隊	(1) 災害状況等譲歩の収集, 通報 (2) 救護及び捜索, 焼失・延焼防止作業 (3) 防災資機材の輸送 (4) 付近住民の避難に必要な支援

**第3章 特殊災害**  
**第5節 林野火災対策**

関係機関	実施事項
陸上自衛隊第1航空群	(1) 災害状況等情報の収集, 通報 (2) 避難及び捜索, 消火・延焼防止作業 (3) 防災資機材の海上輸送
鹿児島県	(1) 関係市町村に対する情報の伝達および応急対策上必要な指示 (2) 消防・防災ヘリコプターによる空中消火, 避難誘導等 (3) 応援要請 (4) 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	負傷者の収容及び手当

**3 広域的な応援体制の整備**

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

**4 救助・救急, 医療及び消火活動の整備**

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救助・救急」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

**5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備**

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

**6 避難収容活動の整備**

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示, 誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

**7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備**

第2章第10節「広報」に準ずる。

**8 施設整備の応急復旧及び二次災害の防止活動**

- (1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- (2) 町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。



## 第4章 災害復旧・復興

### 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

#### 第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

[全課]

##### 第1 災害復旧事業等の推進

###### 1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努めるものとする。

###### 2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周知な計画をたてる。  
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず、周囲の関連を十分考慮にいて、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、なお、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

### 3 事業計画の種別

以下に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
  - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
  - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
  - ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
  - ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設, 病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

## **第2節 激甚災害の指定**

[全課]

### **第1 激甚災害に関する調査**

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

### **第2 激甚災害指定の手順**

- 1 町長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- 2 知事は、町長からの報告により、必要と認められた場合は、内閣総理大臣に報告する。

### **第3 特別財政援助額の交付手続き等**

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

## 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

### 第3節 被災者の生活確保

[総務対策部, 保健環境対策部, 建設対策部, 消防・水防対策部]

町は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する必要がある。

#### 第1 町民生活相談

町は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、居住地以外の市町に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町と避難先の市町が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

町は、以下の町民生活相談を行う。

- 1 町は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。
- 2 町は、発災後の出火防止を図るため、以下のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。
  - (1) 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
  - (2) 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
  - (3) 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
  - (4) 火災によるり災証明等各種手続の迅速な実施
- 3 町は必要に応じて国の特別行政評価局・行政評価事務所に設置された特別行政相談窓口及び「特別行政相談所」と協力して被災者からの相談・問い合わせに対応する。

#### 第2 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

##### 1 処理処分方法の確立及び仮置場、最終処分地の確保

町は、災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

また、町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県等の支援を得て、県内の他市町に仮置場、最終処分地を確保する。

## 2 リサイクルの徹底

災害廃棄物処理にあたっては、町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

## 3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

災害廃棄物処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

## 4 計画的な災害廃棄物処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、災害廃棄物の処理を復旧・復興計画に考慮して行う。そのための処理実行計画を町災害廃棄物処理計画や県が定める災害廃棄物処理実行計画も踏まえ、定める。

ア 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

イ 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

ウ がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

## 5 損壊家屋等の解体に係る民間事業者との連携及び他の地方公共団体への協力要請

損壊家屋等の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

## 6 建築物等からの石綿飛散・ばく露防止

町災害廃棄物処理計画や県災害廃棄物処理計画も踏まえ、建築物等の解体等による石綿の飛散・ばく露を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

また、解体等を行わない建築物等で石綿の露出等が確認された場合にあつては、必要に応じ建築物等の所有者又は管理者に対し、ビニールシート等による飛散防止若しくは散水・薬剤の散布による湿潤化・固形化等の措置又は立ち入り禁止などの石綿の飛散・ばく露防止対策を行うよう指導・助言する。

## 第3 借地借家制度の特例の適用に関する事項

### 1 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用手続

- (1) 町長は、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条の特定大規模災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。
- (2) 町長は、適用の申請に際し、以下の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに2部提出する。

- ア 町の面積
- イ り災土地の面積
- ウ 町の建物戸数
- エ 減失戸数
- オ 災害の状況
- カ その他（り災土地中、借地の比率及び減失建物中、借家の比率等もできれば記載する。）

(2) 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の減失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

#### 第4 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、生活の再建を支援し、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とし支援金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	県（被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館を指定）に支給事務を委託）
対象災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害救助法施工例第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害</li> <li>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が派生した市町村の区域に係る自然災害</li> <li>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害</li> <li>(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害</li> <li>(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）の区域に係る自然災害</li> <li>(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満） 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）</li> </ul>
対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 居住する住宅が全壊した世帯</li> <li>(2) 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</li> <li>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</li> <li>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</li> </ul>
支給額	支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする （※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額） (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

**第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>**  
**第4節 被災者の生活確保**

区分	支給の内容等			
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
	対象世帯の(1)	対象世帯の(2)	対象世帯の(3)	対象世帯の(4)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）				
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	
支給額	200万円	100万円	50万円	
※いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円				
申請先	県（市町村経由）			

**第5 被災者生活支援金の支給**

町は、被災者生活再建支援法が適用されるなどの大規模な災害において、床上浸水以上の被害を受けた世帯及び小規模事業者に対して、生活再建を支援するため、被災者生活支援金を支給する。

対象市町村	① 被災者生活再建支援法が適用された市町村 ② 上記と同一の被害を受けた市町村
対象世帯等	① 全壊、半壊若しくは床上浸水の住宅被害を受けた世帯 ② 商工業を行う拠点である店舗、事務所、工場などが全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた小規模事業者 ただし、①の支給対象者は除く ③ ①、②に係わらず、被災者し得かつ再建支援法にも続く支援金の支給対象となる世帯は除く。 ④ ①、②のうち、被災日の前年の1月1日から被災日までの間に県内において被災者生活再建せん方が適用された災害において全壊、半壊若しくは床上浸水の被害を受けた者
支給限度額	上記①、②については1世帯（1事業者）当たり20万円 上記④については1世帯（1事業者）あたり50万円

**第6 災害弔慰金等の支給**

**1 災害弔慰金の支給**

町長は、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ただし、災害救助法及び条例の適用を受けない場合は、中種子町災害見舞金支給条例に基づいて支給する。

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者の生活確保

区分	支給の内容等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一つの市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡当時遺族の生計を主として維持していた場合…………… 500万円 その他の場合…………… 250万円

**2 災害障害見舞金の支給**

町長は、条例に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障がいがある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

区分	支給の内容等
実施主体	町が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	(1) 一つの市町村の区域内において、住居の滅失した世帯の数が5以上ある災害（当該市町村のみが対象となる。） (2) 県内において、住居の滅失した世帯の数が5以上の市町村が3以上存在する災害（県内すべての市町村が対象となる。） (3) 県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。） (4) 救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害（県内すべての市町村が対象となる。）
支給対象	対象災害により法別表に掲げる程度の障がいを受けた者に対して支給する
障害見舞金の額	当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時、 生計を主として維持していた場合…………… 250万円 その他の場合…………… 125万円

### 3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

区分	支給の内容等
対象災害	一の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上である災害と原因を同じくして発生した災害及びその他知事が特定指定した災害（災害弔慰金の支給等に関する法律の規定による災害弔慰金の支給の対象となる災害を除く。）
支給対象	対象災害により死亡した者の遺族に対して支給する。
弔慰金の額	死亡者1人当たり100万円とする。

### 4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

区分	支給な内容等
対象災害	(1) 災害救助法による救助が行われた災害 (2) 位置の市町村の区域内において住家の滅失した世帯の数が5以上ある災害（(1)災害に該当するものを除く。） (3) (1), (2)に掲げる災害と原因を同じくして発生した災害 (4) その他知事が特に指定した災害
支給対象	現に移住している住家が対象災害による全滅、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して支給する。
見舞金の額	1世帯当たり10万円とする。

## 第7 税の徴収猶予及び減免措置等

### 1 税の徴収猶予

- (1) 町長は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めるときは、納税者又は特別徴収義務者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 町長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

### 2 町税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

## 第8 災害時における日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、日本郵便株式会社は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、日本郵便株式会社の業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。

### 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

### 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

### 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、関係法令等に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施するものとする。なお、料金免除となるこれらの郵便物については、当該郵便物の引受期間中は、郵便窓口取扱時間外においても引き受ける。

### 4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、日本郵便株式会社は、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

### 5 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社鹿児島県支部、共同募金会又は共同募金会連合会に対する被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

### 6 郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情を考慮し、

ア 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の郵便貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払渡し及び非常貸付け並びに国債等の非常買取り等の非常取扱い

イ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

### 7 病院等による医療救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、病院等から医療救護班を派遣し、被災地における医療救護活動に協力する。

## 8 簡易保険加入者福祉施設を活用した災害救護活動

災害時において、被災地の実情に応じ、医療救護、一時避難場所の提供等の必要がある場合は、日本郵便株式会社は、被災地の地方公共団体等の関係機関との連絡を密にし、加入者福祉施設を活用して災害救護活動を行う。

## 9 被災地域地方公共団体に対する簡易生命保険資金による災害応急融資

災害時において、被災地における災害応急対策の円滑な実施に資するため、日本郵便株式会社は、被災地域地方公共団体の災害に関する緊急な資金需要を的確に把握し、当該地方公共団体の申請に応じ、簡易生命保険資金を短期融通する。

## 第9 被災建築物に関する各種調査に係る被災者への説明

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

## 第10 り災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査やり災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

## 1 被害認定基準

災害による住家への被害程度を判定する際の基準は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月 内閣府（防災担当））を基とした以下の区分とする。

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者の生活確保

被害の程度	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものであるとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものであるとする。
半壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くものである。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものであるとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもので、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものであるとする。

## 2 早期交付のための体制確立

町は、災害発生により住家等に被害が及んだ場合、又はそのような事態の発生が予想される場合、り災証明書を発行するための事前準備を行い、体制の整備に努める。

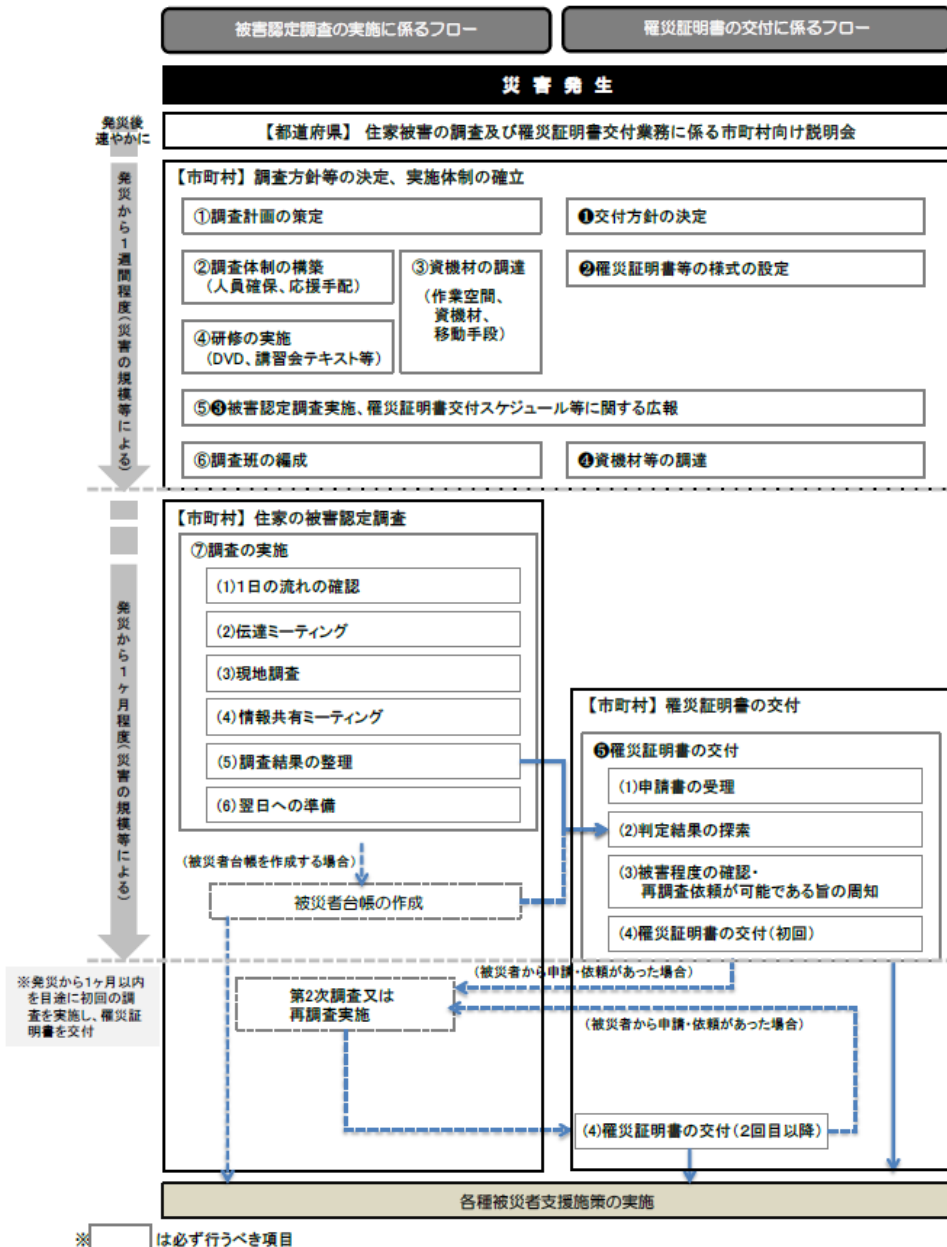
### (1) り災証明書発行のための事前準備

- ア 発行方針の決定
- イ り災証明書の様式の設定
- ウ 資機材等の確保
- エ 申請窓口及び人員の確保
- オ 罹災証明書発行に関する広報活動 等

(2) 被害認定調査のための事前準備

- ア 調査計画の策定
  - イ 調査体制の構築及び調査班の編成
  - ウ 調査用資機材の調達
  - エ 職員研修の実施
- 等

なお、被害の調査等にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和7年7月 内閣府（防災担当））及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（令和7年5月 内閣府（防災担当））を参考とする。被害認定調査の流れを以下（図）に示す。



### 第11 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

## 第4節 被災者への融資措置

[保健環境対策部]

### 第1 民生関係の融資

#### 1 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

区分	融資の内容等
貸与対象	災害により被害を受けた世帯で次の各条件に適合する世帯に対して貸し付けられる。 (1) 資金の貸付けと併せて必要な救助及び指導を受けることにより、独立自活できると認められる世帯であること。 (2) 独立自活に必要な資金の融通を他から借りうけることが困難であると認められる低所得世帯であること。
融資の手続き及び方法	借入申込人は、その居住地区を端とする民生員を通じ市町村社会福祉協議会へ提出する。市町村社会福祉協議会は、意見書を添付して県社会福祉協議会へ提出し、県社会福祉協議会で貸与を決定のうえ、市町村社会福祉協議会長あて通知するとともに、貸与金を借入申込人に送金する。
貸与額	150万円以内
償還期間	据置期間（6か月以内無利子）経過後7年以内に償還を完了するものとする。
利率	年1.5%（保証人がある場合は無利子）

#### 2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものである。

区分	貸与の内容等
実施主体	市町村が条例に定めるところにより実施する。
対象災害	県名において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害（県内すべての市町村が対象となる。）
貸与金原資の負担割合	国2/3, 県1/3
貸与申込受付期間	被災日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日まで
貸与対象世帯	(1) 同一の世帯に属するものが1人の場合は、その所得の合計が、220万円以下の世帯 (2) 同一の世帯に属するものが2人の場合は、その所得の合計が、430万円以下の世帯 (3) 同一の世帯に属するものが3人の場合は、その所得の合計が、620万円以下の世帯

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

区分	貸与の内容等
	(4) 同一の世帯に属するものが4人の場合は、その所得の合計が、730万円以下の世帯
	(5) 同一の世帯に属するものが5人以上の場合は、その所得の合計が、730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額以下の世帯
	(6) 住家が滅失又は流失した場合は、その所得の合計が1,270万円以下の世帯

【別表貸与対象等】

貸付区分		貸付限度額 (円)	利率	償還 期限	措置 期間	償還 方法	担保
1 世帯主が負傷した場合 (療養に約1ヶ月以上かかること)	ア 家財・住居ともに損害がない場合	1,500,000	3.0%	10年以内	3年 (特認5年)	半年賦又は年賦	連帯保証人
	イ 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	2,500,000					
	ウ 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	2,700,000 (3,500,000)					
	エ 住居が全壊した場合	3,500,000					
2 世帯主が負傷しなかった場合 (療養期間が約1ヶ月かからない場合も含む)	ア 家財の損害はあるが、住居の損害はない場合	1,500,000	据置期間中は無利子	据置期間を含む	原則として元利均等償還		
	イ 住居が半壊した場合 (特別な事情がある場合)	1,700,000 (2,500,000)					
	ウ 住居が全壊した場合 (エの場合を除く)(特別な事情がある場合)	2,500,000 (3,500,000)					
	エ 住居全体が滅失し、又は流失した場合	3,500,000					

## 第2 住宅資金の融資

### 1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して、住宅金融支援機構が融資するものである。

区分	融資の内容
対象となる災害	以下のいずれのかの災害 (1) 地震, 豪雨, 噴火, 津波などの自然現象により生じた災害 (2) 自然現象以外の原因による災害のうち, 住宅金融支援機構が個別に指定するもの
貸与を受けられることのできる住宅	(1) 建設の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 面積要件なし。 ウ 併用住宅は, 住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし, 非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法その他の関係法令に適合すること。 オ 居住室, 台所及びトイレを備えていること。 カ 木造である場合1戸建又は連続建であること。  (2) 補修の基準 ア 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合すること。 イ 家具の床面積, 構造の種類は制限がない。 ウ 併用住宅は, 住宅部分が全体の1/2以上であること。ただし, 非住宅部分を賃貸するものは除く。 エ 建築基準法の規定に適合すること オ 居住室, 台所及びトイレを備えていること。 カ 1戸当たりの補修に要する費用が10万円以上であること。
貸与対象者	(1) 機構から資金の太陽を受けなければ, 災害復興住宅の建設・購入又は補修をすることができないものであること。 (2) 災害により災時, 滅失し, 又は損傷した家屋の所有者, 賃借人又は居住者であって災害の発生の日から2年以内に自ら居住し, 又は他人に無償で貸すために災害復興住宅を建設・購入又は補修をしようとする者であること。 (3) 償還能力を有するものであること。
貸与の条件	(1) 建設・購入の場合 ア 貸付限度額

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

区分	融資の内容
	住宅建設資金 土地取得あり 3,700 万円（工事費の 100%融資） 土地取得なし 2,700 万円（工事費の 100%融資） 住宅購入資金 3,700 万円（購入費の 100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 35 年以内（3 年以内の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は 80 歳 エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払 （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6 ヶ月払い併用可） (1) 補修の場合 ア 貸付限度額 住宅補修資金 1,200 万円（工事費の 100%融資） イ 貸付利率 機構の貸付利率による。 ウ 償還期間 20 年以内（1 年間の据置期間を設けることができる。） ※完済時年齢の上限は 80 歳 エ 償還方法 元利均等毎月払又は元金均等毎月払い （申込人から申し出があつて債権保全上支障ない場合は、6 ヶ月払い併用可）
借入手続	融資希望者は、り災地域を管轄する市町村その他の公的機関の長から罹災証明の発行を受け、申込書の提出は、機構又は最寄りの機構の業務委受託金融機関へ提出する。

## 2 一般個人住宅の災害特別貸与

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して、住宅金融支援機構が資金を融資するものである。

## 第3 農林漁業関係の融資

### 1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対して、以下のような資金を融資するものである。

#### (1) 被害農林業者に対する経営資金

区分	融資の内容等
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る。）、家畜、家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具（政令で定めるものに限る。）、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る。）の建造又は取得資金その他農林漁業経営に必要な資金

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

区分	融資の内容等
貸与の対象者	<p>ア 被害農業者 農業を主な業務とする者であって、天災による農作物、畜産物若しくは繭の減収量が平年の収穫量の100分の30以上であり、かつ、減収による損失額がその者の平年における農業総収入額の100分の10以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹（それぞれ栽培面積5アール以上）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の30以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>イ 被害林業者 林業を主な業務とする者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>ウ 被害漁業者 漁業を主な業務とする者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流出等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、滅失、流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>エ 特別被害農業者 被害農業者であって、天災による農作物、畜産物及び繭の減収による損失額が、その者の平年における農業総収入額の100分の50（開拓者にあつては100分の30）以上である旨又は天災による果樹、茶樹若しくは桑樹の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における価額の100分の50（開拓者にあつては100分の40）以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>オ 特別被害林業者 被害林業者であって、天災による薪炭（薪炭原木を含む。）、木材、林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が、平年における林業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま、しいたけほだ木、わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p> <p>カ 特別被害漁業者 被害漁業者であって、天災による魚類、貝類及び海そう類の流失等による損失額が、平年における漁業総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する漁船若しくは漁具の沈没、流失、滅失、損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の町長の認定を受けた者</p>

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

区分	融資の内容等																																																																				
貸与利率	ア 特別被害農業者若しくは特別被害林業者で特別被害地域内において農業若しくは林業を営む者又は特別被害漁業者で特別被害地域内に住所を有する者年3%以内 イ 開拓者又は天災による農作物等, 林産物又は水産物の損失額が平年における農業, 林業又は漁業による総収入額の100分の30以上である旨の町長の証明を受けた被害農林漁業者特別被害農林漁業者以外の者……………年5.5%以内 ウ その他……………年6.5%以内																																																																				
償還期限	6年の範囲内で政令で定める期間(激甚法適用の場合7年)																																																																				
貸与の限度	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">貸付対象者</th> <th colspan="2">天災融資法</th> <th colspan="2">激甚災害法</th> </tr> <tr> <th colspan="2">貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)</th> <th colspan="2">貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)</th> </tr> <tr> <th>A%</th> <th>B万円個人 (()は法人)</th> <th>A%</th> <th>B万円個人 (()は法人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">農業者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>55</td> <td>500(2,500)</td> <td>80</td> <td>600(2,500)</td> </tr> <tr> <td>一般農業者</td> <td>45</td> <td>200(2,000)</td> <td>60</td> <td>250(2,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開拓者</td> <td>果樹栽培者・家畜等飼養者</td> <td>55</td> <td>500(2,500)</td> <td>80</td> <td>600(2,500)</td> </tr> <tr> <td>一般開拓者</td> <td>45</td> <td>200(2,000)</td> <td>60</td> <td>250(2,000)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">林業者</td> <td>45</td> <td>200(2,000)</td> <td>60</td> <td>250(2,000)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">漁業者</td> <td>漁具購入資金</td> <td>80</td> <td>5,000</td> <td>80</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>漁船建造・取得資金</td> <td>80</td> <td>500(2,500)</td> <td>80</td> <td>600(2,500)</td> </tr> <tr> <td>水産動植物養殖資金</td> <td>50</td> <td>500(2,500)</td> <td>60</td> <td>600(2,500)</td> </tr> <tr> <td>一般漁業者</td> <td>50</td> <td>200(2,000)</td> <td>60</td> <td>250(2,000)</td> </tr> </tbody> </table>						貸付対象者		天災融資法		激甚災害法		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		A%	B万円個人 (()は法人)	A%	B万円個人 (()は法人)	農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)	一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)	林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)	漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000	漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)	水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)
貸付対象者		天災融資法		激甚災害法																																																																	
		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)		貸付限度額(損失額のA%に相当する額又はB万円のどちらか低い額)																																																																	
		A%	B万円個人 (()は法人)	A%	B万円個人 (()は法人)																																																																
農業者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																
	一般農業者	45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																
開拓者	果樹栽培者・家畜等飼養者	55	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																
	一般開拓者	45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																
林業者		45	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																
漁業者	漁具購入資金	80	5,000	80	5,000																																																																
	漁船建造・取得資金	80	500(2,500)	80	600(2,500)																																																																
	水産動植物養殖資金	50	500(2,500)	60	600(2,500)																																																																
	一般漁業者	50	200(2,000)	60	250(2,000)																																																																

(2) 被災農林漁業組合に対する事業資金

区分	融資の内容等
貸与対象	事業運営資金(肥料, 農薬, 漁業用燃油, 生産物等の在庫品で被害を受けた者の補てんに充てるために必要な資金)
貸与の相手方	被害組合
貸与利率	年6.5%以内

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

区分	融資の内容等
償還期限	3年以内
貸与限度	2,500万円以内、ただし、連合会については、5,000万円以内（激甚法適用の場合は5,000万円以内、ただし、連合会については、7,500万円以内）

2 日本政策金融公庫の災害資金

株式会社日本政策金融公庫法に基づき、日本政策金融公庫（農林水産事業）が被害農林漁業者等に対し、貸し付けを行う資金は、以下のとおりである。

（令和4年8月19日現在）

資金名	資金用途・内容	貸付利率 (%)	償還期限 (年以内)		貸付限度額 (万円)	融資率 (%)	
			償還期間	うち据置期間			
農林漁業セーフティネット資金	農林漁業経営の再建・維持安定費	0.70	5	3	一般 600 (特認:年間経費等の12分の6)	—	
		0.95	10				
		1.25	15				
農業基盤整備資金	農地、牧野の保全又はその利用上必要な施設の復旧費	0.70	5	10	(下限 50)	100	
		0.95	10				
		1.25	15				
		1.40	25				
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	0.70	5	3	1施設当たり 300 特認 600 漁船 1,000 20t未滿	80	
		0.95	10				
		1.25	15				
	共同利用施設	共同利用施設の復旧費	1.40	(果樹の改植又は補植)25	(果樹の改植又は補植)10		
			0.70	5	3		80
			0.95	10			
1.25	15						
整備資金	漁港	漁港施設	1.40	20	3	(下限 10)	80
	漁場整備	漁場整備施設	1.40	20	3	(下限 10)	80
整備資金	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	0.70 ～ 1.40	20 (特認 25)	3 (特認 7)	(下限 10)	80
	樹苗養成施設	樹苗その他の施設の災害復旧費	0.70 ～ 1.25	15	5	(下限 10)	80

(注) 貸与利率等は随時改訂が行われるので、利用の際は関係先に確認すること。

### 3 農林漁業金融公庫資金による災害資金

農林漁業金融公庫法に基づき、被害農林漁業者等に対して、農林漁業金融公庫が資金の貸付けを行うものである。

## 第4 商工業関係の融資及び利子補助

### 1 鹿児島県融資制度緊急災害対策資金

#### (1) 目的

災害により被害を受けた県内中小企業者の資金需要に迅速・的確に対応し、当該中小企業者の速やかな業況回復を図る。

#### (2) 融資対象者

融資対象者：県内で現に営む事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者及び組合で、次の要件のいずれかに該当するもの。

ア 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条に規定する特例が適用された者（県内における災害により被害を受けた者に限る。）

イ 災害救助法第2条の災害により被害を受けた者

（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

ウ 被災者生活再建支援法第2条の自然災害により被害を受けた者

（県内における同条の災害により被害を受けた者に限る。）

エ 知事が特に認める災害により被害を受けた者

※いずれも当該災害と原因を同じくして発生した災害により被害を受けた者を含む。

融資限度額：運転設備資金 2,000 万円

設備資金 3,000 万円

融資期間：運転設備資金 7 年以内（据置 2 年以内）

設備資金 10 年以内（据置 3 年以内）

融資利率：1 年以内年 1.6%

1 年超 3 年以内年 1.8%

3 年超 5 年以内年 1.9%

5 年超 7 年以内年 2.1%

7 年超 10 年以内年 2.2%

信用保証：鹿児島県信用保証協会の保証を要する。

信用保証料率：融資対象者①～③ 年 0 担保を提供して保証を受けている中小企業者及び組合 0.1% 割引

連帯保証人：保証機関の定めるところによる

担保：保証機関の定めるところによる

申込み先：各商工会議所・商工会（組合は中小企業団体中央会）・取扱金融機関

取扱金融機関：鹿児島銀行、南日本銀行、各信用金庫、各信用組合、商工組合中央金庫、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行（県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。）

添付書類：当該災害により被害を受けたことの町長等の証明書等

第4章 災害復旧・復興 <被災者の災害復旧・復興支援>  
第4節 被災者への融資措置

**2 政府関係金融機関の融資**

機関名 事項	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
制度名	災害復興貸与	災害貸与	災害復興資金
融資対象	指定された災害により被害を被った中小企業の方	指定された災害により被害を受けた方	異常な自然化粧等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資制度	別枠 1億5千万円	それぞれの融資制度の融資限度の額に1災害につき、3千万円を加えた額	当金庫所定の限度内
融資期間	運転 10年以内 設備 15年以内	各種融資制度の返済期間内	運転 10年以内 設備 20年以内
据置期間	2年以内	2年以内 (ただし、異例の災害の場合は、その都度定める)	3年以内
担保	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。
貸与利率	基準利率 ただし、特別利率が適用される場合がある。	各融資制度に定められた利率	プライムレート
保証人	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。	必要に応じて徴する。

**3 鹿児島県信用保証協会の保証**

区分	保証の概要
保証対象	県内に事業所（個人の場合は居住又は事業所）を有し、事業を営んでいる中小企業者。但し、保証制限度要綱等で別に業歴が定めている場合は、それによる。
相談・申込先	各金融機関
保証限度	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円（激甚災害補償の場合は、別枠）
保証期間	運転資金 15年以内、設備資金 20年以内 (激甚災害保証の場合、運転資金 5年以内、設備資金 7年以内)
保証人及び担保	保証員は原則不要（法人の場合は代表者）・担保は必要に応じて請求
返済方法	一括又は分割返済
信用保証利率	0.45%～1.90%（激甚災害保証の場合 年0.87）

※次の定性要因に該当する事業者については、それぞれ0.1%割引

- (1) 担保の提供がある事業者（一部制度は対象外）
- (2) 会計参与設置会社または公認会計士氏若しくは監査法人の監査を受けている事業者
- (3) 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

#### 4 鹿児島県中小企業災害復旧資金利子補助事業

(1) 目的

中小企業者等が災害復旧のために借り入れた（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県・市町村の制度資金（中小企業者を対象とした災害復旧目的資金に限る。）について，利子補助を行う市町村に対し，融資額に応じた段階的な利子補助を行う。

(2) 利子補助対象

県が災害発生の都度指定した災害において被災した中小企業者等が，災害発生の日から知事が災害の都度定める期間（概ね6ヶ月以内）に借り入れた災害復旧資金に係る支払い利息

※災害復旧資金：（株）日本政策金融公庫，（株）商工組合中央金庫の資金又は県（緊急災害対策資金）・市町村の制度資金で中小企業者を対象とした災害復旧目的資金

(3) 補助の概要

利子補助率：融資額 200 万円以下年 1.80%

融資額 200 万円超 600 万円以下年 1.35%

融資額 600 万円超 1,500 万円以下年 0.90%

※補助率は県が負担するものであり，被災中小企業者への補助率は町利子補助事業により上乗せして実施する場合もあるため，市町村によって異なる。

補助期間：5年間

補助対象額：借入金 1,500 万円を限度とする。

申込み先：被災事業所の所在する市町村（商工団体経由の市町村もあり）

添付書類：・中小企業災害復旧資金利息支払証明願

- ・災害により被害を受けたことの町長，消防署長等の証明書又は証明書の写し
- ・事業報告書
- ・町長が必要と認める書類

